よりよい明日を、世界の人々と。
独立行政法人 国際協力機構

平成１６年度　業務実績報告書

平成１７年６月

独立行政法人
国際協力機構

総
JR
05-002

＜はじめに＞

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号)」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成１５年外務省令第２２号)」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成１５年１１月１７日外務省独立行政法人評価委員会決定)」に基づき、平成１６年度の業務実績についてまとめたものである。

目　次

Ⅰ．ＪＩＣＡ改革の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ.独立行政法人国際協力機構の概要

１．業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
２．事務所の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
３．資本金の額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
４．役員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
５．職員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
６．設立の根拠となる法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
７．主務大臣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
８．沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
９．組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

Ⅲ．平成 16 年度業務実績

＜要約＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
＜小項目ごとの実績＞（【 】内の数字は中期計画小項目の便宜上の通番）
１．　業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
(1)組織運営における機動性の向上
【1】現場(在外)強化と機動的組織運営・・・・・・・・・・・・20
(2)業務運営全体の効率化
【2】事務手続きの迅速化、合理化・・・・・・・・・・・・・・27
【3】事業の主要な投入の単位当り経費の効率化・・・・・・・32
【4】本部管理経費の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・37
(3)施設、設備の効率的利用
【5】施設、設備の利用者数の増加・・・・・・・・・・・・・・39
２．　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(1)総論
【6】効果的な事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
【7】外務大臣からの緊急の要請への対応・・・・・・・・・・54

【8】情報公開、広報の充実及び知見の公開・・・・・・・・・・55
【9】ＮＧＯ等との連携推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
【10】環境及び社会への配慮 ・・・・・・・・・・・・・・・・・63
【11】男女共同参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
【12】客観的で体系的な事業評価 ・・・・・・・・・・・・・・・70
(2)各事業毎の目標
(ｲ)技術協力
【13】現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施　78
【14】案件の適切な投入要素の決定・・・・・・・・・・・・・・86
【15】本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ・・・・89
【16】専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価・・・・92
(ﾛ)無償資金協力の実施促進
【17】無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上・・・・・・96
(ﾊ)国民等の協力活動
【18】国民等の協力活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・98
【19】ボランティアの人材確保及びサポート・・・・・・・・・・101
【20】草の根技術協力事業に対する国民の参加支援・・・・・・104
【21】開発教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
(ﾆ)海外移住
【22】海外移住者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・114
(ﾎ)災害援助等協力事業
【23】災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施・・・116
(ﾍ)人材養成確保
【24】人材養成確保の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
(ﾄ)附帯業務
【25】附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況・・・・127
３．　予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画
(1) 予算（人件費の見積を含む。）
(2) 収支計画
(3) 資金計画
【26】予算、収支計画、資金計画・・・・・・・・・・・・・・・132
４．　短期借入金の限度額
【27】短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・139
５．　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
【28】重要な財産の譲渡等の計画・・・・・・・・・・・・・・・140
６．　剰余金の使途

【29】剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・141
７．　その他主務省令で定める業務運営に関する事項
(1) 施設・設備に関する計画
【30】施設・設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・142
(2) 人事に関する計画
【31】人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画・・・・・・145
【32】常勤職員数と人件費総額・・・・・・・・・・・・・・・・147
(3) その他中期計画を達成するために必要な事項
(ｲ)監査の充実
【33】外部監査の実施等監査の充実・・・・・・・・・・・・・・148
(ﾛ)各年度の業績評価
【34】各年度の業績評価と業務運営への反映・・・・・・・・・・150

＜資料編＞

1. 国別の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
2. 開発課題別の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156

Ⅰ.　ＪＩＣＡ改革の進展

機構は、中期目標・中期計画の取り組みを一層強化するため、平成１６年３月に打ち出した「ＪＩＣＡ改革プラン」（ＪＩＣＡの新たな方向性）に基づき、「現場主義」、「人間の安全保障」、「効果・効率性と迅速性」の３つの視点から業務運営や組織体制の改革を図っている。平成１６年度は、改革第一弾として人員の大幅シフトや権限委譲など、海外の現場強化を進めてきた。改革２年目に当る平成１７年度は、途上国の現場のニーズを確実に受け止め、的確かつ迅速に応えるための日本国内の実施体制の強化を図るため、改革第二弾として国内事業の改革と国内機関の再編を打ち出した。

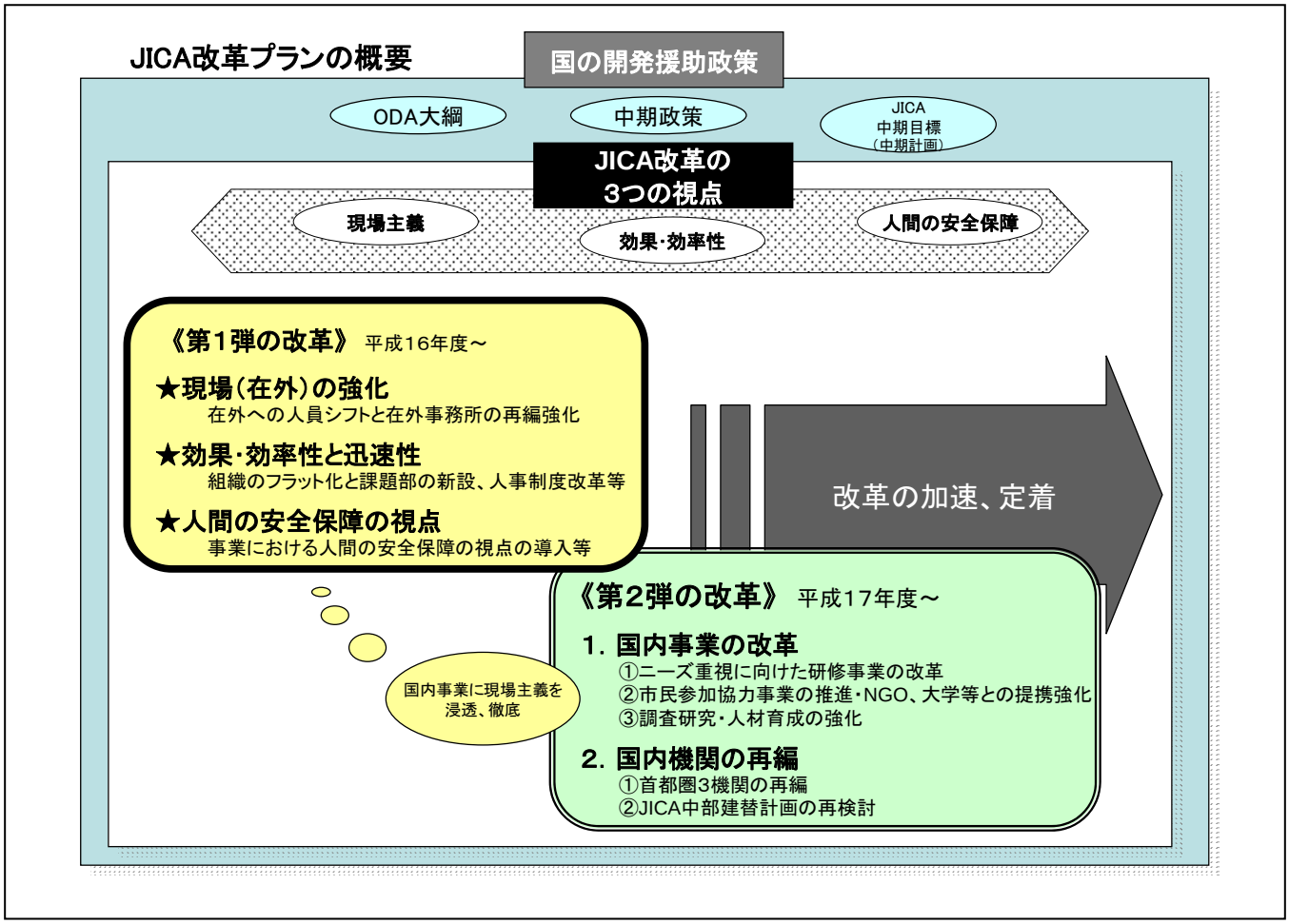

1　平成 16 年度の実績（第一弾の改革）

ＪＩＣＡ改革プランで打ち出した取り組みを進め、平成１６年度には次のような具体的な成果をあげた。

＜JICA 改革プランの具体的な成果事例＞

「ＪＩＣＡ改革プラン」レビューと更なる推進

＜ＪＩＣＡ改革プランの３つの柱＞

（１）「現場主義」
（２）「人間の安全保障重視の事業」
（３）「効果・効率性と迅速性」

↓

＜改革プランの具体的成果事例＞

● 迅速性・機敏性を向上させる組織・体制の定着
・機構全般にわたる組織のスリム化（部署数の１割削減）
・機構全般にわたる組織のフラット化（チーム制、グループ制）による意思決定のスピードアップと効率性の向上（決裁日数の 4 割減）
・テレビ会議導入による現地との情報共有、意思決定の迅速化（スマトラ沖大地震・インド洋津波被害）

● 現地のニーズに機敏に対応
・スマトラ沖大地震・インド洋津波被害に対する迅速な緊急支援の実施
・平和構築等新たな分野課題への取り組みを開始し、本格始動（シエラレオネ、コンゴ民主共和国、チャド等に在外主導で案件形成）
・フィールドオフィスを緊急設置し迅速・柔軟な案件形成及び実施に着手（パキスタン、チャド、シェラレオネ）

● 現地主導案件の増加
・ニーズの発掘が目に見えて活発化、戦略化し、現地主導が奏功（アフガニスタン、ヨルダンにおけるイラク支援など）
・地域５部体制導入による地域ごとの事業実施方針の策定等の取り組みが本格化、迅速化

● 人間の安全保障
・「人間の安全保障」事業ガイドライン（案）作成。「七つの視点」の導入。
・１６年度新規要望の中で「人間の安全保障」に重点をおいた案件の形成が進む。

● 組織風土・職員意識の変化
・新人事評価・資格・昇給制度を柱とした新しい人事制度を導入
・職員の自発的な提案から取り組みを始めた ISO14001 の取得
・援助ニーズ、復興支援、平和構築などのフロンティア開拓に役職員が一体となって積極的に取り組む姿勢の発現（より能動的なアクションの意識向上）

⇩

今後は、改革の流れの定着、さらなる業務の合理化と成果が課題

（１）現場主義（在外強化）の実践

機構では、現地ニーズを的確に反映した案件形成支援の推進及び案件のより効果的かつ効率的な実施のため、現地機能を一層強化し、在外事務所が中心となって事業の計画・実施を行う事業運営体制（在外主管）への転換を図っている。１６年度は、８在外事務所において支出金額ベースで約３割に当たる案件を在外主管として試行実施するとともに、６地域支援事務所の設置、１２５名の人員の在外シフト等の体制整備を行った。

この結果、在外主管案件について採択から事前評価調査開始までの期間が本部主管に比べて約４割短縮（サンプル調査結果）するなど、単純比較はできないものの迅速化が進んだ。また、事業実施の権限が在外事務所に委譲されたことで相手国政府との協議の頻度や内容が充実し、運営上の問題解決にも積極的に対応することが可能となったこと、日本人所員のみならずナショナルスタッフの積極性も向上していること、などが在外事務所から報告されている。

＜ＪＩＣＡ改革プランに関する目標と達成状況１【現場主義】＞

JICA 改革プランに関する目標 【現場主義】	16 年度の達成状況	関連する小項目
①在外への大幅な権限委譲 （在外主管体制の導入）	●16 年 10 月から 8 在外事務所で試行的実施 ●17 年 4 月から 30 在外事務所に拡大する準備を年度内に完了	No.1
②在外サポートの強化 （6 地域支援事務所の設置）	●16 年 10 月までに、ｹﾆｱ、ｾﾈｶﾞﾙ、南ｱ、ﾀｲ、ﾒｷｼｺ、ﾌｨｼﾞｰに設置済み	
③在外への人員シフト （18 年度末までに人員 200 名シフト、16 年度中に約 130 名シフト）	●16 年度中に 125 名の人員をシフト	

（２）「人間の安全保障」の視点を重視した事業運営

政府開発援助に関する中期政策によれば、「人間の安全保障」は、一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方である。機構では、１６年１０月に専管部署として「人間の安全保障チーム」を設置し、この「人間の安全保障」の概念を事業において実践するために、以下の取り組みを行った。

ア．「人間の安全保障を踏まえた開発援助の具体化に向けて」という文書を作成し、その要諦を「七つの視点」として整理した。（同文書は、外務省の新規案件要望調査訓令に反映されると共に、上述の中期政策の作成過程において参考資料として提供された。）

「人間の安全保障」の視点を踏まえた援助（七つの視点）

① 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助
② 人々を援助の対象としてのみならず将来の「開発の担い手」と捉え、そのために人々の能力強化（empowerment）を重視する援助

③ 社会的に弱い立場にある人々、生命、生活及び尊厳が危機に晒されている人々、あるいはその可能性の高い人々への裨益を重視する援助
④ 「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」の双方を視野に入れた援助
⑤ 人々の抱える問題を中心に据え、問題の構造を分析したうえで、その問題の解決のために、セクターを組み合わせて総合的に取り組む援助
⑥ 「政府」（中央・地方）のレベルと「地域社会・人々」レベルの双方にアプローチし、当該国・地域社会の持続的発展に資する援助
⑦ 途上国における様々なアクターや他のドナー、ＮＧＯなどと連携を図ることを通じて、より大きなインパクトを目指す援助

イ．「七つの視点」を事業のサイクルに取り込むべく、具体的には、翌年度新規案件の事業活動内容の検討に際して、「七つの視点」を踏まえているかどうかを吟味することが制度化された。

ウ．「七つの視点」を踏まえた具体的な事業活動についてイメージを関係者において明らかにするために、そのような活動事例と考えられるものについてＪＩＣＡ内に募り、その情報を共有した。（その結果、「モデル案件」（約２００件）及び特にその中でも参考になると思われる「選りすぐり案件」（約２５件）に関する情報が共有された。）

例えば、災害発生直後の緊急対応のみならず中期的な視点からの復興や防災体制の強化などにも包括的に取り組みつつあるスマトラ沖大地震・インド洋津波被害への対応（事例：７頁）、また、人々が有する諸問題により適切に応えるため、政府、コミュニティ双方に働きかけるとともに複数課題（給水、保健、環境衛生等）に総合的に支援を行うザンビア地域保健・給水プログラム（事例：９頁）など。

これらを通じて、在外事務所を含む機構の各部署において、「人間の安全保障」を具体的に取り入れるための基盤が整備された。今後は、このような人間の安全保障の考え方を具体化した事業について、関係者間の共通認識の醸成を進め、それを足がかりに一層の人間の安全保障の実践と事業活動の改善を進めていく。

＜ＪＩＣＡ改革プランに関する目標と達成状況２【人間の安全保障】＞

JICA 改革プランに関する目標【人間の安全保障】	16 年度の達成状況	関連する小項目
①「人間の安全保障」の視点の事業への反映	●案件検討等における「７つの視点」の導入 ●「人間の安全保障」の視点を踏まえた案件形成の着手	No.6
②平和構築支援分野の協力の推進	●チャド、シエラレオネ、アンゴラ、コンゴ民主共和国等で始動	

（３）効果・効率性と迅速性

１）地域部・課題部体制と予算統合による事業の総合的運用の開始

国・地域別あるいは課題別の事業実施における戦略性を高め、より効果的・効率的な

協力を行うため、１６年度から地域５部・課題５部の組織体制としてそれぞれの役割を明確化するとともに事業形態別の予算を統合し、事業の総合的運用を開始した。

２）組織のスリム化・フラット化による意思決定の迅速化

１６年度から導入した組織・人事制度改編により、部署数の１割削減及び従来の課長代理以上のポスト数の約１割削減を行うとともにチーム制を導入し、決裁基準の見直しを行った結果、意思決定が迅速化した。主要事業の骨格を決定する実施決裁文書について起案から決裁まで要した日数は、１４年度と比較して４割以上短縮（サンプル調査結果）された。

３）業務経費及び一般管理費の削減

機構の中期計画予算（平成１５年度下期～平成１８年度）では、平成１６年度以降の運営費交付金について、毎年度１．２２％の効率化を行うことが定められている。これによる削減額は、平成１５年度予算との比較では、１６年度約２０億円、１７年度約３９億円、１８年度約５９億円であり、計１１８億円となる。１６年度は、業務経費については事業の主要な投入にかかる単位当り経費の削減、一般管理費については本部賃借料の削減、新人事制度の導入や早期退職の推進等により、それぞれ順調に効率化が進んだ。

４）新人事制度の導入と人事評価の実施

平成１６年４月に新人事制度（チーム制）及び人事評価制度、７月に新給与制度・資格制度を導入した。とくに人事評価制度については今後運用を通じて改良を加えていくことになるが、全管理職対象の目標設定・評価研修及び職員対象の説明会を徹底して行った結果、制度としては定着した。１６年度上半期の評価より、試行的に旧課長職以上の職員を対象として評価結果を１２月の賞与に反映させた。

＜ＪＩＣＡ改革プランに関する目標と達成状況３【効果・効率性と迅速性】＞

JICA 改革プランに関する目標【効果・効率性と迅速性】	16 年度の達成状況	関連する小項目
①組織改革による意思決定迅速化・合理化	●本部の部門数 1 割減 ポスト（従来の課長代理以上）1 割減 決裁所要日数 4 割減（サンプル調査結果）	No. 1 No. 2
②経費効率化 （18 年度末までに、 ・主要な事業の単位当り経費の平均 10%程度の効率化、 ・一般管理費（本部管理経費）の 10%削減）	●専門家、研修員、機材等で 10%以上の削減 ●本部管理経費は、15 年度策定した削減計画を順調に達成。	No. 3 No. 4
③新人事制度（人事評価制度等）の整備・導入	●新人事制度（人事評価制度等）の本格導入（旧課長職以上の職員について評価結果を 12 月賞与に試行的に反映）	No. 31

（４）その他の取り組み

その他にも各部門毎に積極的な取組みが行われた。

●環境への取組み

＊**全新規案件に環境社会配慮ガイドラインの適用を開始**、外部専門家による環境社会配慮審査会での審査、異議申し立て制度を導入。

＊独立行政法人の本部組織としては最初の**ＩＳＯ１４００１認証取得**。エコ・オフィスの取り組みにより**紙使用量（２２％減）や廃棄物量（９％減）で成果**。

●ジェンダー主流化の取り組み

＊機構の全部署・国内外機関を対象とした**ジェンダー主流化実施体制を導入**、管理職を始め**職員４９８名が研修に参加**、事業計画段階でのジェンダー配慮の審査の徹底。

●国民参加協力の取組み（開発教育、ＮＧＯ等との連携）

＊国内機関が各地域のニーズにきめ細かく対応した結果、開発教育は大きく推進（国際協力出前講座２，１９１件、訪問学校数９１５校、途上国の現場に派遣した教員１９１人等）。

＊ＮＧＯの声を反映した草の根技術協力事業の事務合理化、研修の充実、地方自治体など地域の様々な団体と連携した市民参加協力支援事業等が促進。

２　平成 17 年度からの更なる取組み（第二弾の改革）

機構では、途上国の現場のニーズを確実に受け止め、的確かつ迅速に応えるための日本国内の実施体制の強化を図るとの観点から、国内事業及び国内機関のあり方について検討を行い、平成１７年３月、国内事業の改革と国内機関の再編を骨子とする「ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）」としてとりまとめ以下のとおり公表した。平成１７年度は第一弾の改革を着実に進めるとともに、第二弾の改革についても推し進めていく。

【ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）の骨子】

１．国内事業の改革

（１）研修員受入れ事業改革

研修員受入事業の仕組みを、途上国のニーズに一層的確に即応できるよう再編し、現地のニーズと日本のリソースのマッチング機能や事業評価を強化する。

（２）市民参加協力事業の促進

市民、ＮＧＯ、自治体、大学などをＪＩＣＡ事業のパートナーとして位置づけ、その活動が今まで以上に途上国のニーズに合致したものとなるよう、連携を強化する。

（３）調査研究と人材育成の強化

国際協力総合研修所を、実践的シンクタンクとして位置づけ、援助現場の経験、知識を集約し、現場主義の実践を担う機構関係者の能力向上を図る。

２．国内機関の再編

国内機関の機能の集中と合理化を推進するため、全国を１０ブロックに分けて地域ごとのリソースや施設を踏まえ、事業を効率的に実施できるよう機能と配置を見直した。

（１）第一段階（第一期中期目標期間中の実施内容）

ア．関東ブロックのうち、首都圏の国内機関を平成１８年４月に再編する。

・ＪＩＣＡ東京を研修業務に特化、ＪＩＣＡ八王子の研修業務を吸収。

・ＪＩＣＡ広尾は市民参加協力推進のために全国的拠点とし、ＪＩＣＡ八王子とＪＩＣＡ東京の市民参加協力業務を吸収。

・ＪＩＣＡ八王子は閉鎖。

イ．ＪＩＣＡ中部の建て直し見直し。

・中部ブロックのＪＩＣＡ中部は、老朽化により現行中期計画に建て替えが盛り込まれているが、現在進めている改革に照らし合理的内容となるよう調整を進める。

（２）第二段階

・関西ブロック等８ブロックについて、ブロックごとに見直しを行うための検討委員会を立ち上げ、平成１７年度中に具体的な方策を検討する。

３　JICA 改革プランの３つの柱を活かした事業展開

「ＪＩＣＡ改革プラン」の３つの柱である「現場主義」「人間の安全保障」「効果・効率性と迅速性」を実践した事業の事例として、（１）スマトラ沖大地震・インド洋津波被害における迅速な緊急援助と復旧・復興支援（人間の安全保障、効果・効率性と迅速性）、（２）アフガニスタン復興支援事業（人間の安全保障、現場主義）、（３）ザンビア地域保健の拡充及び安全な水の供給体制強化プログラム（人間の安全保障、効果・効率性と迅速性）、を紹介する。

（１）スマトラ沖大地震・インド洋津波被害における迅速な緊急援助と復旧・復興支援

●過去最大の４カ国同時緊急援助を迅速・確実に実施

平成１６年１２月のスマトラ沖地震・津波災害では、インドネシア、スリランカ、タイ等で死者・行方不明者２６万人以上という未曾有の被害となった。生存者は災害前からの貧しい状況に加えて、致命的な被害を受け、一層苦しい生活を余儀なくされている。被害総額は甚大で、復興のために国際社会が一丸となって復興支援に取り組んでおり日本政府は５００億円の支援を表明した。

＊救助チーム、医療チーム、専門家チームの計１２チーム２４８名派遣と物資供与。

＊医療チームは４カ国約６，７００名を診療。スリランカ医療チームは、国際救援チームとして被災国に最も早く到着。

＊インドネシアでは帰国研修員ＯＢが医療チームの宿泊・移動手段を手配、診療での通訳・介添を補助するなど、ＪＩＣＡ研修員ネットワークの成果を発揮。

●復旧・復興支援に向けた切れ目のない協力実施

スリランカ及びモルディブでは緊急援助の段階において専門家チームを派遣するとともに、インドネシアなど各在外事務所の主導による各現場のニーズアセスメントを行い、復旧・復興支援が迅速に開始されるよう取り組んだ。また、本部においても契約準備期間の短縮、幹部研修の緊急実施に尽力した結果、迅速な復旧・復興支援を実質的に開始することが出来た。

＊国連防災世界会議（２００５年１月）で提唱された防災協力イニシアチブを推進するため、「インド洋津波早期警戒システム構築」研修を１１カ国２１名を招聘して２００５年３月に急遽実施。

＊インドネシア、スリランカ、モルディブで復興支援事業を行うため緊急支援案件６件を１７年４月より開始（通常の契約準備期間６２日を２１日に短縮し、迅速に実施。）

（２）アフガニスタン　復興支援事業

●困難な業務環境の中、緊急復興から中長期的開発への本格的取り組みに邁進

アフガニスタンの和平／復興プロセスは平成１３年１２月のボン合意以来、国際社会の支援により大きな成果を挙げており、機構は日本政府の「平和の定着」構想に基づき、アフガン暫定政府の重点課題であるインフラ整備、人材育成、行政能力強化のため、８分野において協力を実施している（①教育 ②保健医療 ③女性支援／ジェンダー ④インフラ整備 ⑤農業 ⑥除隊兵士の社会復帰支援 ⑦ガバナンス支援 ⑧帰還民支援）。

機構として本格的な復興支援の実施は東チモールに次いで２カ国目となるが、国の規模も異なり、改善の見られない治安情勢、反政府武装勢力の存在など、アフガニスタンでの活動では様々な困難が伴う。特に事務所員、専門家等援助要員の執務・居住環境が不十分な中で、安全確保のため行動も制約されるなど、身体的、精神的な健康をいかに保つかが大きな課題となっている。

関係者はこのような厳しい業務環境の下で、緊急なニーズに応えるため協力の実施が迅速に進むよう鋭意取り組み、平成１６年度には主に以下の事業を実施（開始）した他、１７年度より開始予定の案件（技術協力プロジェクト５件、開発調査１件）に関する事前評価調査を実施した。

＊緊急開発調査（カブール、カンダハル、マザリシャリフ）３件：市内道路整備（計２１㎞）、小中学校の建設／改修（１９校）、医療施設の改修等を実施済み。さらに将来のインフラ整備に関する計画策定を支援。

＊技術協力プロジェクト６件：保健、教育、職業訓練等の分野の人材育成、事業の実施。

＊専門家６２名（教育、保健・医療、女性支援、農業等）を派遣。

＊研修員８５名（放送、保健・医療、女性支援、教育、行政等）を受け入れ、研修。

今後は、難民帰還地域のコミュニティ開発を支援する「カンダハル帰還民社会復帰・コミュニティ開発支援計画」（平成１６年６月開始）や、特に地方の貧困層の女性を対象に生計向上とコミュニティ開発を行う「女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト」（１７年２月

開始）等、人間の安全保障を強く意識した支援を着実に実施していくと同時に、中長期的開発に向けた人材育成、行政機関の実施能力向上に対する支援を本格的に実施していく。

（３）ザンビア　地域保健の拡充及び安全な水の供給体制強化プログラム

●都市貧困地域における給水施設の整備と、住民による保健衛生・栄養改善活動を支援し、低体重児・感染症が大幅減少

ザンビアの首都ルサカ市周辺には１００万人を超える貧困世帯が居住し、劣悪な衛生環境の中で生活している。その中の一つであるジョージ地区（人口約１３万人）を対象に、給水施設整備と保健衛生・栄養改善活動を組み合わせた事業を展開してきた。

・無償資金協力（平成６年～１０年）により管路型給水システムの建設

・ＮＧＯ支援事業（平成１２年～１５年）により住民参加型の給水施設運営管理活動を実施

・技術協力プロジェクト「ルサカ市プライマリーヘルスケアプロジェクト」（フェーズ１：平成９年～１４年、フェーズ２：平成１４年～１９年）

技術協力プロジェクトでは、子供の体重測定・栄養指導・予防接種等を組み合わせたコミュニティレベルの健康増進活動を、住民ボランティアを主体として定期的に実施するとともに、家庭での水の煮沸・消毒や、住民組織によるごみ回収、トイレ・排水溝の整備等の衛生改善活動を推進してきた。ジョージ地区では給水施設整備により安全な水にアクセスできるようになったこととプロジェクト活動との相乗効果により、**コレラ死亡者数が７０人（平成６年）から1人（平成１２年）に減少（人口1万人当り）**した。

現在、対象地域は当初の１地区から６地区に拡大され、６地区の５歳未満児（推定１０万人）を有する家庭の８割が定期的な検診に参加しており、下痢症発生率及び低体重児の大幅な減少等の具体的な成果を生んでいる。

＊下痢症（非血性）罹患率が６８２．２人（平成１４年）から３４９．９人（平成１６年）に半減（５歳児未満、対千人）

＊低体重児が７２．４人（平成１４年）から３２．８人（平成１６年）に半減（５歳児未満、対千人）

同活動は都市部における効果的な健康増進活動モデルとして注目され、ザンビア政府により、市内他地区や他州に拡大される動きがある。

Ⅱ．独立行政法人国際協力機構の概要

1．業務内容

（１） 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法　第三条）

（２） 業務の範囲

一　条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ　開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ　開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ　ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ　開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ　開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二　条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ　次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

(1)　条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力

(2)　条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力

(3)　条約その他の国際約束に基づく技術協力に密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力

ロ　イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

三　国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ　開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ　条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ　開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

(1)　当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

(2)　当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

(3)　当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ　国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四　移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ　海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。

ロ　海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ハ　海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五　開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六　第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること

二　国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（独立行政法人国際協力機構法　第十三条）

２．事務所の所在地

〒151-8558 東京都渋谷区代々木 2-1-1　新宿マインズタワー6～13 階

Tel：(03) 5352-5311～5314（受付台）、Fax：(03)5352-5032・5150（総務部）

３．資本金の額

88,508 百万円（平成１７年３月３１日現在）

４．役員の状況

平成１７年３月３１日現在の役員の情報は以下の表のとおり。

No	役職名	氏　名	就任日	前　職
1	理事長	緒方　貞子	H15.10.1	国連難民高等弁務官
2	副理事長	畠中　篤	H15.10.1	駐オーストラリア日本大使
3	理事	小島　誠二	H16.10.2	駐英国日本大使館特命全権公使
4	理事	隅田　栄亮	H15.10.1	国際協力事業団人事部長
5	理事	吉永　國光	H15.10.1	欧州復興開発銀行理事
6	理事	松岡　和久	H15.10.1	国際協力事業団アジア第一部長
7	理事	伊沢　正	H15.10.1	経済産業省大臣官房審議官
8	理事	北原　悦男	H16.4.1	国土交通省土地・水資源局次長
9	監事	島田　尚武	H15.10.1	警察庁国際部長
10	監事	庵原　宏義	H15.10.1	駐エチオピア日本大使

５．職員の状況

常勤職員数：１，３２８人（平成 17 年 3 月 31 日現在）

６．設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号）

７．主務大臣

外務大臣

８．沿革

１９６２年　　海外技術協力事業団が設立され、政府の技術協力事業が一元的に実施される基盤が整備された。

１９６３年　　海外移住事業団が設立され、移住者の送出と移住先における支援を一貫して行う体制が整備された。

１９７４年　　海外技術協力事業団、海外移住事業団及び（財）海外農業開発財団の業務、並びに（財）海外貿易開発協会の業務の一部が統合さ

れ、国際協力事業団（JICA）が発足した。発足当初の業務内容は、技術協力、青年海外協力隊派遣、開発投融資、海外移住、援助人材の養成及び確保であった。

１９７８年	業務内容に無償資金協力の実施促進事業が追加された。
１９８４年	業務内容に青年招へい事業が追加された。
１９８７年	業務内容に災害援助等協力事業が追加された。
１９８８年	業務内容に援助効率促進事業が追加された。
１９９０年	業務内容にシニアボランティア派遣業務が追加された。
２００１年	特殊法人等整理合理化計画により、国際協力事業団は独立行政法人とすることが決定された。また、開発投融資事業は廃止すること（平成１５年度以降は、既に承諾済みの案件に限り融資を行う）、海外移住事業については入植地事業及び移住者送出業務を廃止すること、並びに融資事業は段階的に整理し平成１７年度末に廃止すること、が決定された。
２００３年１０月	独立行政法人国際協力機構が発足した。

９．組織図

次頁のとおり。

独立行政法人国際協力機構　組織図（平成17年3月）

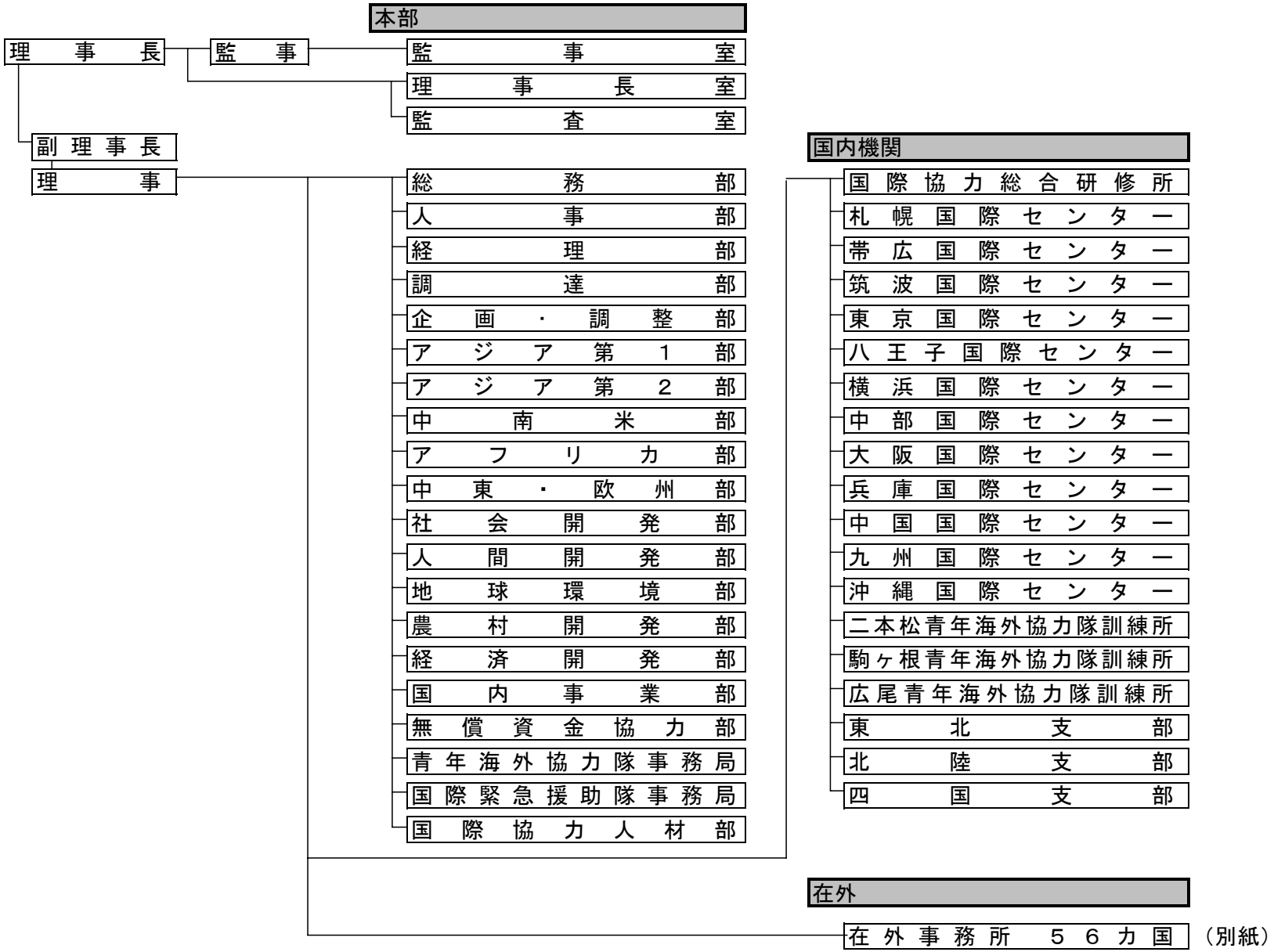

独立行政法人国際協力機構　組織図別紙　在外の体制（平成17年3月）

事務所（５６カ国）　　地域支援事務所（６地域）

アジア地域

- インド事務所
- インドネシア事務所
- ベトナム事務所
- ウズベキスタン事務所
- カンボジア事務所
- スリランカ事務所
- タイ事務所（アジア地域支援）
- 中華人民共和国事務所
- ネパール事務所
- パキスタン事務所
- バングラデシュ事務所
- フィリピン事務所
- マレーシア事務所
- ミャンマー事務所
- モンゴル事務所
- ラオス事務所

大洋州地域

- サモア事務所
- パプアニューギニア事務所
- フィジー事務所（大洋州地域支援）

北中米・カリブ地域

- アメリカ合衆国事務所
- アルゼンチン事務所
- コロンビア事務所
- チリ事務所
- ドミニカ共和国事務所
- パナマ事務所
- パラグアイ事務所
- ブラジル事務所
- ペルー事務所
- ボリビア事務所
- ホンジュラス事務所
- メキシコ事務所（中米・カリブ地域支援）

アフリカ地域

- エチオピア事務所
- ガーナ事務所
- ケニア事務所（東南部アフリカ地域支援）
- ザンビア事務所
- ジンバブエ事務所
- セネガル事務所（中西部アフリカ地域支援）
- コートジボアール事務所
- タンザニア事務所
- ナイジェリア事務所
- マラウイ事務所
- 南アフリカ共和国事務所（アフリカ地域支援）
- マダガスカル事務所
- モザンビーク事務所

中東地域

- アフガニスタン事務所
- エジプト事務所
- サウジアラビア事務所
- ヨルダン事務所
- シリア事務所
- チュニジア事務所
- トルコ事務所
- パレスチナ事務所
- モロッコ事務所

欧州地域

- 英国事務所
- オーストリア事務所
- フランス事務所

Ⅲ．平成１６年度業務実績

＜要約＞

１．業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）組織運営における機動性の向上

途上国における多様な開発ニーズや事業実施上の課題に機動的に対応するため、「ＪＩＣＡ改革プラン」に基づき、「現場（在外）強化」に向けた諸方策を強力に推進した。

案件全体の計画・実施・評価まで一貫して在外事務所が責任をもって主管する「在外主管案件」の仕組みを８カ国の重点推進事務所を対象に導入したことに加え、６カ国の事務所を地域支援事務所として整理し担当する地域の支援機能を付加した。また、在外強化を支えるための人員等の体制を整備した。これらの取り組みによって、在外での「現場の目」を活かした事業運営が大幅に強化され、意思決定の迅速化、権限委譲に伴う所員の意識の一層の向上を通じて、事業の迅速かつ効果的な実施に貢献した。あわせて、各国に設置された現地ＯＤＡタスクフォースにおいては、情報収集、提言等を通じ、わが国の援助政策の立案や相手国政府との協議の実施などに積極的に寄与した。

国内では組織運営の改善のため、チーム制を導入するとともに、従来の課長代理以上のポスト数を約１割削減して、決裁基準を変更したことなどから、主要な事業の案件の枠組みを決める決裁において意思決定関与者数が４割以上減少し、意思決定の迅速化が実現した。

（２）業務運営全体の効率化

機構の中期計画予算（平成１５年度下期～平成１８年度）では、平成１６年度以降の運営費交付金について、毎年度１．２２％の効率化を行うことが定められており、これに向けて、業務経費及び本部管理経費の効率化に取り組んでいる。

事業実施に必要な主要な投入（専門家、研修員、機材、調査団派遣等）に係る単位当りの経費については、中期目標期間中平均１０％程度の削減を図ることとしている。１６年度の実績では、１４年度に比べ、長期専門家の新規派遣人数３０％減、研修員一人当たり滞在経費１３％減、専門家一人当たり携行機材費２０％減、案件一件当たり供与機材費３５％減、印刷製本費２６％減と中期計画目標を上回る削減が進んだ。

本部の管理経費（物件費、人件費）についても、中期目標期間中、１４年度と比べて１０％程度の効率化を達成すべく、本部事務所借料の削減、新人事・給与制度の導入、早期退職の促進等、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策に取り組んでいる。一般管理費の１６年度実績は１０，８２１百万円となり、１５年度に外務省独立行政法人評価委員会に報告した計画額（１０，９９８百万円）を下回った。

また、専門家派遣及び研修員受入れの手続きが大幅に迅速化されたとともに、コンサルタント契約における公示から契約締結までの手続きの迅速化が図られた。さらに機材の調達業務については、現地調達における価格競争比率が向上するとともに、調達関連情報の迅速な公表が進んだ。

（３）施設、設備の効率的利用

機構が保有する国際センター等の施設について、国民参加協力推進事業の一層の拡充など利用者数の増加に向けた方策を講じた結果、会議、セミナー、イベント等の参加者数が大幅に増加し、平成１６年度の利用者数は約３１８千人と１５年度比４．６％増となった。

２．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）総論

政府の援助方針に則り、途上国の援助ニーズに対しより的確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、現場強化を推進し、重要な開発課題を総合的に解決するアプローチとしてのプログラム化の推進や「人間の安全保障」の視点を事業に反映させるための体制強化を図った。また、国際社会及び国内における他援助機関との連携・協調、各種事業の総合的運用、平和構築支援分野の事業実施体制の強化、在外事務所を含めた広報活動の充実などについても、着実な取り組みを進め、平和構築支援案件の開始など具体的な成果に結びついている。

環境及び社会に配慮した業務運営の実施のため、環境マネジメントシステムの構築・運用を開始し、独立行政法人の本部組織としては初めてとなる国際環境規格認証（ＩＳＯ１４００１）を取得した。また、開発援助における男女共同参画推進のために、機構内の「ジェンダー主流化実施体制」を導入、強化するとともに、関係者の理解促進を図るため、ジェンダー研修の受講者を大幅に拡充した。

また、体系的な事業評価の体制強化、評価結果の迅速な公開及び評価内容のフィードバックの促進を進め、外部有識者等が事後評価に参加した割合は中期計画目標（５０％）を上回り、実施件数の５８％となった。

（２）各事業毎の目標

（イ）技術協力

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、途上国間で相互に協力を行うことを支援する南南協力支援事業の充実や帰国研修員同窓会等の途上国の人材・組織のネットワーク化を進めた。また、事業における民間の活用を推進したほか、現場（在外）強化やプログラム化の推進などに対応して技術協力事業を適切に計画･実施するための事前評価調査の作業標準化を行った。さらに、研修事業の効果的な実施のため、すべての集団研修コースにおいて到達目標の設定及び客観的な指標による評価を実施するとともに、途上国のニーズにより直結した研修事業とするための方策について取り組みを行った。公示による専門家の選定を大幅に拡充して透明性を高めたほか、コンサルタントについては一層競争性が高まるよう評価方法の改良を図った。

（ロ）無償資金協力の実施促進

国民及び事業関係者（コンサルタント、建設会社等）に対する無償資金協力事業の事前計画表及び本体事業の入札情報に係る情報公開を促進するとともに、説明会などを通じて無償資金協力ガイドラインの情報提供に積極的に取り組んだ。また、４カ国を対象に実施した無償資金協力の

技術的監査では、全案件について事業が適正に実施されていることが確認された。

（ハ）国民等の協力活動

ボランティア事業（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等）については、参加方法の多様化等に取り組んだ結果、参加者数は１４年度実績に比べ４．０％増となった。また、登録制度の見直しを行った結果、青年海外協力隊等の登録者数は１４年度比３０％増となった。さらに、派遣者への医療・交通安全面での対策及び帰国後の支援についても強化した。

ＮＧＯや地方自治体を対象とする草の根技術協力事業については、幅広い市民の参加を得るためホームページを通じた各種情報提供や応募相談に積極的に応じた。また、ＮＧＯ－ＪＩＣＡ連携事業検討会等を定期的に開催し、ＮＧＯ等の意見を業務運営に反映させるとともに、国内外での支援体制を強化するなど、ＮＧＯ等との連携に積極的に取り組んだ。この結果、草の根技術協力事業や市民参加協力支援事業は、１５年度に比べ３割程度増加した。さらに、平成１８年４月を目途にＪＩＣＡ広尾を各地で行われている市民参加協力の推進のための全国的な拠点として整備することとした。開発教育支援の実施体制を強化した結果、国際協力経験者が小中学校、高校、大学などで体験に基づいた講義を行う出前講座、本部・国内機関への中高生徒等訪問者の受け入れ、教員等を対象とした国内外での開発教育指導者研修の人数等が大幅に増加しており、地域のＮＧＯ、教育委員会等を含めた教育現場との連携や開発課題等への理解が促進された。

（ニ）海外移住

移住事業の重点化を図るため、高齢者福祉、日本語教育分野を中心として移住者団体の事業を支援するとともに、将来の日系社会を担うリーダー育成事業、移住事業と経済・技術協力事業との連携を進めた。

（ホ）災害援助等協力事業

未曾有の被害を出したスマトラ沖地震津波災害に対して、史上最大となる緊急援助活動を迅速かつ適確に実施し、被災国政府及び被災者から高い評価を受けた。また、救助・医療関係者への訓練内容の充実、アジア各国との情報交換など体制強化に努めた。さらに、緊急援助物資の供与についても国内外のＮＧＯと連携を進め、２９件に及ぶ物資供与を適確に実施するとともに、そのフォローアップにも努めた。

（ヘ）人材養成確保

国際協力人材センターが運営する求人情報、研修・セミナー情報等のホームページ「ＰＡＲＴＮＥＲ」の内容の充実と広報に努めた結果、利用者のアクセス件数は２３３千件と１５年度に比べ９．５％増加し、また、１，４３１名の国際協力人材の新規登録者を確保することができた。さらに、国際協力に携わる優秀な人材の育成のため、専門家養成研修等を実施するとともに、幅広い人材育成のため大学院生等を対象としたインターンの受け入れ、ＮＧＯ人材育成研修等の参加人数についても１５年度を上回る実績を挙げた。

（ト）附帯業務

プロジェクト形成調査等については、プログラム化を導入することにより、重点開発課題の解決に向けた総合的取り組みが進展したほか、各国で案件の発掘・形成が促進された。調査研究については、優良な案件の形成や事業の実施プロセスの向上に資する実践的な研究が行われ、関係者に共有、活用された。また、国際協力総合研修所を「実践的シンクタンク」として位置づけ、

現場とつながった事業の知識やスキルの向上とＪＩＣＡ関係者の能力強化を図ることとした。

３．予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

計画的な事業の実施等により、予算繰越額は平成１５年度に比べ減少したほか、自己収入の確保が図られた。

４．短期借入金の限度額

実績がないため評価対象外とする。

５．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

アルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設については、計画どおり譲渡を完了し、ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物については譲渡に向けた準備を進めた。

６．剰余金の使途

実績がないため評価対象外とする。

７．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（１）施設・設備に関する計画

国内機関等の身障者対応設備整備及び既存施設整備については、施設・設備改修計画に基づき設計・工事を行った。また、「国内機関の総合的あり方調査」の結果に基づき、平成１７年度以降に取り組む国内事業の改革と国内機関の再編を骨子とする「ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）」を取りまとめ、公表した。

（２）人事に関する計画

資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を導入し、全職員の勤務成績の評価を実施するとともに、旧課長以上の職員に対しては評価結果を１２月の賞与に反映させた。また、組織改革や在外強化の方向性を踏まえた職員の配置に努めた。職員の能力開発については、管理職及び一般職員の理解を深めるため、人材育成の方針を整理した「人事制度ハンドブック（案)」を取りまとめるとともに、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。

人員に関しては、平成１６年度末の常勤職員数、及び１６年度の人件費ともに計画の範囲内であった。

（３）その他中期目標を達成するために必要な事項

会計監査人による外部監査を実施するとともに、内部監査を実施し監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を図った。また、無償資金協力事業における技術的監査を着実に実施した。

業績評価については、平成１５年度に新たに設置した業績評価のための組織体制の下、１５年度の業績報告及び評価結果への対応、外務省独立行政法人評価委員会による指摘事項の業務運営への反映を適確に行った。

＜小項目ごとの実績＞

１．　業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

(1)組織運営における機動性の向上

小項目 No.１　現場（在外）強化と機動的組織運営

【中期計画】

途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するＮＧＯ、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、

●現地ＯＤＡタスクフォース等、現地におけるＯＤＡ実施のための連携体制に積極的に参加する。

●一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。

●在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。

●組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。

【年度計画】

（１）在外機関の権限・機能強化

ア．現地 ODA タスクフォースの設置状況と、各国における開発のレベル、援助協調の進展の現状、在外事務所の実施体制等の状況に応じて、国ごとに定めた対応方針に拠り、積極的に参加していく。

イ．案件の形成支援、実施、評価の各段階において在外事務所の責任と権限で行う在外主導の新たな業務の仕組みを導入する。

案件形成支援段階では、在外事務所が主管するプロジェクト形成調査の実施が可能となるよう体制と制度の整備を図る。

実施段階では、在外事務所主管の技術協力プロジェクト及び開発調査を積極的に増やす他、在外対応型フォローアップも引き続き増加させる。

評価段階では、案件別事後評価を実施する在外事務所の数を増加させる。

契約担当役事務所化を更に推進する。

ウ．在外主導の新たな業務の仕組みを導入する重点推進事務所（インドネシア、フィリピ

ン、ベトナム、カンボジア、中国、バングラデシュ、ケニア、セネガル）を試行するとともに、一部の事務所に地域支援機能を付加した地域支援事務所（タイ、ケニア、セネガル、南アフリカ共和国、メキシコ、フィジー）を始動させる。

エ．このような在外主導の推進に当たり、在外事務所と本部が持つ事業情報を迅速に共有する体制を整備する。

オ．本部からの人員を含め在外での実施体制を強化する。

（２）本部による支援機能の整備

ア．平成１６年４月に導入する在外経理システムの運用状況の確認を行うとともに、基幹システムの抜本的見直しに対応した同在外経理システムの全面見直しについても引き続き検討を行う。

イ．在外事務所及び国内機関の管理業務を支援するため、経理支援センターを設置し、その有効活用を推進する。

ウ．会計制度、基準の見直しを行い、明瞭性の確保と合理化の推進を図る。

エ．在外主導の推進に当たり、専門家・コンサルタント等の人材の派遣及び機材の調達に係る在外事務所からの要望に対し、迅速かつ的確に対応する体制を強化する。

（３）意思決定の効率化と迅速化

迅速な意思決定が行えるよう意思決定の段階を少なくし、また組織体制の柔軟化を図るため、チーム制を導入する。また、事業実施部門において、現行の形態別分野別の縦割りの組織体制〔８部〕を見直し、開発課題に的確かつ柔軟に対応できる組織体制〔５部〕に移行する。

【当年度における取り組み】

組織運営における機動性の向上に関し、「ＪＩＣＡ改革プラン」の中核である「現場(在外）強化」については、８つの重点推進事務所及び６つの地域支援事務所で業務を開始し、また、本部に関しても４月の組織改革により導入したチーム制等の成果として、意思決定の迅速化が実現した。あわせて、現地ＯＤＡタスクフォースにおいては情報収集や提言等の実施を通じ積極的に貢献した。

１．現場（在外機関）の権限、機能強化

（１）現場におけるＯＤＡ実施のための連携体制への積極的参加

現地ＯＤＡタスクフォースは６７カ国について設置されており、うち、７０％の国では平均月１回以上の頻度で会合等を開催している。機構の在外事務所はこれらの現地ＯＤＡタスクフォースの活動において、技術協力の実施機関として、派遣中の専門家や企画調査員とも協力しつつ、情報収集、分析、専門的見地からの提言等を通じ、わが国の援助政策の立案や先方政府との協議の実施等に積極的に寄与した。

例えば、平成１６年１２月に発生したインド洋大津波により甚大な被害を被ったインドネシアやスリランカにおける現地ＯＤＡタスクフォースでは、機構の在外事務所から災害

に対する緊急支援・復興支援について綿密な情報提供と連絡調整等を行い、日本の政府機関及び援助関係機関としての全体支援方針決定に参画した。

（２）現場（在外）強化のための取り組み

機構では、「現場の目」を活かしたプログラム及びプロジェクトの形成支援の推進及びプロジェクトのより効果的かつ効率的な実施のため、在外事務所で実施できるものは在外事務所に委譲するとの考えで現場(在外)強化を推進している。具体的には、１）案件全体の計画、実施、評価まで一貫して在外事務所が責任をもって主管する「在外主管案件」の仕組みを重点推進事務所を対象に導入、２）一部の事務所を地域支援事務所として整理し担当する地域の支援機能を付加、３）在外強化を支えるための人員等の体制を整備、することとしている。

平成１６年度は、重点推進事務所のうち８つの事務所を試行事務所として位置づけ、１６年１０月から在外主管案件を試行的に実施し、半年間の試行によって、１７年４月からの３０重点推進事務所における在外主管案件の本格導入の準備を終えた。この新制度の導入によって、従来に比べてより的確かつ迅速な事業展開を可能とする環境が整った。半年間の試行結果について、８試行事務所が１７年１月に行ったレビューでは、意思決定のスピードアップ、権限委譲に伴う所員の意識の一層の向上等の成果が報告された。

地域支援事務所については、９月１日にメキシコ事務所、１０月１日には他の５事務所がその業務を開始し、在外事務所の対応能力（特定課題への技術支援体制、経理・調達の支援体制等）の強化が実現した。

２７の重点推進事務所においては、ＩＴ環境（国際情報通信網：ＪＩＣＡ－ＷＡＮ）の整備により、機構の本部内で稼動しているネットワーク上のナレッジサイト（業務を支える情報、知見の共有システム）や地域部トータルシステム（事業の計画、実施管理システム）等へのアクセスが可能となり、プロジェクトの進捗情報や予算執行状況等が本部及び在外で共有できるようになった。

また、在外の人員体制の強化のために、本部と在外の機構業務に携わる人員の比率を中期目標期間中に概ね１対１にする人員シフト計画を策定し、平成１８年度末までに海外の事務所の人員を約２００人増員する計画である。１年目に当たる１６年度は、在外に１２５人の人員シフトを実現した。

これらの取組みにより、従来に比べて在外での事業運営環境は大幅に改善され、平成１７年４月からの３０事務所による本格実施を予定どおり開始した。

（３）事業の段階毎の権限等の委譲

１）計画段階

現場（在外）強化の一環として、在外事務所で実施できるものは在外事務所に委譲するとの考えの下、案件の発掘・形成を支援、在外事務所による主体的な計画・実施を推進し

ている。

平成１６年度には、これまで個々の課題に応じて実施してきたプロジェクト形成調査等の案件形成支援事業について、重点開発課題を総合的に解決するため、案件形成段階においてもプログラム化を推進した。この際、在外事務所において実行計画を策定し、現地コンサルタント等の在外リソースや企画調査員、調査団等本邦リソースを組み合わせて、在外事務所が案件形成支援事業を主体的に実施している。

平成１６年度は、東南アジア地域では「タイ国津波被害対策」等７３件のプログラムに取り組み、南西アジア地域では「バングラデシュ農村開発」等４０件、中南米地域では「エルサルバドル国東部地域開発」等６１件、アフリカ地域では「ケニア国農村開発支援」等９１件、中東地域では「モロッコ地方基礎教育改善」等３２件、その他の地域で７６件、合計９５カ国３７３件の案件形成支援事業に関わるプログラムに取り組んだ。

２）実施段階

これまでの「在外主導案件」の実施方法を発展させ、在外事務所に予算と事業実施の権限と責任を委譲し、調査団の派遣など本邦リソースの活用を含めた案件全体の計画・実施・評価について、一貫して在外事務所が主管する「在外主管案件」を平成１６年１０月より試行的に実施した。

インドネシア、中国、セネガルをはじめとする８重点推進事務所において、ベトナム「水環境技術能力向上プロジェクト」やセネガル「保健人材開発促進」など、支出金額ベースで約３割に当たる案件を在外主管として実施した。より現場に近い在外事務所が相手国と緊密な連携の下、事業の計画、実施に当たることで、意思決定の迅速化が進み、事業の効率的・効果的実施に貢献している。

また、対応の要否の判断や実施計画等の決裁を在外事務所で行う「在外対応型フォローアップ」（施設・機材の修理やスペアパーツの供与、帰国研修員が行うセミナーやワークショップの支援等）については、在外事務所長の権限強化や現地職員の活用推進など、実施体制の強化に向けた取り組みを進め、１６年度は１８９件（１４年度１１４件、１５年度１８６件）の事業を現地のニーズにそって迅速かつ機動的に実施した。

【在外主管案件の先行事例】

中国事務所では技術協力プロジェクト「日中林業生態研修センター計画」について平成１６年１月に日本政府による採択が決定され、4 月より在外主導により事前評価調査を実施した（通常９ヶ月程度要していたところを３ヶ月で開始）。テレビ会議による理事会付議を経て１６年８月には実施文書の締結が行われ、採択から事業開始まで７ヶ月という短期間での立ち上げとなった。在外事務所に意思決定の権限があることから中国政府との協議の頻度や内容が充実し、現地状況を的確に反映した計画策定ができた。また、事業開始後も運営

上の問題解決に積極的に対応することが可能となった。この経験を通じて日本人所員のみならずナショナルスタッフの積極性も向上している。この事例は在外主管の開始に先行して実施されたものであるが、他の事務所に成功例として共有された。

【在外対応型フォローアップの事例】

ア．パラグアイ国における技術協力プロジェクト「小農野菜生産普及強化計画」（協力期間：平成９年３月から１４年３月）に対するフォローアップでは、農業普及員による栽培講習会の開催について５月中旬に支援の要望があり、７月上旬にはフォローアップを決定し、実施した。

イ．集団研修「病院薬学」コース（協力期間：平成１６年１０月７日から同年１２月５日）に対するフォローアップとして、病院薬学について日本で研修を受けたナイジェリア国の研修員より医療関係者に対するマニュアル作成や情報提供について１月に支援の要望があり、同月中に支援を決定し、実施した。

３）評価段階

在外事務所による案件別事後評価については、協力終了後３年程度経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクト及び自立発展性の検証を行い、国別事業実施計画の改善や事業の計画・実施に向けた教訓・提言を得ることを目的として、在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成１４年度に導入した。１６年度は新規の実施国数の拡充に取り組むとともに、新たに無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価の手法を開発・導入し、技術協力プロジェクトと無償資金協力の事後評価を新たに１１カ国（マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ボリビア、ドミニカ共和国、エクアドル、トルコ、モルディブ、セネガル、インド）で実施した。

その結果、新規の案件別事後評価の実施国数は１１カ国、実施国数の累計は３３カ国（１４年度比１９カ国増、１５年度比１１カ国増）となった。

（在外事務所による案件別事後評価）	14 年度	15 年度	16 年度
制度導入国数の累計	14 カ国	22 カ国 (8 カ国増)	33 カ国 (19 カ国増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

（４）予算執行権限

平成１６年度においては、１６年４月１日に先行して契約担当役化した２４事務所の経理処理状況や問題点の分析・検証を踏まえ、在外主管案件を担う３０の重点推進事務所の中で契約担当役化されていない５事務所（モンゴル、ウズベキスタン、南アフリカ共和国、

エチオピア、アフガニスタン）につき、１７年度からの契約担当役化を決定した。これにより、全重点推進事務所における予算執行権限の拡大により、事業実施の迅速性や在外主管案件等の新たな業務の仕組みを導入することが可能となった。

	14 年度	15 年度	16 年度
契約担当役事務所数	12 事務所	12 事務所	36 事務所 （24 事務所増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

２．在外・国内機関の管理業務の効率化

（１）経理業務の効率化

予算科目を簡素化するとともに在外経理システム（改良版）を導入し、事務所における経理業務の軽減を図った。また、平成１７年度からの導入を目指して、システムの英文化、事務所内ＬＡＮ対応を行った。さらに、現場（在外）強化・意思決定の迅速化への対応、経理業務の軽量化等を目的とした、ＩＴ情報通信技術を活用した「新経理システム」を１８年度から導入するため、１６年度においてタスクフォースを設置し、経理制度改善及びシステム開発の基本的計画について検討を行った。

上記の他、在外事務所、国内機関における経理業務の支援体制を強化するため、経理部に「経理支援グループ」を設置するとともに、タイ、メキシコ、南アフリカの３地域支援事務所に広域経理担当者を配置した。日常的に電子メール、電話、公電により各種相談に対応するとともに、必要に応じて出張ベースによる支援も実施している（本部における平成１６年度の相談件数は９６６件）。更に、研修及び講習会の強化に努めており、赴任前の経理担当者への研修の充実（期間の長期化等）、全所員に対する経理基礎研修の新規実施等研修プログラムを拡充したほか、新契約担当役事務所を対象とした決算講習会を実施し、各事務所における決算作業に対する準備支援を行った。

（２）在外事務所からの人材・機材の要望への対応

在外主管案件の制度が導入され、在外事務所も主体的且つ本格的に専門家・コンサルタントの選定や機材調達の業務に参加することとなった。

これに対して、在外事務所においてこれらの業務が迅速かつ的確に行われるため、また、必要に応じて本部が支援するため、以下の改善を図った。

①迅速且つ適切な人材派遣及び機材現地調達を促進するための制度・手続きの変更
②在外事務所の関連実務知識を向上するための執務参考資料の整備やシステム開発
③上記①および②を在外事務所に周知・徹底するための調査団派遣や研修の実施

すでに８重点推進事務所においては、これらの制度が適用され実務も定着している。な

お、その他事務所に対しても情報提供を行い、平成１７年度からの３０事務所での実施体制に備えた。

３．意思決定の段階の削減・組織編成の見直し

独立行政法人化以降、組織運営の改善のため、「ＪＩＣＡ改革プラン」の方策の一つである組織改編（平成１６年４月）においてチーム制を導入し、従来の課長代理以上のポスト数を約１割削減した。あわせて、同制度の下で、意思決定関与者数が減少し、意思決定の迅速化が実現するよう、決裁合議先の簡略化・チーム長への権限委譲などを含む大幅な決裁基準の見直しを実施した。また、従来は分野別・協力スキーム別に事業を実施していた８部（技術協力プロジェクト担当５部、開発調査担当３部）を開発課題別の５部に改編し、課題ごとの事業ノウハウと専門スタッフを集中することによって、開発課題を軸に総合的な取り組みが可能となった。

主要事業の骨格を決定する実施決裁文書等に要する意思決定関与者数及び日数をサンプル調査したところ、平成１４年度実績１７．３人から制度を導入した１６年度は９．５人（４５％減)、起案から決裁までの日数は１４年度実績１５．８日から８．２日（４８％減）となり、意思決定のスピードと関与者数は大幅に短縮・削減された。

(2) 業務運営全体の効率化

小項目 No.2　事務手続きの迅速化、合理化

【中期計画】

（イ）業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、

●専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。

●コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。

●文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。

●事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。

●一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。

●引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。

【年度計画】

（１）事務手続き等の効率化

ア. 派遣手続き業務の見直しを更に進め工程短縮を図る。また、健康診断の実施要領の見直しを通し、派遣手続きに要する期間を短縮する。さらに、一般旅券使用を拡大し、手続き日数の短縮を図る。

イ. 研修員受入については、全集団コースの募集要項を電子データ化し、在外事務所に電子データの募集要項のみを送付することにより、所要日数の短縮を図る。

ウ. 平成１５年度に検討を行った公示から契約締結までに要する期間の短縮方法や精算に要する期間の短縮方法について、妥当性を引き続き検討するとともに、平成１６年度中に実施可能と判断された事項について制度変更を行う。

エ. 申請書・届出等を中心に、電子決裁（ワークフロー）を段階的に導入する。また、新組織に対応し意思決定の段階を少なくした決裁基準を導入する。

オ. 機構内の連絡文書を電子的に処理することを段階的に進める。

カ. 外部委託について引き続き経費・委託先などの妥当性の検討を行い、外部委託が可能・妥当な業務を抽出し、可能なものから委託化を進める。

キ. 平成１５年度に作成した機材の現地調達ガイドラインに基づき、各在外事務所が現地調達に係る内規を制定するとともに、価格競争を重視した見積競争方式を導入する。

ク. 見積競争方式（随意契約）による調達案件の公示及び結果公表について、ホームペー

ジ掲載を含めて制度化を検討する。

【当年度における取り組み】

専門家派遣及び研修員受入れの手続きが大幅に迅速化されたとともに、コンサルタント契約における公示から契約締結までの手続きの迅速化が図られた。また、文書事務の削減については、チーム制の導入に合わせる形で決裁基準を更新し、グループウェアを活用した連絡・情報共有を図るとともに、外部委託については、平成１５年度の抽出作業に基づき、外部委託を開始した。さらに、機材の調達業務については、現地調達における価格競争比率が向上するとともに、調達関連情報の迅速な公表が進んだ。

１．専門家派遣、研修員受入れ等の制度・手続きの迅速化

専門家派遣の手続き日数については、派遣前の健康診断に時間を要していたため、平成１６年６月から短期専門家のうち派遣期間３０日以上９０日未満である専門家の健康診断を簡素化することとした。具体的には、派遣の度に健康診断の受診を義務付けることをやめ、専門家自身が直近の健康診断等の結果を自己申告することにより、健康状況を把握することにした。これにより、派遣に係る手続き日数は２０日（１４年度比１５日減、１５年度比１０日減）となり、１４年度実績３５日に比して４３％減となった。この結果、コンサルタント契約で派遣された技術協力専門家を除く短期専門家１，４４２人のうち１，３４５人（約９３％）が、派遣手続き２０日間で派遣できることになった。また、専門家手続き日数のさらなる短縮のため、一般旅券による渡航国の範囲を拡充する可能性についても、在外事務所を通じて、最新情報のとりまとめを行い、関係機関と調整中である。

また、研修員受入の手続き日数について、平成１６年度実施分の全集団コースに係る応募要綱（General Information)の印刷・発送業務を簡素化した。具体的には、在外事務所に直接送付するものは（業務委譲国向け)、すべての応募要綱を電子データで作成・発送することとし、在外公館を通して送付される応募要綱（業務未委譲国向け）に関しては、発送手続き等を迅速化した。

以上により、応募要綱作成から在外事務所が受理するまでの平均所要日数は、平均で９．７日間（１４年度比１６．３日減）となり、１４年度実績２６日間に比して６３％減となった。

（手続き日数）	14 年度	15 年度	16 年度
専門家派遣 （派遣期間 30 日以上 90 日未満）	35 日	30 日 (14%減)	20 日 (43%減)
研修員受入れ	26 日	－	9.7 日 (63%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

２．コンサルタント契約の手続きの迅速化

（１）公示から契約締結までの手続きの迅速化

公示から契約締結までの手続き日数を短縮するため、機構内部の事務手続きについて見直し、平成１６年５月に制度変更を行った。この結果、平成１６年度は公示から契約締結までに要した期間は平均で６２日（１４年度比１０日減）となり、１４年度実績の７２日に比して１４％減となった。

今後、在外事務所がコンサルタント選定に参画する在外主管案件が増加するため、その中でも迅速な手続きができるように今後とも着実な制度の運用を図る方針である。

（手続き日数）	14 年度	15 年度	16 年度
公示から契約締結	72 日	－	62 日 (14%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（２）精算手続きの迅速化

平成１５年度の検討結果に基づき、精算作業の正確性を担保できる範囲内で、為替換算方法の変更及び一般業務費の精算の簡素化を内容とする制度を１６年５月から導入した。

新制度導入案件の精算日数の平均値は２８日となり、平成１４年度実績値３７日と比較して、約２４％減となっている。

	14 年度	15 年度	16 年度
精算日数平均値	37 日	－	28 日 (24%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

３．文書事務の削減

（１）決裁プロセスの効率化

平成１６年４月のチーム制の導入に合わせ、意思決定の段階を少なくした決裁基準を導入したことにより主要事業の骨格を決定する実施決裁文書等について、起案から決裁までの日数が１５．８日から８．２日となり４８％減少した（サンプル調査結果に基づくもの）。また、申請・届出等の手続きの電子化（ワークフロー）について、試行的に導入する市販ソフトウェアを決定し、カスタマイズを開始した。

（２）内部連絡文書の効率化

文書管理の電子化・効率化に関する全体像を検討し、機構内の連絡文書を電子的に処理するための第一段階として、受信ＦＡＸを自動的に電子化（ＰＤＦ化）することを試みた。

また、グループウェアの活用を進めるため、従来の「お知らせ」等のデータベースに

加え、以下のデータベースを立ち上げた。なお、マニュアルについては、テーマ毎にまとめ利便性の向上を図った。これにより、従来本部、国内、在外の機関に紙で配付・回覧されていたものが電子化され、紙の使用量削減や送付経費の削減とともに、即時の情報共有や検索が可能となり、効率化が図られた。

ア．各種定例会議の議事録・資料及びセミナー等の報告に係るデータベース
イ．「電子会議室」データベース（「在外強化連絡会」、「課題支援業務」、「情報セキュリティ・個人情報保護」、「津波被害対策連絡・調整会議」等）
ウ．各部共通の業務情報・マニュアル等を集約したデータベース（調達、ISO14001、専門家派遣、課題部業務マニュアル等）

（３）外部連絡文書の効率化

関係者と調整を行い、平成１５年度に、機構から発出している定型的な外部連絡文書約６０種のうち９種（全体の約１５％）の文書を廃止し、これを継続。

４．外部委託の導入

１５年度に抽出した外部委託に適した業務を対象に、１６年度は以下の業務について外部委託を開始した。

（１）職員及び国際協力専門員の給与計算事務
（２）市民参加支援事務局業務（草の根技術協力事業等の事務処理支援）
（３）開発教育関連事務支援（エッセイコンテストの運営管理、ＪＩＣＡ出前講座の受付・実施、その他教師学生向けイベント等の開催業務等）
（４）国内機関における研修コース運営庶務（研修受入先との連絡・調整、研修員の引率、研修監理等）

今後、研修員の宿泊予約業務についても、外部委託(国内機関統一の研修員宿泊予約システムの運用）の方向で検討中であり、１７年度以降の実施を予定している。

５．機材の調達業務の透明化・適正化

在外事務所による機材の現地調達における価格競争の促進のため、平成１５年度に随意契約であっても価格競争性を高めた「見積競争方式」を制度化しており、１６年度は導入可能な体制にある国において制度の適用を開始した。また、こうした制度を導入するうえでの基盤として、競争に参入可能な企業に関する「企業情報等整備調査」を７カ国の在外事務所において実施し、１５年度と合わせ１５カ国の情報が整備された。

更に、現地調達体制・制度造りの指針として、「現地調達ガイドライン」を１６年６月に

作成した。同ガイドラインでは、事務所の規模・調達状況に応じて、順次事務所内規を制定し、現地調達を原則化していくこと、契約金額に応じた競争方法を可能な範囲で行っていくこと等が定められた。同ガイドラインに基づき、平成１６年度においては、２５カ国の在外事務所において内規が制定され、現地事情を踏まえたルールに基づく調達が行われるようになった。

この結果、現地調達において価格競争（一般競争入札、指名競争入札、指名見積競争）による調達をした案件の比率は、１４年度実績２８パーセントに対し、１６年度は４３パーセントまで向上した。

６．調達関連情報の迅速な公表

機構においては、従来から入札等による契約相手方選定結果を、ホームページへの掲載及び「ＪＩＣＡプラザ」への掲示により公表してきた。独立行政法人化後、これらの結果公表体制を見直し、迅速化の余地があると考えられるものについての改善を行い、平成１６年度においても、見積競争案件における選定結果の迅速な公表体制を整備した。この結果、ホームページを通じた入札結果等の調達関連情報の公開体制は、以下のとおりとなり、迅速に公開する体制がほぼ整った。

（表）調達関連情報の公開状況一覧

調達関連情報の内容	公表のタイミング
技術協力機材の入札案件 （500 万円以上の案件で実施）	木曜日に入札会実施後、翌月曜日結果公表 （2 営業日）
技術協力機材の見積競争案件 （200 万円以上～500 万円未満の案件で実施）	火曜日に見積開封後、木曜日に結果公表 （2 営業日）［平成 16 年度に 6 日→2 日に短縮］
庁用品・役務の入札案件 （500 万円以上の案件で実施）	不定期に入札会実施、契約相手方選定後 3 営業日以内に結果公表［平成 15 年度に 3 日に短縮］
庁用品・役務の見積競争案件	不定期に開催、契約確定後 3 営業日以内に結果公表［平成 16 年度に 3 日に短縮］
庁用品・役務のプロポーザル評価実施案件	不定期に開催、契約確定後 3 営業日以内に結果公表［平成 15 年度に 2 週間→1 週間に短縮］
コンサルタント選定のプロポーザル評価実施案件	不定期に契約相手方選定後、1 週間に一度纏めて結果公表［平成 15 年度に 2 週間→1 週間に短縮］

小項目 No.3　事業の主要な投入の単位当り経費の効率化

【中期計画】

（ロ）中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当り経費について平均で 10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、

●専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に 10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。

●研修員受入れ事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で 5%削減するように努める。

●機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり 10%削減するように努める。

●機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を 10%削減するように努める。

●コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を 10%削減するように努める。

●機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に 10%削減するように努める。

【年度計画】

（２）事業の主要な投入の経費の効率化

ア．専門家派遣について、長期専門家の新規派遣人数の削減に引き続き努める。

イ．専門家の手当等の合理化の一環として、新たな住居手当支給方式の定着を図るとともに、将来的に在勤基本手当等と併せた総合的な支給方式の準備に着手する。また、専門家等の格付け基準の見直しのための所要の準備を行う。

ウ．研修員一人あたりの滞在経費につき、ホテルへの宿泊の縮減等の方策を講じることで、引き続きその削減を図る。

エ．長期専門家の携行機材の調達方法を見直し、パソコンの損料化や書籍等に係る輸送費の移転料化等の制度導入を図る。

オ．現地調達の原則化に伴う在外事務所への権限委譲を進める。また現地調達における拠点となる事務所を特定し、供与機材の現地調達比率の向上を図る。

カ．平成１５年度に策定したアクションプランに基づき、調査団一件当たりの所要経費の削減に努める。

キ．コンサルタント契約の一案件当たりの調達経費の削減のため、平成１５年度にとりまとめた方策について、妥当性を検討し、導入可能なものを実施する。また、他の削減の

方策についても引き続き検討を行う。
ク．印刷製本費の削減について、引き続き各報告書の配布先の見直し等を行う。

【当年度における取り組み】

機構の中期計画予算（平成１５年度下期～１８年度）では、１６年度以降の運営費交付金について、毎年度１．２２％の効率化を行うことが定められている。これによる削減額は、１５年度予算との比較では、１６年度約２０億円、１７年度約３９億円、１８年度約５９億円であり、計１１８億円となる。機構は、右効率化を実現するため、中期目標期間中、業務経費については主要な投入にかかる単位当り経費の平均１０％程度の削減及び事業実施における各種経費の徹底した節減、一般管理費については１４年度と比べて１０％の削減を、それぞれ図ることとしている。

平成１６年度においては、業務経費について、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入に係る単位経費について効率化を実現するために、制度の見直し・適用、運営上の工夫、代替方策の適用を実施した。この結果、１４年度に比べ、長期専門家の新規派遣人数３０％減、研修員一人当たり滞在経費１３％減、専門家一人当たり携行機材費２０％減、案件一件当たり供与機材費３５％減、印刷製本費２６％減と、いずれの項目でも削減が順調に進んだ（一般管理費の効率化についてはシートＮｏ．４参照）。

１．長期専門家の派遣人数の１０％削減等

（１）長期専門家の派遣人数の１０％削減

要請案件に対する事業目的に応じ、同様の協力効果が期待できると考えられるものについては短期派遣専門家で対応する等適切な派遣期間の設定などを通じて、１年以上派遣される長期専門家の人数は３８２人（１４年度比１６１人減、１５年度比９５人減）となり、１４年度実績５４３人に比して３０％減となった。その結果、派遣期間が１年未満の短期専門家の占める割合が増加し、長期専門家と短期専門家の比率は、１４年度１対３．３から１６年度１対４．８に推移した（１５年度は１対３．６）。

	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
長期派遣専門家 新規派遣人数	543 人	477 人 (12%減)	382 人 (30%減)	488 人 (10%減)
短期派遣専門家 新規派遣人数	1,785 人	1,698 人	1,850 人	－
長期派遣専門家と短期派遣専門家の人数比率	1：3.3	1：3.6	1：4.8	－

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（２）専門家に対する手当等の合理化

平成１５年度から検討を進めた新住居手当制度の運用を開始し、特段の問題も無く定着

した。同制度に基づく支給方式を導入した国について、本年度認定分５３９件に対する１７年３月末現在における経費削減効果を試算したところ、従来の制度による認定実績の平均に比して、９，９５６万円の減少となった。

さらに、合理化を進める方策として、企画調査員、業務調整員、ボランティア調整員等の新格付基準・協力金制度の検討を行った。この新制度を平成１７年度中に導入するため、１７年３月末に新制度の枠組みについて組織決定した。

２．研修員の滞在経費５％削減（一人当たり）

平成１５年度に続き、各国際センターの研修コースの所管調整により、研修員受入時期を平準化し、効率的な研修日程を組むことによって受入日数を削減した。その結果、研修員一人当たりの滞在経費は５４１千円（１４年度比７９千円減、１５年度比４４千円減）となり、１４年度実績６２０千円に比して１３％減となった。

（研修員）	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
一人当たりの滞在経費	620 千円	585 千円 (6%減)	541 千円 (13%減)	589 千円 (5%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

３．機材の調達経費の１０％削減（案件一件当たり又は専門家一人当たり）

（１）専門家携行機材費

専門家の携行機材の調達方法を見直し、パソコン購入の代替手段として専門家自己所有のパソコンに対する損料の支払い又はレンタルでの対応とする制度を平成１６年１２月から導入した。これによりパソコンの購入量の削減が図られ、専門家一人当たり携行機材費は４３９千円（１４年度比１０９千円減、１５年度比５９千円減）となり、１４年度実績５４８千円に比して２０％削減された。

（２）供与機材の諸経費及び供与機材費

現地調達に関する在外事務所への権限の委譲を１０月から段階的に導入し、現地調達を促進することにより、現地調達比率が増加傾向にあり、機材調達経費及び諸経費の削減に貢献した。また、政策支援等のソフト型案件が増加したこと等により、機材の投入額が減少傾向にあることも実績に影響を与えている。平成１６年度は、案件一件当たりの諸経費３０７千円、供与機材費１５，６４６千円となり、平成１４年度実績の諸経費５９９千円、供与機材費２４，０７３千円に比して、それぞれ４９％減、３５％減となった。

１６年度の実績は下表のとおり。

	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
専門家一人当たりの携行機材費	548 千円	498 千円 (9%減)	439 千円 (20%減)	493 千円 (10%減)
案件一件当たりの諸経費	599 千円	273 千円 (54%減)	307 千円 (49%減)	539 千円 (10%減)
案件一件当たりの供与機材費	24,073 千円	19,237 千円 (20%減)	15,646 千円 (35%減)	21,665 千円 (10%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

４．機構が直接派遣する調査団の所要経費の１０％削減（一件当たり）

平成１５年度下半期に、関係各部署における調査団一件当たりの所要経費を削減するためのアクションプランを策定し、事前の情報収集の徹底、テレビ会議による協議の実施、団員人数の精査、一部の調査団員の在外事務所員による代替などを実施している。

機構が直接派遣する調査団の一件当たり所要経費を地域別に見ると、平成１４年度に対する１６年度の実績は、アジア３．０％減、北・中米３．０％減、アフリカ２．８％減、中東８．０％減と減少した。

また、全世界の一件当りの所要経費の単純平均については、１６年度に本邦からの派遣を計画していた調査団のうち、在外事務所による協議や調査を行うことで代替した件数（１１６件）を派遣したと仮定して調査団総数に含めて試算した場合、一件当たりの所要経費は１，８０４千円となり、１４年度実績１，８６６千円に比べ３．３％減となる。

５．コンサルタントに係る調達経費の１０％削減（一案件当たり）

平成１５年度の検討結果に基づき、１６年５月に定型的な要素が多い業務を対象に契約相手先選定における価格加味割合を一部拡大した。これにより、同程度の技術レベルの競争者から価格の低い方を選定する割合が高くなった。コンサルタントの調達経費の実績は、当該年度に終了した案件の精算金額をもとに算出している。

独立行政法人化以降に発注した案件の実績は１３２百万円（１４年度実績１４５百万円)、８．９％減となっており、制度変更の効果や関係部署による削減努力が着実に進んでいる。

６．印刷製本費の１０％削減

機構が直営で作成している報告書並びに業務実施契約及び業務委託などにより作成している報告書等について徹底した合理化を図るため、①印刷・製本を行う報告書の種類の整理、②配布先の見直し、③報告書のページ数の削減についての基本方針をまとめ、同方針にそった対応を全部署に周知するとともに、報告書の電子化を促進することにより印刷製本費の削減にかかる取組みを進めた。

その結果、平成１６年度実績は６５８百万円（１４年度比２３４百万円減、１５年度比１６６百万円減）となり、平成１４年度実績に比して２６％減となった。

	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
印刷製本費	892 百万円	824 百万円 (8%減)	658 百万円 (26%減)	802 百万円 (10%減)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

小項目 No.4　本部管理経費の効率化

【中期計画】

（ハ）機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成１４年度と比べて 10%程度の効率化に努める。具体的には、

●本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成１４年度と比べて 10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。

【年度計画】

本部の管理経費の削減について、引き続き経費削減に向けた業務効率化について検討を行うとともに、節減に努める。

【当年度における取り組み】

一般管理費（退職手当を除く）の平成１６年度実績は１０，８２８百万円となり、１５年度に外務省独立行政法人評価委員会に報告した計画額（１０，９９８百万円）を下回った。

１．削減に向けた取組み

（１）機構は、平成１８年度には１４年度に比べて本部の管理経費の１０％（１０．５７億円）を削減するため、本部事務所借料の削減、新人事･給与制度の導入及び早期退職の促進など、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策に取り組んでいる。

（２）ただし、独法化に伴う特殊事情として、１）物件費における消費税の算出方法の見直しに伴う消費税修正申告による納付（平成１２、１３、１４年度にかかる修正）、２）人件費における過去の本部から在外への人事異動の遅れに伴う本部人件費支出実績の大きさ、という課題があったことから、１５年度の業績報告において、１６年度以降の削減計画（過去の事情を反映し１６年度までは１４年度予算に比べ微増するが、１８年度には１０％削減を実現する計画）を改めて提示している。

（３）平成１６年度以降は、この削減計画を基に１８年度の最終目標に向けて削減努力を継続している。

（表１：削減計画）　（単位：百万円）

	14 年度予算（実績）	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
一般管理費	10,563　(10,954) →ﾍﾞｰｽﾗｲﾝ	10,953 →3.7%増	10,998 →4.1%増	9,771 →7.5%減	9,506 →10%減
うち物件費	3,493　(3,314)	3,481	3,765	3,071	2,964
人件費	7,070　(7,640)	7,472	7,233	6,700	6,542

注：平成 16 年度の物件費の計画額には、平成 12、13、14 年度に係る消費税の修正申告による納付額約 305 百万円が含まれている。

２．平成１６年度の実績

平成１６年度の本部管理経費（物件費、人件費）の実績は、１０，８２８百万円（物件費３，６０３百万円、人件費７，２２５百万円）となり、１４年度及び１５年度の支出実績、並びに削減計画で設定した１６年度の計画支出額を下回った。最終的な削減目標の対象である　１４年度予算額との比較ではまだ支出増となっているが、１８年度の１０％削減に向けた削減計画は順調に進展しており、１７年度以降も削減計画で設定した支出計画額に沿って削減努力を継続し、１８年度の段階で目標を達成する計画である。

（表２：平成 16 年度の実績）　　（単位：百万円）

	14 年度 予算額 (A)	14 年度 支出実績 (B)	15 年度 支出実績 (C)	16 年度 支出実績 (D)	増減 （対 14 予算） (D)－(A)	増減 （対 14 実績） (D)－(B)
一般管理費	10,563	10,954	10,953	10,828	265（2.5%）	△126(△1.2%)
除消費税	10,563	10,954	10,757	10,513	△50(△0.5%)	△441(△4.0%)
物件費	3,493	3,314	3,481	3,603	110(3.1 %)	289(8.7%)
うち消費税	0	0	195	315		
除消費税	3,493	3,314	3,285	3,288	△205（△5.9%）	△26(△0.8%)
人件費	7,070	＊7,640	＊7,472	7,225	155(2.2%)	△415(△5.4%)

＊14 年度と 15 年度上期は、決算において本部分を区分していないため、給与支給実績に基づき計算

（１）物件費

平成１６年度の物件費は、１５年度実績との比較で、本部賃借料･共益費、パソコンリース代などで経費を削減した。実績額では、平成１２、１３、１４年の消費税修正申告による納付（３０５百万円）により、平成１５年度支出実績との比較で１２２百万円の増となったが、削減計画で設定した計画額（３，７６５百万円）の範囲内となった。

（２）人件費

平成１６年度の人件費は、本部から在外への人事異動の進展、新人事制度の導入による経費削減効果、早期退職の促進等から、１５年度実績との比較で２４７百万円の削減となり、削減計画の１６年度計画額（７，２３３百万円）を下回る支出実績となった。最終的な目標となる１４年度の予算額との比較ではまだ１５５百万円の増となっているが、同年度の支出実績比では４１５百万円の削減となっており、上述の削減計画で設定した計画に基づく削減努力は順調に進捗している。

（３）施設、設備の効率的利用

小項目 No.5　施設、設備の利用者数の増加

【中期計画】
機構が保有する国際センター12 施設、青年海外協力隊訓練所 3 施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。
【年度計画】
各国内機関において研修実施時期の年間平準化と、国民参加協力推進事業の一層の拡充と拡大に加え、国内機関毎に策定された利用率向上のための計画の実践により、利用率の増加を図る。

【当年度における取り組み】

機構が保有する国際センター等の施設の利用者数を増加させるため､各国内機関における研修実施時期の平準化と、国民参加協力推進事業の一層の拡充に加え、国内機関毎に策定された利用者数向上のための計画を実施した。具体的には、枠囲みのとおりである。

【施設の利用者数向上のため実施した方策の例】

ア．研修実施時期の平準化

①研修実施時期平準化を行い、センター宿泊が可能な研修スケジュール作成に努めた結果、満館時において、研修員のセンター外宿泊は減少した。（ＪＩＣＡ横浜）

②ピーク時における研修員宿泊利用の平準化のため、各研修コースの実施時期を調整するとともに、集団研修から地域別研修に改編したコース、新規コース等は、オフピーク時に実施するなど、研修コース実施時期の整理を行った。（ＪＩＣＡ九州）

イ．国民参加協力推進事業の拡充

①教師海外研修参加者及び高校生国際協力実体験プログラムを、センター泊にて実施した。（ＪＩＣＡ八王子）

②草の根技術協力事業に関し、地方自治体、ＮＧＯ等を対象とした説明会を、センターで開催した。（ＪＩＣＡ中国）

③地域社会との連携を強化するために、センターにおいて、地元住民を対象に、市民セミナーを毎月開催し、機構関係者、開発途上国からの帰国者による異文化紹介を行ない、地域に密着した施設づくりを図った。（ＪＩＣＡ札幌）

④国民参加型事業の対象者による施設利用を促進するため、小学生から大学生及び保護者等の引率者がより利用しやすくなるように、会議室等の施設利用料金体系を見直し、１６年度より適用した。（ＪＩＣＡ札幌等）

ウ．その他施策

①センター施設利用案内を作成し、関係機関に配布し、広報誌･ホームページ等へ施設利用案内を掲載して広報した。（ＪＩＣＡ札幌）

②広島市に投宿していた他センター管轄の研修員をセンター泊とした。（ＪＩＣＡ中国）

③利用者の利便を考慮して、ＪＩＣＡプラザを移設した。（ＪＩＣＡ四国）

この結果、国民参加協力推進事業の拡充もあり、会議、セミナー、イベント等の参加者数が増加し、平成１６年度の利用者数は３１８，１６５人（１５年度比１４，１１５人増）で、１５年度実績３０４，０５０人に比して４．６％増となった。

	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末 目標値
利用者数	N/A	304,050 人	318,165 人 (4.6%増)	319,253 人 (5%増)

＊カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

２．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（１）　総論

小項目 No.6　効果的な事業の実施

【中期計画】

（イ）開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。具体的には、

●政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。

●わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。

●各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。

●各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し活用する体制を構築する。

●また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。

●冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。

●ＪＢＩＣとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。

【年度計画】

１．効果的な事業の実施

ア．優良なプロジェクト（プログラム）の形成に貢献するため、国別の重点開発課題に対

する協力の方向性を国別事業実施計画にとりまとめ、またプロジェクト形成調査を引き続き積極的に行う。この際、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、能力開発を含め「人間の安全保障」の視点に十分留意する。また、国ごとに現地 ODA タスクフォースに積極的に参画し、資金協力との連携案件数の増加に貢献する。

イ．事業重点化という観点から引き続き各対象国におけるプログラムの集約化を進める。

ウ．案件の計画策定段階の事前評価機能の強化の一環として、事前評価調査の質的向上と内容の標準化のために開発課題ごとの調査必須項目の設定を引き続き促進するとともに、設定済みの項目について調査方法、内容、指標等を検討し標準化を図る。

エ．援助協調について、各種会議・協議への参画・開催、人事交流、援助動向の情報収集、援助協調に関する執務参考資料の作成、職員・関係者への情報提供を行う。

オ．援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取り組みとして定められたミレニアム開発目標（MDGs）の達成への取り組みについて、国際社会の動向に対応しつつ、各国の貧困削減戦略文書（PRSP）への反映のための支援、調査研究への支援等を行う。

カ．技術協力プロジェクト関係費の設置により開発調査・研修も含めた多様な投入が可能となったことから、１７年度以降の新規案件検討に当っては、プログラムを意識して、これまで以上に投入の組合せや時期、期間等について柔軟な検討を行う。

実施にあたっても、各種事業形態の総合的運用を推進する。

キ．平成１５年度に作成したものに加え１０前後の開発課題について課題別指針を順次策定する。

ク．分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの作成、在外でのアクセス環境整備及び活用の促進を図る。また同システムのレビューを行い、システムの改善を図る。

ケ．調査研究体制強化のため、引き続き課題チームや各部署との関係を整理・強化し、また、調査研究調整委員会を通じた機構全体の調査研究の方向性の舵取り、質の向上のサポート等を行う。

コ．調査研究成果の公開の徹底や、調査研究テーマのシリーズ化、読本化、ビジュアル化等を引き続き行う。

サ．平和構築支援のための初動体制の早期立ち上げとロジスティックス、また、企画・立案、援助動向分析を担う平和構築支援室を設置しその機能を強化する。

シ．平和構築支援分野の人材登録を引き続き推進する。

ス．平和構築支援に関する職員向けの研修及び専門家の養成研修を実施し更なる充実を図る。

セ．平和構築支援に係る安全管理研修を実施し充実を図る。また、必要に応じ、危機管理マニュアルの改訂を行う。

ソ．JBIC との連携については、引き続き各種会合、会議を通じ情報意見交換を行い、具体的な案件を実施するよう連携を強化する。

タ．現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、引き続き有償資金協力との連携案件数を

増加させる。併せて無償資金協力との連携案件数を増加させる。
チ．関係府省が行う技術協力事業との連携を、技術協力連絡会議その他のチャンネルを活用し、促進する。
ツ. 派遣専門家等関係者の安全対策の強化のために引き続き研修・オリエンテーションを充実させ、防犯意識の高揚を図る。
テ. 安全対策クラークを対象とした研修・ワークショップを開催し、安全対策クラークの質の向上に努める。
ト．国別地域別アプローチを強化し、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行うため、平成１６年度においては主要な協力対象国について概ね次のとおりの計画の下に事業を実施する。(別紙)
ナ．課題別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行うため、各開発課題について、平成１６年度においては概ね次のとおりの計画の下に事業を実施する。(別紙)

【当年度における取り組み】

機構は、政府の開発援助政策・方針に則り、現場強化を推進し、途上国の援助ニーズに対しより的確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、主に１）優良プロジェクトの形成支援、２）国際援助協調・他援助機関との連携強化、３）事業の総合的運用、４）開発課題等の知識・ノウハウの共有、５）調査研究の質の向上、６）平和構築支援、及び７）資金協力との連携促進等に取り組んだ。

平成１６年度における取り組みの実績は次のとおり。

１．優良なプロジェクトの形成支援

（１）国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等

機構は、政府の開発援助政策・方針に則り、在外主導を積極的に推進する中で途上国の援助ニーズをより一層把握することに努めるとともに、重要な開発課題に対しては総合的に解決するアプローチとしてのプログラム化を推進し、優良案件の形成を支援した。（本項の取り組みについては、小項目Ｎｏ．２５に詳述。）

（２）「人間の安全保障」の視点を事業に反映させるための体制整備

「人間の安全保障」の視点の事業への反映を推進するため、平成１６年１０月に「人間の安全保障チーム」を設置して体制の強化を図った。

「人間の安全保障」の視点に立った新規案件形成や事業の実施を推進するためには、まず職員・関係者が具体的な事業イメージを共有することが重要である。そのため「人間の安全保障モデル案件」の要件（含むチェックリスト）を定め、該当した約２００件の「人間の安全保障モデル案件」リストを作成した。また、これらモデル案件の中から、新たな課題、支援対象者、及び協力手法を試みている案件２５件を、「選りすぐり案件」として厳

選するとともに、概念整理を行い、「人間の安全保障を踏まえた開発援助の具体化に向けて」と題した文書を作成して機構内で周知を図った。

なお、本文書の基本的な視点は、平成１７年度国別事業実施計画策定要領、外務省の新規案件要望調査訓令、及び新ＯＤＡ中期政策にも反映された。

２．国際援助協調・他援助機関との連携強化

近年、貧困削減戦略書（ＰＲＳＰ）やセクタープログラムといった、途上国政府の開発計画を中心に関係ドナーが包括的にパートナーシップを形成する新たな援助協調の枠組みが顕著になっている。この枠組みは、援助効果向上のために各ドナーの援助手法の変革を迫る状況になってきていることから、機構においても、こうした動きについて組織内での周知を図り、組織全体として適切な対応が図れるような意識の共有及び体制整備を行う必要があるとの認識に立ち、以下の取り組みを行った。また、国連ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の達成のために、既存の関連プロジェクトの効果的な実施に努めるとともに、新規案件の形成並びにＭＤＧｓを踏まえた国家開発計画の策定及びモニタリング強化にかかる支援を実施した。

（１）国際援助協調への参画・貢献・発信

包括的なアプローチが国際社会で進展していく中、援助動向にかかる最新の情報を入手しつつ、機構として国際社会への貢献・発信に努めた。平成１７年３月にパリにて行われた「援助効果ハイ・レベル・フォーラム」の準備過程において、機構としてのコメントを外務省を通じて積極的に行った。

また、国際的なシンポジウムを以下のとおり主催あるいは後援し、援助手法の発展に貢献した。

【国際援助協調に向け機構が貢献した事例】

ア.「Program Based Approaches（ＰＢＡｓ）in Asia 国際シンポジウム」

本シンポジウムはアジア諸国に対するプログラム・アプローチについて議論を行うことを目的として平成１６年６月に機構の主催により国際協力総合研修所にて開催されたものであり、途上国、ドナー等約１６０名の参加の下、アジア諸国の多様性に配慮したプログラム・アプローチの適用方法等について、活発な討議がなされた。

機構は本シンポジウムにおいて、運営に関する中心的な役割を果たすとともに、我が国が主張する「プロジェクト型支援を含んだ幅広い援助手法によるプログラム・アプローチの推進」について積極的に情報を発信し、右主張について多数の参加者から支持を得ることに成功した。

イ.「キャパシティ・ディベロップメントに向けた南南協力セミナー」

平成１５年度に実施した国際シンポジウム「キャパシティ・ディベロップメント：概念から実践へ」での議論を途上国の立場から発展させるため、平成１６年９月には、機構の後援によりコロンビア、チリ両政府が本セミナーを主催し、キャパシティ・ディベロップメントの重要性を関係者で確認する機会を提供した。また、機構を含む複数の援助機関（国連開発計画（ＵＮＤＰ）、世界銀行研究所（ＷＢＩ）、カナダ国際開発庁（ＣＩＤＡ）、ドイツ技術協力公社(ＧＴＺ)等)によるネットワーク(ＬｅｎＣＤ: Learning Network on Capacity Development）が形成され、そのイニシアティブにより、先述のパリ援助効果ハイ・レベル・フォーラムでもキャパシティ・ディベロップメントの重要性がハイライトされることとなった。

（２）他援助機関との連携の促進

機構の事業の効果を向上させ、援助手法にかかる知見を他ドナーとの間で共有し、援助活動の補完性を確保する目的で、ドイツ技術協力公社（ＧＴＺ）、国連難民高等弁務官事務所（ＵＮＨＣＲ）等、他の援助機関との意見交換及び連携に関する協議を実施した。

また、組織間でのより緊密な情報の共有化のため、人事交流も積極的に行っている。

（３）貧困削減戦略書（PRSP)、国連ミレニアム開発目標（MDGs）等援助協調の枠組みへの対応

各被援助国における貧困削減戦略書（ＰＲＳＰ)、国連ミレニアム開発目標（ＭＤＧs）の実現に向けた取り組み、セクター開発計画等の策定、及び援助関係者間の協議に適確に対応するため、現地ＯＤＡタスクフォース等と連携し、ドナー連携への積極的参加を図るとともに、途上国の分野・課題別の「計画策定・実施・モニタリング」プロセスへの参画等に努めた。また、ＭＤＧｓの達成のため、機構はカンボジア国結核プロジェクト等の既存案件の効果的な実施に努めるとともに、ザンビアＨＩＶ／ＡＩＤＳプロジェクト形成及びタンザニアＨＩＶ／ＡＩＤＳ対策プログラムの事前調査、並びにエルサルバドルにおけるＭＤＧｓ達成のための計画策定及びモニタリング機能強化にかかる支援を実施した。

なお、以上のような援助協調の動き等について内部周知を徹底するため、職員や専門家向け研修を平成１５年度に引き続き実施した。

【エルサルバドルの事例】

機構は、米州開発銀行（ＩＤＢ）及び国連開発計画（ＵＮＤＰ）と共同でエルサルバドル政府がＭＤＧｓを自国の開発計画に具体的に組み込む努力に対して支援を行っている。本支援を受け、２００４年５月にエルサルバドル政府はＭＤＧｓへの取り組みの進捗状況の分析・評価、２０１５年に向けた課題等

を取りまとめたＭＤＧｓレポートを完成させ、２００４年５月に関係機関を対象にＭＤＧｓセミナーを開催した。また、上記支援を通じてニーズが確認されたＭＤＧｓの啓蒙促進及びモニタリング能力強化に対応するため、機構は国連開発計画（ＵＮＤＰ）と共同で「地方自治体人間開発モニタリングプロジェクト」を実施しており、機構がＭＤＧｓ関連データの収集・モニタリングシステムの構築等を支援し、国連開発計画（ＵＮＤＰ）は同成果を基に地方自治体レベルのモデルレポート作成と啓発セミナー等を実施する予定である。

３．事業の総合的運用を推進するための取り組み

平成１６年４月からの地域５部・課題５部の新組織体制のもと、技術協力関連の４つの事業費を統合した「技術協力プロジェクト関係費」の運用を開始した。以前は事業形態別に事業進捗管理や新規案件検討を行っていたが、平成１６年度は組織と予算の両面から地域別の視点及び国別のニーズを踏まえた事業の総合的運用を進め、地域・国レベルでの戦略性を高めることに努めた。具体的には以下のとおりの改善を行った。

（１）組織・予算の統合

新体制においては、地域部の役割を案件形成の促進や要望調査の調整等、事業計画段階の業務に集約することで、地域の特性や国毎の事情を踏まえた優良案件の準備機能を強化した。

また、予算（技術協力プロジェクト経費及び開発調査プロジェクト経費）を地域部から事業実施部門である課題部に配分する形を取ることで、機構の業務における計画部門と実施部門の役割をより明確化した。

研修事業についても、国別研修の事業実施方法と予算の計画管理方法について再検討を行い、平成１７年度からは国別研修にかかる予算も「技術協力プロジェクト経費」に統合し、技術協力プロジェクトの一投入要素として計画、執行が行える体制を整備した。

（２）要望調査段階における取り組み

要望調査の機構内における検討に際しては、事業形態の総合的運用を推進するため、国毎の重要課題に対し、プログラムの視点から具体的案件の検討を行うためのプログラム・リストを予め用意し、その中での案件の位置付けを踏まえた内容の検討を行うようにした。

（３）「プログラム実行計画書」の導入

また、平成１６年度から「プログラム実行計画書」を導入することにより、従来からの事業形態毎の個別のモニタリングに加え、課題に対する援助スキーム間の連携を通じた課題への対応強化を図ることを念頭に、事業形態を超えたプログラムレベルでの進捗管理ができるよう工夫を行なった。

（４）プログラムの集約化

機構は、我が国の援助戦略に沿って効果的かつ効率的に事業を実施するため、「国別事業実施計画」（現在７１カ国について策定済み）を策定し、各国の援助ニーズに基づいた重点開発課題を特定し、地域や国の協力についての事業戦略を明確にしている。この「国別事業実施計画」では、重点開発課題を総合的に解決するための方法として「協力プログラム」を設け効果的・効率的な協力を進めてきている。

事業の効率化を進めるため、「国別事業実施計画」の策定・見直しの過程において協力プログラムの集約化を随時実施しており、平成１６年度は、プログラム策定国が７カ国増えて６８カ国８４６件の協力プログラムを策定した。１カ国当たりの平均プログラム数は、１４年度の１４．７件に対し、１６年度は１２．４件であり、集約化が進んでいる。

４．開発課題等の知見、ノウハウを共有する体制の構築

（１）課題主管部、課題別指針の策定

各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、関係者の間で共有し活用する体制を整備するため、平成１６年度から「ＪＩＣＡナレッジマネジメント（分野・課題ネットワーク）」を本格導入し、その構成要素の一つである分野課題情報システム（通称ナレッジサイト）の整備を進めるとともに、実施要領の策定、機構内関係者による定期連絡会の開催を通して、開発課題等の知見を共有する体制を整備した。

具体的には、全２３の分野・課題毎に主管部を定め、課題別指針の作成・更新作業を優先的に行う必要があると判断した１３の分野課題で課題タスクフォースのメンバーを正式に任命し、平成１６年度には８つの課題（基礎・初中等教育、技術教育訓練、ノンフォーマル教育、水資源、農業開発・農村開発、エネルギー供給、南南協力、経済政策）にかかる課題別指針を作成した。

また、これとは別に調査研究により、「都市・地域開発」「運輸交通」「大気汚染」「水質汚濁」の４つの課題別指針案を作成している。

なお、分野課題情報システムについては、ＩＴ環境（国際情報通信網：ＪＩＣＡ－ＷＡＮ）の整備に併せ、在外強化への対応を進めるとともに、使い易さの向上のための改良やコンテンツの整備を積極的に進め、在外強化を推進する上で重要な基盤となる「情報」の蓄積を推進した。

（２）分野課題情報システム（通称ナレッジサイト）のコンテンツの整備状況

平成１５年度に引き続き、分野・課題毎の情報入力を担当する支援ユニットの増強配置等の取り組みを行った結果、コンテンツ掲載数（各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを電子情報化したデータ群）は大幅に充実した。

平成１６年度には、計１，５４９件の分野課題データを新たに整備した結果、合計２，５６４件のデータが蓄積され、このうち１，００１件のデータを公開している。なお、

本情報システムへのアクセス数は、月平均６３７．４人（平成１５年度下半期５５２人／月）となっている。

平成１６年度新規に整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

【新規に整備したコンテンツの分野・課題別の内訳】

教育	４６件
保健医療	６２件
社会保障	２４件
運輸交通	１５２件
エネルギー・工業	２３０件
経済政策	１５２件
民間セクター開発	５０７件
農業・農村開発	１０７件
ジェンダー主流化・ＷＩＤ	２４件
都市開発・地域開発	１１６件
その他	１２９件
合計	１，５４９件

５．調査研究の質の向上への取り組み

知識やノウハウを集約かつ共有し、案件形成支援及び事業の質の向上に貢献するため、事業戦略の分析・検討、及び援助潮流の整理・検討等を重点に、調査研究に取り組んだ。（本項の取り組みについては、小項目Ｎｏ．２５に詳述。）

６．平和構築支援

平和構築支援分野において、より迅速かつ機動的な支援を行うためには、事業実施プロセスの合理化及び実施体制の強化が不可欠であるとの認識に立ち、平成１６年４月に平和構築支援室を設置して、以下の取り組みを行った。

（１）平和構築支援分野の事業実施体制の強化

ア．平和構築に資する基本方針の策定及び援助を迅速かつ柔軟に行うための体制整備の一環として、平和構築に関する事業実施指針（素案）の策定、迅速な実施に向けた初動体制に関する提言の作成、平和構築支援の対象となりうる国・地域の平和構築ニーズ・アセスメント等を行った。

イ．人間の安全保障に係るニーズに迅速に対応し、緊急人道支援から復興開発支援への移行期における援助の「空白（ギャップ）」を埋めるため、プロジェクト形成調査と開発調査の本格実施を連続して継ぎ目なく行う「人間の安全保障一体実施型」案件（通称「一気通貫プロジェクト」）を開始した。

ウ．平和構築関連の１５年度事業実績をとりまとめ、教訓事例集(未定稿)を作成した。特に、アフガニスタン支援に関する「特定テーマ別評価（平和構築支援)」では、事務所設置の迅速化、援助要員の配置等に関して課題が明確になったほか、派遣中の援助要員の心身の健康を保持するため、休暇取得を定例化（７週間に１度、１週間の国外休暇）したことが効果的であることが認識された。

エ．平和構築支援事業を進めていく上で、事務所が存在しない国又は事務所所在国であっても、特定地域において迅速に事業を実施するための活動拠点を設置する必要がある。このため、ＪＩＣＡ事務所としてのステータスを必須とせず機動的に設置及び閉鎖できる「フィールドオフィス」を制度化し、１６年度はパキスタン（カラチ市）、シエラレオネ（首都フリータウン）及びチャド（アベシェ市）に開設した。

【人間の安全保障一体実施型案件の事例】

平和構築支援分野において「人間の安全保障」の概念を具体化して事業に反映させるため、迅速性を確保した切れ目のない事業実施、課題に対する分野横断の総合的アプローチ等が求められている。このため機構は、プロジェクト形成調査から開発調査に至る新しい業務の流れを整理し実施に移した。通常は、プロジェクト形成調査の終了後、要望調査を通じて次年度以降の新規案件として政府により検討・採択されるが、本スキームではその期間を大幅に短縮することを目指している。平成１６年度は開発調査による採択の可能性につき外務省の判断を前広に聴取しつつ、次の２案件についてプロジェクト形成調査を開始し、１７年度中に実施まで進むことを計画している。

ア．アンゴラ「除隊兵士、国内避難民、帰還難民等の社会復帰を目的とした地域社会機能強化プログラム」

１９７５年の独立以来続いた内戦が２００２年に終結した同国において、除隊兵士、国内避難民、帰還難民等の社会復帰支援を目的とした案件を形成するため、対象地域の検討、ニーズ調査を行い、農業や識字教育を中心とした分野を中心に具体的な協力計画の検討を行っている。本件のプロジェクト形成調査は平成１７年９月に終了し、その後速やかに案件検討に入り、採択の場合には実施に移される予定。

イ．シエラレオネ：「ガンビア県・教育を通じた子供の社会復帰支援」

９０年代の内戦や軍事クーデターを経て２００２年に武装解除を終了した同国で、元児童兵を含む青少年層の教育・社会復帰支援を目的とした案件を形成するため、教育を通じた自立的なコミュニティ開発を目指した協力計画を検討しており、平成１７年２月より現地での準備を行っている。本件のプロジェクト形成調査は平成１７年８月に終了し、その後速やかに案件検討

に入り、採択の場合には実施に移される予定。

（２）平和構築支援分野の人材育成

事業の計画・実施に平和構築や紛争予防の視点を盛り込むため、平和構築ニーズ・アセスメント手法の理解促進を目的として職員や専門家の研修を行った。

・職員研修実施（５回）：６２人
・専門家養成研修　　：１５人
計　７７人

（平和構築支援研修）	14 年度	15 年度	16 年度
研修受講者数	45 人	108 人	77 人 （185 人）

＊カッコ内は 15 年度からの累計数を示す。

また、国内外のネットワーク強化のため、ＮＧＯや他機関とセミナーを開催した。

・平和構築支援・公開セミナーの実施（７月、２月）
・ＮＧＯとの勉強会の開催（隔月）
・ノルウェーとの共催セミナーを開催（５月）
・国際開発高等教育機構「人間安全保障の視点からみた日本の平和構築支援」（７月）

（３）平和構築支援分野の人材確保及び登録者の確保

平和構築分野の人材確保のため、専門家養成研修修了者や平和構築支援実務者ネットワークのメンバーに人材登録を勧奨するなど、人材の登録及び発掘に積極的に努めた結果、平和構築支援分野の登録者数は、平成１６年度末で２０８人（平成１５年度７７人、１３１人増）に上っている。

（平和構築支援分野）	14 年度	15 年度	16 年度
登録者数	0 人	77 人	208 人

（４）平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂及び安全管理研修

安全管理上、特段の配慮が必要な地域（アフガニスタン等）では、現地で活動する国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策上の措置を講じている。具体的には、通信機器（携帯衛星電話、無線等）の配備、防弾車輌の配備、安全対策コンサルタントの配置（治安情報の収集及び対策の立案）などがある。また、治安情勢が厳しい状況下では、行動地域や行動時間帯の規制など厳密な行動規範のもとに関係者が行動するよう安全管理上の措置を講じている。

また、安全管理研修についても充実を図っており、国内では、国連難民高等弁務官事務

所（ＵＮＨＣＲ）から安全対策官を日本に招聘し、国連の安全管理体制及び紛争地域での活動に必要な安全管理の知識を修得する研修を職員及び関係者７３人に対し実施した。また、タイではＵＮＨＣＲと共同してタイ陸軍基地において実施する１週間プログラムに、１５人を参加させた。その結果、平成１６年度の研修受講者は合計８８人となり、研修後の参加者へのアンケートからは、内容的には満足度が高く、有意義な研修であることが確認できた。

なお、マニュアルについては平成１５年度に改訂しており、今後も必要に応じて見直しを行う予定である。

(安全管理研修)	14 年度	15 年度	16 年度
参加者数	0 人	52 人	88 人

７．資金協力との連携促進

（１）資金協力との連携

技術協力による技術や能力の向上と資金協力による施設建設等の実施における連携を強化することにより、双方の協力形態の効果を高めることが期待できる。このため、現地ＯＤＡタスクフォースや日本での実施機関相互の情報交換や連携を密にすることに努め、平成１６年度の援助形態別の主な連携実績は次のとおりとなった。

・技術協力プロジェクト／無償資金協力連携案件数　８８件（１５年度　８０件）
・開発調査／無償資金協力連携案件数　２７件（１５年度　２５件）
・開発調査／有償資金協力連携案件数　２９件（１５年度　３１件）

以上のほか、有償資金協力と個別専門家との連携実績（１６年度１９件）や研修事業との連携実績（１６年度６コース）等も上がっており、全体として技術協力と資金協力との連携が進んでいる。

【有償資金協力とボランティア事業の連携案件の事例】

平成１６年１１月までモンゴルに派遣されたシニア海外ボランティア５名（グループ派遣）は、有償資金協力により改修工事が行われたウランバートル第４火力発電所にて経営指導や保守・環境管理等の指導を行った。この結果、平成１４年度にようやく黒字経営に転じた同発電所は、平成１６年度にはモンゴルの最優秀企業評価を受けるまでに至った。

（２）ＪＢＩＣとの連携

従来から実施している理事及び部長による協議に加え、平成１６年度は新たな試みとして、グループ長及びチーム長レベルでの意見交換会や、機構及びＪＢＩＣの各々の在外事務所赴任予定者への相互オリエンテーション（１月に開始）を開催した。こうした取り組みや頻繁な協議等を通じ、連携案件採択に係るプロセスの促進等を行った。

※以下の３項目（８～１０）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載がある項目。

８．関係府省が行う技術協力事業との連携促進

外務省以外の関係各府省が行う技術協力事業との連携促進、及びそのための情報収集の努力を行うことは、機構が行う事業のみならず、我が国ＯＤＡ事業全体の効果的かつ効率的な推進のために重要であるとの認識に立ち、平成１６年度は、技術協力関係各府省との連携及び調整を一層有機的に行うための情報収集及び意見の交換に努めつつ、特に以下のような情報の収集や連携の促進のための取り組みを行った。

（１）ＪＥＴＲＯ・ＪＯＤＣとの連携促進

経済産業省所管の独立行政法人日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）、財団法人海外貿易開発協会（ＪＯＤＣ）が行う技術協力事業について、国際協力人材部、経済開発部よりそれぞれ検討委員として参画し、専門家人選及び案件選定について、機構の技術協力事業との調整を行った。

（２）農林水産省所管の２団体からの案件移管

２団体（(財)食品産業センター、食品流通システム協会）からの移管案件について、平成１６年度分の事業を実施した。

（３）ＪＩＣＷＥＬＳからの事業移管

厚生労働省所管の国際厚生事業団（ＪＩＣＷＥＬＳ）事業について、１６年度から保健医療分野と社会保障分野の事業の移管をうけ、実施した。

９．派遣専門家等関係者の安全対策強化

（１）安全対策強化のための研修・オリエンテーション等

一般犯罪被害防止対策のため、警視庁ＯＢの安全対策アドバイザーを講師とし、①安全管理セミナー６回（受講対象者は在外事務所で安全管理に携わる所員及び調整員とし、計１７２名が受講。）、②ボランティアの赴任前研修におけるオリエンテーションを実施した。また、機構職員の在外事務所派遣前研修及び長期専門家派遣前研修において、安全管理研修を実施した。さらに、平成１６年度から交通安全講座、実技講習を安全情報チーム嘱託の警視庁ＯＢの監修、指導の下で行った。

これらのセミナー等においては、特に、生命・身体の安全を脅かす、強盗・侵入窃盗（住居防犯）、性犯罪暴力、テロ事件の防犯対策に重点を置いた講義を実施した。また、最近の犯罪被害件数、手口を分析し、中南米７カ国、大洋州１カ国、アフリカ５カ国に安全対策アドバイザーを巡回防犯指導派遣するとともに、１１月からホンジュラス、パプアニューギニアに広域安全コンサルタントを配置し、犯罪被害の減少に努めた。

（２）現地安全対策クラーク配置等

安全対策クラークについては９８か国中７７カ国（７９％）に８７名を配置（１５年度比７カ国、８名増）するとともに、業務の質の向上を図るため、域内連絡会議及びワークショップをアフリカ、中南米及び中央アジアで計３回開催した。これには、延べ２３カ国２４名のクラークが参加し、防犯指導手法、治安情報交換、日本人の安全意識等についてのセミナーを実施した。

一般犯罪被害認知件数の過去４年の件数は、平成１３年度５７９件、平成１４年度４７６件、平成１５年度５６６件と推移し、平成１６年度は５８３件と前年度比３％増となったものの、強盗被害は１５年度５９件から５６件と減少した。

１０．国別・課題別の取り組み

資料編１及び資料編２のとおり。

小項目 No.7　外務大臣からの緊急の要請への対応

【中期計画】

（ロ）外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【年度計画】

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【当年度における取り組み】

平成１６年度においては、外務大臣より機構に対し、特に緊急に必要な措置をとるよう要請した実績はない。

小項目 No.8　情報公開、広報の充実及び知見の公開

【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成十三年十二月五日法律第百四十号)」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。

【年度計画】

ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。

イ. 広報活動の充実のため、広報マニュアルを完成させる。

ウ. JICA プラザの利用実態調査に基づく改善案について、対応可能なものから具体化を進めていく。

エ. 広報媒体について平成１５年度に開始した調査結果を踏まえて整理統合案を決定し、その準備作業を進めていく。

オ. 独立行政法人としての機構の統一的なイメージの早期定着を図るための具体的な方策を各種広報媒体において引き続き導入していく。

カ. 業務、調査研究を通じて獲得した知識・ノウハウの公開については、引き続き機構が作成した報告書等の公開を促進するとともに、新規作成報告書の電子ファイル作成とそのインターネット上の公開を推進する。

【当年度における取り組み】

法律の定めに従い情報公開に適正かつ積極的に対応するとともに、広報においては日本全国でのイベントの開催等の実施により、国際協力の理解と参加を促進した。また、在外においても広報活動を積極的に実施した。さらに、機構が業務を通じ獲得した知見を広く公開・共有するため、機構が作成した報告書の電子ファイルのインターネット掲載数を大幅に増加させた。

１．情報公開の実施の実績

（１）情報開示請求への対応

平成１６年度の開示請求件数は５９件（１５年度は通年で５８件）で、年度内に処理はすべて完了している。処理されたすべての請求が情報公開法で定められた規定の日数以内に終了しており、延長手続きを必要とした案件はない。

開示請求の処理状況を表１に、部分開示における不開示情報理由の内訳を表２に記す。（なお開示請求１件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているので、部分開示の合計件数と一致しない。）

（表１）　開示請求の処理状況

	平成１６年度の件数	平成１５年度の件数
全部開示	１６件	２６件
部分開示	３２件	１６件
不開示	０件	０件
不存在	１件	１６件
存否応答拒否	０件	０件
請求取下げ	１０件	０件
処理中 （各年度末現在）	０件	０件
合計	５９件	５８件

（表２）　部分開示における不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	件数
第５条第１号　（個人に関する情報）に該当	２４
第５条第２号　（法人等に関する情報）に該当	7
第５条第３号　（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	0
第５条第４号イ（国の安全等に関する情報）に該当	1
第５条第４号ロ（公共の安全等に関する情報）に該当	0
第５条第４号ハ（監査、検査、試験等に関する情報）に該当	0
第５条第４号二（契約、交渉、争訟に関する情報）に該当	1
第５条第４号ホ（調査研究に関する情報）に該当	0
第５条第４号へ（人事管理に関する情報）に該当	0
第５条第４号ト（企業経営上に関する情報）に該当	0

（２）報告書の公開

平成１６年度に作成され、機構の図書館に収められた報告書は７８０件あり、そのうち７２９件が一般公開指定、５１件が期限限定非公開指定とした。全報告書のうち期限限定非公開指定報告書が占める割合は７％（１５年度１８％）であり、報告書の公開が進んでいる。また、期限限定非公開指定を受けた報告書の９割以上が入札の公平性を保つための措置であり、情報公開法の観点からも適切な対応である。

２．広報実施体制充実への取り組み状況

（１）国民のＪＩＣＡへの理解の向上

平成１６年度は国際協力５０周年にあたり、外務省とも協力しながら、日本全国でイベ

ントや各種媒体などを通じて、積極的に国際協力の必要性や機構の活動についての広報活動を展開した。主な事例は下表のとおり。

	開催日	開催場所	来場者数
国際協力フェスティバル	１０月２、３日	日比谷公園	約４５，０００人
国際協力シンポジウム「転機の海外援助」*	１０月１５日	国連大学	４２３人
国際協力シンポジウム「日本の援助は現地からどのように見られているのか」	１１月１５日	国連大学	約４００人
国際協力キャリアフェア	１１月２１日	ＫＦＣホール	１，１１２人

＊　同シンポジウムの内容はＮＨＫで２度に亘り放映された。

東京以外でも様々なイベントを実施しており、このような広報活動の展開に際しては新しい機構説明用のパンフレットやその概要をまとめたパネルなどを使用するとともに、シンボルデザインの管理徹底などにより、機構の統一的なイメージの定着を図った。

定期的に情報を発信する手段として有効なメールマガジンについても内容の充実と登録者数の増加に努めており、登録者数は平成１６年４月時点の約２２，０００人から平成１７年２月末時点で約２６，０００人と順調に増加している。

また、「ピース・トーク・マラソン」（歌人田中章義さんを中心に「平和」と「国際協力」を市民の方々と考えるため、平成１５年８月から３年半の時間をかけて、全国４７都道府県を巡回して開催するシンポジウム）については、１６年度は１３県で実施し、各回１００人～３００人が参加し、その概要は毎回新聞で紹介された。アンケートの結果では、参加者の９１％の方より国際協力や平和についての興味・関心が深まった（“深まった”、“どちらかといえば深まった”との回答の合計）との回答を得ている。

【ピース・トーク・マラソンの取り組み】

事例「ピース・トーク・マラソン　2003-2007　in 宮城」(16 年 4 月 17 日(土))

会場には十代から七十代まで幅広い年齢層約２５０名が来場し椅子が足りなくなるほど盛況。まず、自転車で世界一周をした坂本達さんが「サドルの上で考えた平和と国際協力」と題して「自分は色々な人に生かされている」と心から感じたと講演。次に、地元仙台東高校の生徒が地雷の研究から平和について考えたエッセイを朗読し会場の注目を浴びた。続いて、元サッカー日本代表の北澤豪さんが、ザンビア共和国で青年海外協力隊員と開催したサッカー教室や同国でＪＩＣＡが支援する孤児院を訪問し出会ったエイズに感染した子供たちの話を、田中章義さん（歌人）と熱く語った後、鈴木信さん（宮城交際支援の会会長）らが加わり、「一人ひとりにできること、一人のためにできること」をテーマに意見を交わし、会場に向かって「身近なところから国際協力はできるので、一歩を踏み出そう」と呼びかけた。３時間ほどのシンポジウム参

加者からは、世界や国際協力を考える良いきっかけになった、などの積極的な反応が多く聞かれた。

（２）広報媒体の見直し

国際協力及びボランティアに関する国民の理解を促進し、より効果的な広報を行うために、機構の広報誌について、平成１６年１２月に具体的な改編の方針を決定した。１６年度については、「海外移住」誌を廃刊し、替わってニュースレター形式の「移住資料館便り」を発行することとした。

なお、今後、以下のような方針を計画している。

１）現在発行している「国際協力」誌（教育関係者、一般市民向け）と「フロンティア」誌（実践者・関心者向け）を統合し、ボランティア事業や海外移住・日系人支援も取り込んだ新たな総合広報誌を平成１７年１０月（予定）より発刊する（２誌の統合による削減経費は約３，５００万円程度となる見込み)。

２）青年海外協力隊事務局が発行している「クロスロード」誌については、今後、海外ボランティアに関心のある人をターゲットとした情報誌として内容を変更していくとともに、１７年度には頁数を削減することにより、経費の効率化を図る。

（３）総合窓口の一本化

平成１６年度には、機構の本部内のレイアウト変更に伴い、本部ビル（マインズタワー）１階に設置されていた総合受付を、「ＪＩＣＡプラザ」（一般市民に対する情報提供・公開の総合窓口）と同一スペース（６階）に移動し、来訪者への窓口の一本化を実現した。また総合受付において会議案内を電子掲示板により表示し、１日平均約８０名の総合受付来訪者に対するサービスの向上を図った。また、ＪＩＣＡプラザにおいては、平成１６年度中に修学旅行生を１１６件、９０２名を受け入れ、国際協力への理解の促進に努めた。

（４）広報充実に向けた機構内の取組み

国内外において国際協力に対する理解と参加を促進するため、機構が質の高い広報を適確に行っていくためには、職員をはじめ機構関係者が広報の重要性を認識し、それぞれの活動、業務の中で有効な広報活動を行う必要がある。

このため、平成１６年度においては、機構関係者の広報に対する意識の向上と優良な広報事例の共有を目的とする内部活動として、国内・海外における広報活動の審査、表彰を行った。これは、国内、海外のすべての関係者を対象に、外部とのよりよい関係作りに貢献した事例、機構の理解度・認知度の向上に貢献した事例を募り、２３６件の事例から優秀な事例３３件を選出して、「ＪＩＣＡ広報グランプリ」、「入賞」等の名称を付与し、機構内に広く周知したものである。これら入賞対象の活動は事例集として整理し、ノウハウ共有化に活用することとしている。

また、平成１５年度に着手した一般職員向けの広報マニュアルの作成に関しては、マニュアル案に対して寄せられたコメント等を踏まえ、修正を行い平成１６年６月に完成した。この広報マニュアルは本部内の全部署、全ての国内機関および海外の事務所に配付しており、また職員階層別研修（新人研修、社会人研修等）や在外・国内機関への赴任予定者の広報研修で主要なポイントを説明することにより、機構職員の広報意識の向上のために活用している（本マニュアルを用いた研修は１６年度に延べ３０回以上実施）。

（５）在外広報の強化

海外における機構の広報活動としては、在外事務所が中心となってそれぞれの国の活動、事業について、プレスリリースの発出、現地報道関係者による事業取材ツアーの開催、ニュースレターやパンフレットの作成・配付、ホームページの充実、セミナーやパネル展等のイベント実施等を行っている。ケニアにおいては年間１００件を超える機構関連の記事が国内の新聞に掲載されており、その多くは機構の在外事務所からのプレスリリースに基づくものとなっている。これ以外の国でも、機構が活動する各国において、工夫を凝らしながら広報活動を展開した。また、こうした海外での広報活動を円滑に行うため、海外赴任予定者に対しては広報の研修を実施し、広報活動についての意識向上に努めた。

【プロジェクトや在外事務所による広報活動の事例】

ア．マレーシア国「ボルネオ生物多様性保全プログラム」の広報活動

過去３年間に、成果出版物が３８冊、マレーシアの全国紙、地方紙（英語、マレー語、中国語など）で約５５０の記事が掲載され、マレーシアの全国版テレビでニュースが２０回、活動を紹介した特別番組が１回、地元ラジオ局で、ニュースとして３０回、特別番組１０回、日本の雑誌に１０件の記事が掲載され、日本のテレビ番組では２回活動の様子が放映され、マレーシア及び日本において活動の成果が広く広報された。

イ．モンゴル事務所の広報活動

機構を紹介するテレビ番組の放映（年間２４回）や各種イベントの実施、機構関係者による社会貢献活動（基金の設立、古着の配布など）を積極的に展開し、その結果が現地マスコミにも取り上げられ、機構の知名度アップにつながった。

３．知見の積極的提供

機構では、国際協力に携わる人々の業務支援を目的として、これまでも国際協力総合研修所内の図書館で機構の報告書を中心とする図書、資料の閲覧等のサービスを行っているが、このサービスの質の向上のため、平成１５年度に同図書館の図書検索システムの全面

更新を行った。同図書検索システムは機構のホームページにリンクし、ホームページ上での図書検索が可能となっている。報告書に盛り込まれた知見を外部の方に広く活用していただくという観点から、同図書検索システムに、４，７７１件（１５年度比４，００５件増）の機構の報告書の電子ファイルを掲載し、インターネットから直接ダウンロードできるように公開を行っている。今後ともこの掲載数の拡充を図ることとしている。

小項目 No.9　ＮＧＯ等との連携推進

【中期計画】
（ニ）ＮＧＯ等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、ＮＧＯ等との連携を推進する。
【年度計画】
ＮＧＯ等との連携を推進するため、草の根技術協力においてＮＧＯ等との連携件数を増加させる。また、各種委員会等へのＮＧＯの参加を推進する。

【当年度における取り組み】

ＮＧＯ等による国際協力活動は、機構の国際協力事業をより効果的に実施していくためにも効果的な連携が期待されていることから、幅広い国民の参加を得られるよう様々な形でＮＧＯ等との連携を積極的に推進し、ＮＧＯ等からの意見を反映させる形で草の根技術協力事業等の充実を図った。本項目では、草の根技術協力事業の本格化が平成１５年度であることから、平成１５年度の実績をベースに今後の連携の拡充を図っていくこととしている。また、関連する小項目として、Ｎｏ．１８、２０においても草の根技術協力事業の充実や事務手続きの合理化等について報告している。

１．ＮＧＯ等との連携強化

ＮＧＯ等との連携については、双方の連携による効果的な国際協力や国際協力に対する市民の理解・参加を促進することを目的として、ＮＧＯ－ＪＩＣＡ協議会（年四回開催）とその小委員会であるＮＧＯ－ＪＩＣＡ連携事業検討会（毎月開催）を開催し、ＮＧＯ等からの意見を業務運営に反映させている。また、事業に関するＮＧＯ等の知見を広く共有するため、課題別支援委員会などの各種委員会及びシンポジウムへのＮＧＯの参加を促進した結果、平成１６年度は２８件の委員会・シンポジウムにおいてＮＧＯからの参加を得た（１５年度実績１０件）。

草の根技術協力事業におけるＮＧＯとの連携については、ホームページを通じた各種情報提供や応募相談に積極的に応じた。また、事業実施に必要な情報を提供する国を増加するとともに、ＮＧＯ等からの提言を受け事務合理化を進めた。さらに、日本のＮＧＯの現地活動の支援などを行うＮＧＯ－ＪＩＣＡジャパンデスクをインド、中国に新設し、海外における支援体制の充実を図っている。（小項目Ｎｏ．２０に詳細な記述）

なお、本事業では、機構の１７カ所の国内機関を窓口にＮＧＯ等から途上国に対する国際協力活動のアイディアを広く募集している。また、その実現に向けて提案団体と共同で案件を形成・実施する際、機構との間できめ細やかな意見交換を行うことに努めている。このような本制度及び機構との共同作業について、概ね好意的な反応が寄せられている。

２．草の根技術協力事業の実施

ＮＧＯ等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、ＮＧＯとの連携によ

り実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、平成１６年度には合計１５３件実施し、１５年度（１１２件）に比べ３７％増となった。内訳は下記のとおり。

・地域提案型（地方自治体を対象）：８８件（１５年度８４件）

・草の根協力支援型（途上国支援の実績の少ない団体等を対象）：２７件（１５年度１１件）

・草の根パートナー型（途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：３８件（１５年度１７件）

（草の根技術協力事業）	14 年度	15 年度	16 年度
実施件数	－	112 件	153 件 (37%増)

＊カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

【草の根技術協力事業の実施事例】

ア．ネパール「公立小学校教育事業」（草の根パートナー型、実施団体：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

本案件では、同国内でも特に貧しく、ヒンズー教の影響から女性の教育機会が限られた地域を対象に、教育環境の向上を試みている。具体的には、保護者や教員、村役場関係者等からなる学校運営委員会を設立し、同運営委員会を活性化させるとともに、教員の監督、不登校児童の編入学のフォローアップ及び親への啓発、郡教育事務所との連携などの活動を行っている。また、校舎改修、教員が不足している場合のボランティア教員募集、教員教育、教育を受けられなかった子どもたちへのインフォーマルな識字教育なども実施中である。さらに中央政府の教育省配属のＪＩＣＡ専門家と連携し、本案件からのフィードバックを同国における教育分野援助の方向性の検討過程に反映することも想定されている。

イ．フィリピン「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの構築」（草の根協力支援型、実施団体：特定非営利活動法人ＩＫＧＳ緑化協会）

同国で世界遺産に指定された棚田を保全するため、地域住民が焼畑の代わりに環境保全型の農業（アグロフォレストリー）と植林を導入することを柱とし、それぞれモデル農場・モデル植林地を設置し、事業を展開している。また、ＪＩＣＡ兵庫（兵庫国際センター）が兵庫県国際交流協会等と協力して、日本国内において棚田に関する国際交流イベントを兵庫県内で開催したほか、ボランティアで現地事業に参加している兵庫県出身の大学生が中心となり、学校向けの環境教育のための絵本制作や、地域住民に対する収入向上事業も実施するなど、本事業から波及した動きも出てきている。

小項目 No.10　環境及び社会への配慮

【中期計画】

（ホ）事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

【年度計画】

ア．平成１６年度の要請案件に対して、JICA 環境社会配慮ガイドラインを適用する。平成１６年度以前の要請案件に対しても、ガイドラインの可能な項目を適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。また、職員を対象としたガイドライン執務参考資料を作成する。

イ．JICA 環境社会配慮ガイドラインに関する審査諮問機関及び不遵守に関する異議申し立て制度の体制整備を行う。

ウ．本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、JICA 環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。

エ．国際環境規格（ISO14001）への対応については、同規格に基づいた JICA 環境マネジメントシステムを構築・運用し、認証を取得する（平成１６年度対象サイトは、本部及び１０国内機関とする）。

オ．光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等について上述の環境マネジメントシステムの一環として取り組む。

【当年度における取り組み】

環境及び社会に配慮した業務運営の実施のため、環境社会配慮ガイドラインの適用及び職員への研修を実施するとともに、環境マネジメントシステムの構築・運用を開始し、独立行政法人の本部組織としては初めてとなるＩＳＯ１４００１の認証を取得した。

１．環境及び社会に配慮した業務運営

平成１６年度は、１６年３月に改定したＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドラインの適用を開始し、１６年度に要請のあった案件（１０８カ国、１，０２９件）に対して影響の大きさに応じてカテゴリー分類を行った。このことにより、案件検討段階から開発途上国の環境や社会面に与える影響に十分注意を払うことが可能となった。さらに、平成１６年度以前の要請案件に対しても適用可能な項目につき、同ガイドラインを適用したところ、カテゴリーＡ（影響の大きい）が２０件、カテゴリーＢ（影響がある）が１０１件あり、後述する環境社会配慮審査会のコメント等により、環境や社会面の影響への把握方法、緩和策等

をプロジェクトに反映させることができた。本年度の適用実績を分析した結果、カテゴリーＡ、Ｂ案件の多い分野（運輸交通等）、地域（アジア）等が明らかになったことから、これらの優先課題に対処し、次年度以降、一層の改善を図る計画である。

また、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するための体制として、平成１６年４月に環境社会配慮審査室、同年９月に外部専門家から構成される環境社会配慮審査会を設置した。１６年度は同審査会を１１回開催し、カテゴリーＡに該当する８件の事業の審査を行った。これにより、外部専門家を活用した環境社会配慮の質の確保が実現できた。さらに、環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要項を作成し、事務担当部局から独立した異議申し立て制度を導入した（平成１７年３月に異議申立審査役を公募により選出。）。これらのことから、１７年度からの環境社会配慮ガイドラインの完全適用とその遵守を確保する体制が整備できた。

さらに、職員に対する周知のため、１６年度は環境社会配慮に関する研修を３０回、４９１人に対して行った（１４年度実績２０人に対し４７１人増）。また、派遣前専門家、コンサルタント及びその他関係者に対してもガイドラインの説明を行った。

（環境社会配慮に関する研修）	14 年度	15 年度	16 年度
研修参加者数	20 人	167 人 （147 人増）	491 人 （471 人増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

２．環境マネジメントシステムの構築・運用

国際環境規格ＩＳＯ１４００１の認証取得に向け、「ＪＩＣＡ環境方針」を平成１６年４月に公表し、「国際協力事業を通じた環境対策の推進」、「環境啓発活動の推進」、「オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進」、「環境法規制の遵守」という四つの基本方針に基づくＪＩＣＡ環境マネジメントシステムを整備・構築し、本部及び１１国内機関で運用を行った。この結果、外部審査機関の審査を経て、平成１６年１０月に独立行政法人の本部組織としては最初となる国際環境規格ＩＳＯ１４００１の認証取得に成功した（対象機関は本部及び１１国内機関）。なお、未取得の８国内機関については、平成１７年度取得に向け、環境マネジメントシステムの構築を順次進めている。

また、このＩＳＯ認証取得のための諸活動を通じて、エコオフィス（環境負荷の小さな職場）の意識はより一層浸透しつつある。光熱水量及び廃棄物の削減については、本部及び国内機関では、「電気使用量を１４年度実績に対して５パーセント削減する」など、可能な限り数値目標を部署別に設定し、「ＪＩＣＡエコオフィスプラン」に基づき「ごみの分別・リサイクル」、「昼休みの消灯」、「両面コピー」、「グリーン購入」といったエコ活動を積極的に展開している。その結果、紙の使用量は１４年度比２１．９％減、廃棄物は９．６％減と計画を上回るペースで削減されており、光熱水量についても全体として順調に削減が

進んでいる。

小項目 No.11　男女共同参画

【中期計画】

（へ）男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

【年度計画】

ア. 男女共同参画推進部署において、各部署、各国内機関及び各在外事務所のジェンダー・WID 担当の業務所掌を整理し、研修等を通じた支援の強化を行う。

イ. 職員に対し、階層別の研修を継続的に実施し充実を図る。

ウ. ジェンダー統計・情報を収集、整理、分析し、関係部署とともにジェンダー格差是正のための対応方針を検討する。国別のジェンダー主流化、WID の状況を分析し、男女共同参画の視点を組み込むためのアプローチや方法を検討する。

【当年度における取り組み】

機構は、ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から結果に至るまでのプロセスに組み込む「事業におけるジェンダー主流化」を本中期計画の達成に向けてのアプローチとしている。機構は、これを（１）ジェンダー主流化実施体制の整備（ハードの整備、下記１）、（２）ジェンダーに敏感な視点と正しい知識を有する職員と援助人材の育成（ソフトの整備、下記２）、（３）様々な協力分野やスキーム、また、多様な開発途上国のジェンダーに対応するための支援ツールの開発（ソフトの整備、下記３）、（４）以上を基盤とした協力の展開（下記３）という順に重点をシフトさせ、中期計画の達成を目指している。

平成１６年度は、上述の（１）及び（２）について重点的かつ広範に対応し、以下のような成果を挙げた。

事業におけるジェンダー主流化を総括するための専管部署「ジェンダー平等推進グループ」を設置するとともに、それを全組織的な取り組みとするために、実施体制の強化を目的として、「ジェンダー主流化実施体制」（後述）を導入した。また、職員や援助人材に対しても各種関連の研修を行い、開発援助におけるジェンダーの重要性への理解や知識の大幅な促進を図った。さらに、事業の各段階へのジェンダーの視点の反映のための国別ジェンダー情報の整備調査や多様なジェンダーのあり方に配慮するための関連調査研究を実施するなど、ジェンダー主流化の実践に向けた環境整備を行った。

１．ジェンダー主流化実施体制の強化

ア．事業におけるジェンダー主流化を総括するための専管部署「ジェンダー平等推進グループ」を設置するとともに、それを全組織的な取り組みとするために、実施体制の強化を目的として、ジェンダー担当理事の下、本部、国内・在外機関の全部署にジェンダー

責任者（部長、機関長レベル）及び担当者（男女共同参画実践の観点から男女職員各１名）を配置する「ジェンダー主流化実施体制」を導入した。各部署はジェンダー主流化に係る年度目標を定め実施した。

イ．全部長・国内機関長を対象に４日間計８時間半にわたるジェンダーセミナーを実施し、ジェンダー課題に対する意識の共有化を図った。併せて全組織が取り組み動向を共有するために職員向けの説明会を実施した（国内外機関含む）。

ウ．課題の共通した部署をグループ化したジェンダー担当者会議を開催し、課題への意識の共有や効率的な対応ができるようにした。また、ジェンダー担当者の活動開始にあわせフォローアップ体制（ジェンダー平等推進グループに部署別担当を配置、ジェンダー担当者マニュアル作成等）を導入し、各部署の状況把握と適切な支援を適時に行えるようにした。

エ．国際協力専門員（ジェンダー／社会配慮）を新たに１名採用し、実施のための技術サポート体制を強化した。また、アジア地域支援事務所へのジェンダー専門員の配置を計画するなど、「現場主義（在外主導）」に適ったジェンダー主流化実施・支援体制を強化しつつある。

２．職員その他の関係者に対するジェンダーへの理解の促進（研修等の強化）

研修受講必修対象の拡大と受講者数の大幅増の実現を図り、ジェンダーが重要課題との認識をほぼ浸透させた。職員（下記ア.）のほか、協力の担い手である民間企業やジュニア専門員等の援助人材等（下記イ.～カ.）に対する研修や働きかけも重視した。

ア．職員対象のジェンダー研修は、専門研修や階層別研修（新入職員研修での必修化等）、部署別研修等の様々な形態で実施した。

イ．援助人材対象ジェンダー研修は、専門家（３９９人）、ボランティア調整員（８１人）、専門員（１５人）を対象に実施した。また、新規採用の専門員とジュニア専門員研修を必修化したほか、ボランティア調整員の派遣前研修も実施した。新規採用者のジェンダー研修の必修化は、ジェンダー以外の専門分野においてもジェンダーは関連することという認識を早い段階から促し、広範な分野におけるジェンダー主流化を促進することを目的としている。

ウ．コンサルタント等企業に対し、「ＪＩＣＡのジェンダー主流化」説明会を開催し、事業におけるジェンダー主流化の方針及び事例説明並びにジェンダー主流化促進に関する意見交換を実施した（４３社４７名が参加）。他企業との情報共有のために、開催概要につき広報誌に掲載した。

エ．「開発とジェンダー」に関する国民理解の裾野の拡大を目的として、小・中学生対象の開発教育支援コンテンツ（ＪＩＣＡホームページに掲載。１６年度５８，０８２件のアクセス）にジェンダー問題に関するコンテンツを作成、掲載した。

オ．ジェンダーの視点をもった将来の援助人材の育成と捉え、大学・大学院学生（お茶の

水女子大学、恵泉女学園大学、筑波大学他）を対象としてジェンダー関連講義を実施した。

カ．開発途上国において、ジェンダーの視点をもった援助が根付くよう来日した在外事務所のナショナルスタッフ、集団研修コースの途上国研修員に対しても、ジェンダー研修を実施し、認識及び課題の共有化を図った。

以上のとおり、積極的に研修を推進した結果、平成１６年度の主な実績は以下のとおりとなった。職員研修受講者数が１５年度実績から大幅に増加したのは、ジェンダー責任者や担当者を通じて研修の受講を奨励したことに加え、職員の意識向上に伴う積極的な受講の増加、ＪＩＣＡ－Ｎｅｔによる配信を行うことで国内外の遠隔地に勤務する職員の当該研修への参加が可能となったことによる。

・職員研修　４９８人

（ジェンダー研修）	14 年度	15 年度	16 年度
職員研修受講者数	18 人	49 人	498 人

（参考）研修受講者の男女別内訳

	男性	女性	計
職員研修	３１３人	１８５人	４９８人
専門家の研修	３２１人	７８人	３９９人
ボランティア調整員の研修	４６人	３５人	８１人
専門員（新規採用、ジュニア専門員）	１２人	３人	１５人

３．ジェンダーに関するデータ・情報の整備、調査研究

事業の各段階へのジェンダーの視点の反映のための環境整備としての主な取り組みは以下のとおり。

ア．ジェンダー国別情報を新たに８カ国分作成した。これにより５５カ国がカバーされ、一部を除き在外事務所はジェンダーの基礎データを有する体制が整備され、当該国におけるジェンダー課題や現状を職員その他援助関係者が確認できるようになった。

イ．プロジェクトの新規案件要望の際やプロジェクト事前評価時に、当該案件におけるジェンダー配慮について検討するため、様式にジェンダー配慮欄を設け、記載を義務化した。記載状況については、ジェンダー平等推進グループでチェックし、その良い点や次年度の新規案件要望調査に向けての改善点につき関係部署にフィードバックを行った。その結果、部署によって、新たな勉強会の企画やジェンダー研修への受講表明につながった。

ウ．地域や民族、宗教等の異なる文化・社会的背景の中でどのようにジェンダー主流化を目指し、アプローチするべきかを目的とし、「多様な社会・文化におけるジェンダー主

流化のあり方調査研究」（エジプト、イスラム教）を実施した。

エ．機構の事業統計において、専門家、研修員等の男女別データの収集の強化を図った。

小項目 No.12　客観的で体系的な事業評価

【中期計画】

（ト）客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、

●目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。

●評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の 50%以上とする。

● 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。

● フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。

【年度計画】

ア. 事前から事後まで一貫した効率的な評価を導入するため、事前評価実施案件の割合をさらに増加させ、また在外事務所によって事後評価を行う国を拡大する。

イ. 事業事前評価表において、案件の達成目標に関する客観的な指標の設定を推進する。

ウ. 青年海外協力隊事業については、平成１５年度に試行的に導入した隊員アンケートの対象を拡充するとともに、評価手法の確立及び質の向上を図る。

エ. 災害援助等協力事業については、平成１５年度に策定済みのガイドラインに基づいて専門家チーム派遣に係る評価を実施するとともに、平成１５年度実施済みの救助・医療チーム評価結果に基づきガイドラインの改訂を行う。

オ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。

カ. 評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が直接の評価者（一次評価者）として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）を外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、事後評価に関して

は、平成１６年度においては外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を４０％に増加させる。

キ. 評価結果をわかりやすい形で迅速に公開するべく、平成１６年度は終了時評価報告書要約表のホームページ掲載までの期間を引き続き短縮させる。

ク. 評価によって得られた教訓の新たな事業実施へのフィードバックを強化するため、平成１５年度に改訂した事業事前評価表を活用し、過去の類似案件の教訓の活用を推進する。

【当年度における取り組み】

技術協力プロジェクトにおける事業事前評価表の活用、在外事務所による案件別事後評価の拡充、青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価調査の実施等、体系的な評価、事業毎の評価手法の確立に向けた着実な取組みを行った。また、外部評価の充実のため、事後評価における外部有識者・機関が参画する評価の拡充に取り組んだ。さらに、評価結果をホームページで迅速に公表するよう努めるとともに、評価結果から得られた教訓を活用するための方策を実施した。

１．一貫した評価の導入

（１）一貫した評価体制の整備

平成１６年度は、前年度に引き続き、事前から事後までの一貫した評価体制の強化に向けて、中間評価、終了時評価に比べて導入が遅れていた事前評価、事後評価の充実に努めており、具体的には以下の取り組みを行った。

事前評価については、平成１５年度までは、事前調査の実施後に評価専門部署による評価の質の観点からの確認を行っていたが、１６年度からは事前調査の実施前においても、客観的な評価指標の設定を含め、事前評価に必要となる視点が盛り込まれているかなどについて確認し、評価の質の確保に努めた。また、技術協力プロジェクト全件を対象に事前評価を実施しており、一定規模以上の技術協力プロジェクト全件については、事業事前評価表を作成した。

機構では明確かつ客観的な指標設定を推進することを目的に、技術協力プロジェクトにおける指標の設定状況及び課題を分析するとともに、他ドナーのガイドライン、事例等を調査の上、モニタリング・評価に係る指標設定に関する指針を策定した。１５年度に作成したデータベースと併せ、同指針に関しても、モニタリング・評価において積極的に活用する。

事後評価については、協力終了後３年を経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクト及び自立発展性の検証を行い、国別事業実施計画の改善や事業の計画・実施に向けた教訓・提言を得ることを目的として、在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成１４年度に導入した。１６年度は新規の実施国数の拡充に取り組むとともに、新たに無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価の手法を開発・導入し、技術協力プロジ

ェクトと無償資金協力の事後評価を新たに１１カ国（マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ボリビア、ドミニカ共和国、エクアドル、トルコ、モルディブ、セネガル、インド）で実施した。

その結果、新規の案件別事後評価の実施国数は１１カ国、実施国数の累計は３３カ国（１４年度比１９カ国増、１５年度比１１カ国増）となった。

（在外事務所による案件別事後評価）	14 年度	15 年度	16 年度
制度導入国数の累計	14 カ国	22 カ国 (8 カ国増)	33 カ国 (19 カ国増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

（２）青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度導入に向けた取り組み

青年海外協力隊事業の評価については、平成１５年度に策定したボランティア事業全体の体系的な評価手法に基づき、実施要領の作成及び各種報告様式の改定を行うとともに、受入機関、受益者及び帰国ボランティアへのアンケート調査を実施するなど、試行的に評価制度を導入した。

【ボランティア事業評価の実施状況】（平成１７年１月～３月に実施。結果については分析中。）

・受入機関及び受益者に対するアンケート調査
　平成１４年度３次隊青年海外協力隊員及び平成１７年３月に帰国するその他の協力隊員約３５０名の受入機関及び受益者を対象に実施。

・帰国ボランティアへのアンケート調査
　平成１４年度に帰国したすべての青年海外協力隊員約１，１００名を対象に実施。

また、ボランティア事業の効果等をより総合的に評価することを目的に、平成７年度以降にホンジュラス・マラウイ・バヌアツに派遣された青年海外協力隊員を対象に特定テーマ評価として「ボランティア事業」に関する評価を実施中である。

災害援助等協力事業については、評価ガイドラインを適用し、平成１５年５月のアルジェリア地震災害における救助・医療チームに関する事後評価報告書を作成した。また、１６年２月のモロッコ地震災害における救助チームに関して評価の視点を盛り込んだ活動報告書を取りまとめた。

【アルジェリア地震災害緊急援助の事後評価（事後評価報告書より抜粋）】

遠く離れたアルジェリアで日本チームが迅速に救助活動を開始したことは、アルジェリア関係機関、地元住民、国連機関から高く評価されている。また、同チーム

は、地震被害の大きい地域で被災地のニーズに柔軟に対応した救助・医療活動を実施し、両国の友好関係の増進に大いに寄与した。今後の教訓としては、治安に問題のある地域での活動については、赤十字、赤新月社等に代表される現地の支援団体との協力関係を模索する必要がある。また、緊急援助、復興、開発というサイクルを考慮すれば、緊急援助と開発援助を初期の段階から連動させるべきである。

２．外部評価の充実

平成１６年度は、外部有識者事業評価委員会を通じた評価の質の向上に努めるとともに、外部有識者・機関等が参画する事後評価を拡充した。

（１）外部有識者事業評価委員会の開催

平成１６年度は外部有識者事業評価委員会を開催し、外部の有識者から評価制度・手法等について助言を得るとともに、内部評価の結果について二次評価等を通じた検証を行った。また、外部有識者事業評価委員会の下、外部有識者（６名）及びＪＩＣＡ評価主任等（８名）からなる二次評価作業部会を設置し、二次評価手法を確立の上、１４年度及び１５年度の終了時評価４８件を対象に二次評価を実施し、客観性の確保と質の向上に努めた。さらに、二次評価結果を総合的に分析し、その結果を「事業評価年次報告書２００４」に掲載した。(外部有識者事業評価委員会と二次評価作業部会を合わせて、計９回開催)

外部有識者事業評価委員会委員（五十音順）

氏名	所属・役職
青山温子	名古屋大学大学院医学系研究科教授
池上清子	国連人口基金東京事務所長
川口　晶	社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）国際経済本部アジア・太平洋グループ長
熊岡路矢	日本国際ボランティアセンター（JVC）代表理事
杉下恒夫	茨城大学人文学部教授、元読売新聞社
長尾眞文	広島大学教育開発国際協力研究センター教授
古川俊一	筑波大学社会工学系教授
三好皓一	立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科教授
牟田博光	東京工業大学教育工学開発センター長

（２）外部有識者・機関等が参画する評価の拡充

外部有識者・機関等の事後評価への参画状況については、本邦事後評価と在外事後評価を合わせ、５８件中３４件（５８％）について外部有識者による一次評価（外部有識者・

機関が直接評価する）又は二次評価（機構の内部評価に対して外部有識者・機関が評価を行う）を実施しており、中期計画に定める目標（５０％以上）を上回った。

（外部有識者・機関等の参画割合）	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
本邦事後評価	4 件/9 件中	2 件/7 件中	6 件/15 件中	－
在外事後評価	0 件/64 件中	10 件/23 件中	28 件/43 件中	－
合計	4 件/ 73 件中 (5.5%)	12 件/30 件中 (40%)	34 件/58 件中 (58%)	50%

また、協力対象である途上国側の視点及びより客観的な日本以外の第三者の視点を加えた評価を推進するため、以下のような取り組みを行った。

・ 途上国側の視点の反映については、「被援助国の参加度」を評価の基準としてガイドラインに明示している。具体的には、プロジェクト評価では途上国関係機関と委員会を設置の上、合同評価を実施している。また、特に社会開発型の事業や途上国の住民に直接裨益する事業の評価に当たっては、受益者である住民へのアンケートやインタビューを通じて、評価結果への反映を行った。

・ 日本以外の第三者の視点については、特に途上国の第三者の視点を反映することを重視し、案件別事後評価では協力対象国の第三者（外部有識者、コンサルタント等）による外部評価（一次評価又は二次評価）を実施した。また、特定テーマ評価「アフリカ感染症対策」では、対象２カ国（ガーナ、ザンビア）において現地の外部有識者の評価調査団への参団を得、第三者の視点による評価結果を報告書に掲載した。

【途上国側の視点を反映した評価の事例】

「特定テーマ評価（本邦事後評価） 参加型地域社会開発のジェンダー評価」

本調査では、グアテマラ及びネパールにおける現地調査において、地域住民２４３名を対象にインタビュー、フォーカスグループディスカッション等を実施し、「社会活動に参加するようになり自信がついた」、「夫の認識が変わり、より自由で活発な社会活動が行なえるようになった」といった女性の声を丁寧に収集した。これを基に女性のエンパワーメントに関する定性評価を行なったうえで、４４の具体的事例を報告書に掲載した。

３．評価内容の情報提供

機構は評価結果を迅速にわかりやすい形で情報提供するため、個々の案件の評価結果をホームページに順次掲載するとともに報告書として公開した。また、個別案件の評価結果を総合的に分析して共通の傾向や課題を抽出するための「個別案件評価結果の総合分析」、テーマ毎に複数の案件を調査して国や分野に特定の成果・教訓を得るための特定テーマ評価「総合分析」を実施し、その結果は報告書として公開するほか、セミナーやホームペー

ジでも情報提供した。

個々の案件の評価結果については、平成１５年度に引き続き、終了時評価結果のほか事前・事後の評価結果に関しても速やかにホームページ上で公開しており、同評価結果のアクセスは毎月２，０００件以上となっている。

個別案件の評価に加え、評価結果のより分かりやすい提供に向けて、個別案件の評価結果を総合的に取りまとめ、機構の事業が全体として効果を上げているかどうかを共通の傾向や課題とともに取りまとめた「個別案件評価結果の総合分析」を平成１６年度も継続して実施した。同取り組みでは、平成１５年度には１３年度の終了時評価を対象としていたのに対し、１６年度は１４・１５年度の２年度分４３案件の案件別事後評価を対象に実施した。

さらに、事業にフィードバックしやすい評価結果及び教訓を抽出することを目的に、特定テーマ評価「総合分析」を実施している。同結果については、機構内外の関係者による活用促進を目的に、分かりやすい形に取りまとめた上でフィードバックセミナー（公開）にて発表している（フィードバックセミナー（計７回開催）への出席者６３８人）。

【特定テーマ評価の結果をフィードバックするセミナーの実施状況】

- 特定テーマ評価「（総合分析）初中等教育／理数科分野」（出席者：１３０人）
- 特定テーマ評価「ＮＧＯ連携事業」（出席者：１０１人）
- 特定テーマ評価「（総合分析）貧困削減／地域社会開発」（出席者：１１２人）
- 特定テーマ評価「（総合分析）情報通信技術」（出席者：４６人）
- 特定テーマ評価「（総合分析）農業・農村開発：普及」（出席者：１０５人）
- 特定テーマ評価「参加型地域社会開発のジェンダー評価」（出席者：８５人）
- 特定テーマ評価「アフガニスタン支援事業レビュー報告」（出席者：５９人）

以上のような事業評価活動の概要と評価結果をとりまとめ、毎年「事業評価年次報告書」を作成し、関係先に幅広く配布するとともに、作成後速やかにホームページ上で公開している。平成１６年度は「より効果的な協力の実現に向けて」をテーマとして個別評価結果や総合分析の結果を取りまとめ、機構の事業の全体傾向、協力効果の発現の貢献・阻害要因、事業改善に向けて得られた教訓等を掲載している。

４．評価内容のフィードバック

（１）事前評価における過去の教訓の活用状況

平成１５年度下半期から事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」の項目を新たに加え、過去の評価結果から得た教訓を新事業に活用することを促進しており、１６年度に作成された一定規模以上の技術協力プロジェクトの事業事前評価表全てについて、過去の評価結果から導き出された教訓を記載している。これにより事業担当部署が事

業の計画に当たり過去の類似案件の評価結果を参照して計画に反映することを定着させた。

（２）評価結果のフィードバックを促進する取組み

評価結果の事業への一層のフィードバックの推進のためには、評価の質の一層の向上を図るとともに、評価結果を事業に活用した良い事例を具体例として共有し、経験からの学びを促進することが重要である。このため新たな取り組みとして、「グッドプラクティス評価賞」を設置した。「グッドプラクティス評価賞」は、評価結果を事業の計画や運営に活用した優良事例を選び表彰することで、フィードバックの有用性を強調し、関係者のインセンティブとすることを目的として導入した。同結果は「事業評価年次報告書２００４」に掲載するとともに、機構内部でセミナー（平成１７年３月）を開催して職員・関係者に周知した。

機構内における評価結果の活用状況について、本部の事業部門、国内機関、在外事務所の職員や援助要員を対象にアンケートを実施したところ、「ＪＩＣＡが実施している評価結果を利用したことがある」と回答した割合は、平成１５年度実績４６％（１７０人／３６７人）から１６年度実績６２％（３８５人／６２５人）にまで大幅に増加しており、先述の取り組み等を通じ、評価結果の有効な活用が進んだ。

【評価結果の活用事例】

評価結果を活用して、事業の改善が図られた優良事例について、以下の評価基準により、グッドプラクティス評価賞（フィードバック推進賞）を選定した。

－教訓の選択（活用元の教訓の有用性）
－活用方法（活用方法の具体性、活用内容の重要性）
－効果の発現（具体的な効果の発現の有無、今後の見込み）
－個別案件の教訓活用に対する総合評価
－組織的な取り組みに対する総合評価

表彰された評価結果の活用事例は以下のとおりとなっている。

ア．基礎教育分野

基礎教育分野のこれまでの協力案件の総合分析の結果、「現職教員再訓練プロジェクトでは、対象教員のみではなく学校管理職や行政官を巻き込んだ理解促進及び制度構築が重要である」という教訓が得られたことを受け、その後の新規案件において学校管理職の行政官に対する啓発のためのセミナー等をプロジェクト活動に取り込んで行うアプローチがとられている。

イ．情報通信分野

先行案件における「ＩＴ分野は進歩が早く技術・機材の陳腐化を避けるため

短期集中型にすることが望ましい」との教訓に基づき、その後の協力案件では協力期間の短縮を従来の５年から３年に設定している。また、「技術の急速な進歩と特殊技術の専門化に対応するため短期専門家の組み合わせが必要」との教訓を受け、その後の協力では、プロジェクトの運営管理に携わる長期専門家と個々の専門技術分野に対応する短期専門家を組み合わせ、必要な時期に必要な技術を持った短期専門家を派遣できるようにした案件が増えている。これら以外にも、過去の教訓を活用し、「研修センターの自立的運営を目指して有料コースを設置し、講師給与歩合制を導入する」、「コンピューター等の機材は現地で調達する」などの取り組みも行われている。

（２）各事業毎の目標

（イ）技術協力（法第１３条第１項第１号）

小項目 No.13　現地人材、民間等の活用による効果的･効率的事業実施

【中期計画】

（ｉ）技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、ＪＩＣＡ事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。

●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。

●事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。

【年度計画】

（１）総論

ア．南南協力支援事業について、課題別指針の取りまとめを継続する。

イ．JICA 事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を促進するために、統一フォーマット等、データベースの仕様を整備していく。また、同ネットワークを通じた協力のあり方やニーズについての調査を行う。

ウ．現地又は第三国のリソースの活用の促進のため、在外事務所・関係各部間のデータの共有を図る。

エ．事業委託方式による技術協力プロジェクト及び民間提案型プロジェクトの公示案件数を増加させる。

オ．国別・地域別支援委員会において引き続き学識経験者の参画を図る。

カ．技術協力プロジェクトにかかる課題別委員会等についても、学識経験者等の知見を積極的に活用する。

キ．平成１５年度に作成した途上国の総合的能力開発に関するハンドブックを活用し、能力開発への取り組みのあり方についての考え方・方針を事業に反映させるとともに、更なる理論的・実証的深化を図るために調査研究を実施する。

ク．JICA-Net で接続できる海外拠点数を増加させるとともに、JICA-Net を円滑に運営するための体制見直し・強化を図る。

【当年度における取り組み】

平成１５年度に引き続き、技術協力案件の効果的・効率的実施のために、南南協力支援事業の充実、開発途上国の人材・組織のネットワーク化、各種事業における現地のコンサ

ルタント・ＮＧＯ等の活用を図った。また、事業における民間のノウハウを活用するため、「提案型技術協力プロジェクト」及び「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」の実施を推進したほか、技術協力事業にかかわる各種委員会等に国民各層の参画を得て、その知見を事業の計画・実施・評価の各段階で活用するよう努めた。

１．南南協力支援事業の充実等

（１）南南協力支援事業の充実

南南協力支援事業は、途上国のオーナーシップの醸成、途上国同士による能力開発の促進、新興援助国による援助の裾野の拡大、及び第三国リソースの活用による効果的・効率的な援助の実施の観点から極めて有効なアプローチである。このアプローチに関し、平成１６年度には「南南協力課題タスクフォース」での議論を通じ、南南協力支援に向けた実施方針などを盛り込んだ「課題別指針（初版）」を取りまとめ、平成１５年度に実務者用に作成した「南南協力支援ガイドブック」の英訳版を作成し、在外事務所の現地職員等にも配布するとともに、南南協力に関するホームページを立ち上げるなど、内外の広報に努めた。

この取り組みにかかる平成１６年度の実績としては、「第三国研修（開発途上国が近隣諸国などから研修員を招聘し、各国・地域の現地事情により適合した技術研修を実施する事業）」については、１９４件（平成１５年度１５１件、平成１４年度１３９件）、また、「第三国専門家（協力対象国に他の開発途上国から専門家を派遣する事業）」については、２４０人（平成１５年度１１３人、平成１４年度１０９人）であった。

【南南協力支援事業の活動事例】

地域毎に以下のような取り組み事例があった。

ア．アセアン地域

域内の社会経済格差の是正を促進する目的で、「ＪＩＣＡ/アセアン地域協力会議（ＪＡＲＣＯＭ）」を導入しており、平成１６年７月にはカンボジアにて第三回会議が開催された。このＪＡＲＣＯＭ方式では、受益国の開発ニーズを関係者間で共有し、協力国が受益国側の現況調査を行い、自国のリソースとのマッチングを図りながら案件形成を進めている。平成１６年度は、受益国側のニーズを反映した形で協力国であるマレーシアが実施する第三国研修「中小企業振興コース」、「税行政セミナー」などの新規案件が形成された。

イ．中南米地域

平成１６年９月、コロンビアのボゴタにおいて、コロンビア及びチリを中心とした中南米諸国のイニシアチブにより、「キャパシティ・ディベロップメント（ＣＤ）に向けた南南協力セミナー」が開催された。右セミナーは、南南協力がキャパシティ・ディベロップメントの向上に対し果たし得る積極的

な機能に着目した同地域初の国際セミナーであり、機構からもこれまでの取り組み等について積極的にプレゼンテーションを行なった。このセミナーを通じ、機構の重視するキャパシティ・ディベロップメント向上の観点から南南協力は有効である点が二国間・多国間双方のドナー多数を含む参加者間で確認されたほか、わが国の南南協力支援に対する積極的姿勢を参加者へ印象付けることができた。

ウ．アフリカ地域

アフリカ域内の協力の拡大を図るとともに、アジア・アフリカ協力を引き続き推進した。アジア・アフリカ協力については、アジアの経験をアフリカに応用することを目的として、平成１７年３月に「アジア・アフリカ知識共創プログラム」を開始した。協力分野は「農村開発」「企業振興」などを予定しており、今後とも活動を継続・拡大する。

平成１６年度は初年度として「農村コミュニティ開発」をテーマとするサブ・プログラムを立ち上げ、アフリカ９カ国（エチオピア、ケニア、マラウィ、モザンビーク、セネガル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ）から計１４名及びアジアの関係国のリソース・パーソン計４名（タイ、インドネシア）が参加した。

エ．中近東地域

すでに南南協力に関わるパートナーシップ協定を結び、主にアフリカ向け研修を実施してきたエジプト、チュニジア、モロッコの３カ国に続き、平成１６年１２月には、ヨルダン国との間でパートナーシッププログラム（ＪＪＰＰ）を締結し、１６年度はイラク向け（７件）とパレスチナ向け（３件）の第三国研修を新たに実施した。

（２）開発途上国の人材・組織のネットワーク化

技術協力事業の成果の普及・発展の観点から、帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を進めるため、会員名簿データベースの基本フォーマットの検討を行なう等の取り組みが現地レベルで行なわれるよう支援した。

また、専門家派遣等の技術協力の実施が困難なイラクにおいては研修員の同窓会を設置し、今後の協力の足がかりができた。また、イラクを含めた中東地域における同窓会地域会合を開催し、各同窓会のニーズの把握に努めるとともに、同窓会における地域連携のあり方や活動事例の共有を行なった。

これらの活動の結果、平成１６年度には、同窓会会員名簿の更新が４７件、新規同窓会立ち上げ件数はパレスチナ、イラク、パラオ、モルディブ等、７団体となり、世界中のＪＩＣＡ研修員同窓会の団体数は合計で１０３団体となった。

【スマトラ沖地震津波災害における研修員同窓会の活動事例】

ア．インドネシア

津波発生後、青年招聘プログラムＯＢ会アチェ支部からＪＩＣＡインドネシア事務所に協力の申し出があり、厳しい状況のなか、日本の医療チームが滞在する宿舎の提供や車両の手配を迅速に行い、効果的な活動の基盤を整備した。アチェでの緊急援助隊医療活動では、１０人程度の帰国研修員が日本チームの医療テントにおいて現地語で患者の受付を行い、必要に応じて医師に通訳するなどの活動を展開し、被災者支援に大きな役割を果たした。

イ．スリランカ

スマトラ沖大地震により甚大な津波被害を受けたスリランカでは、帰国研修員同窓会の発意により、被災した子供達約３００名に対する支援を行われた。特に被害が大きかったゴール県の被災者キャンプにおいては、子供達が早期に学校に戻れるよう、教科書、文房具等、就学に必要な資材を供与するとともに、学校施設に対する被害が大きい所には黒板、机、イス等学校機材の供与も行なった。

（３）現地リソースの積極的な活用

機構は、技術協力プロジェクト、または開発調査など各種技術協力事業において現地ＮＧＯ及びコンサルタントの活用を推進している。

平成１６年度において、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントへの委託は１８７件（平成１５年度７２件）、また、現地ＮＧＯとの連携件数は６８件（平成１５年度２７件）と増加傾向にある。事例としては、カンボジア「森林分野人材育成計画プロジェクト」案件では現地コンサルタントを活用して農村の社会経済ベースライン調査の実施、ネパール「子供のためのコミュニティー主体型ノンフォーマル教育プロジェクト」案件では現地ＮＧＯ等を通じた地域住民への啓発活動や教育向上にかかるモデル事業の実施等が挙げられる。

また、開発調査・無償資金協力基本設計調査などの業務実施契約において、本邦コンサルタントが現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査などを委託した実績は１５０件と全体の５１．０％（平成１５年度は４９．４％）となっており、全体の約半数が現地リソースを活用している。

２．事業における民間の活用

「現場に近い知見・ノウハウを持つ団体をより積極的に事業に取り入れること」、及び「国民の発意が一層事業に反映されること」の双方を可能とするため、機構は主に３つの援助スキーム（業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト、提案型技術協力、民間提案型プロジェクト形成調査など）を有している。

平成１６年度は、全体で４４件の実績をあげた（内訳：新規事業２６件、継続事業１８件）ところ、援助スキーム別の内訳は以下のとおり。

ア.「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」：実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度であり、１６年度は２２件を新規に契約し（平成１５年度は新規２件）、順調に活用が進んでいる。また、そのうち４件については実施団体として大学の参加があり、民間のノウハウの幅広い活用という観点から、効果的な活用がなされている。

イ.「提案型技術協力（ＰＲＯＴＥＣＯ）」：民間からの提案を募り共同で案件形成を行った上で実施段階の事業を委託する制度で、１６年度は新規２件を公示し契約に至っている（平成１５年度は新規７件）。新規案件インドネシア「小規模統計整備プロジェクト」、バングラデシュ「持続的砒素汚染対策プロジェクト」の他、継続案件１５件を実施中である。

ウ.「民間提案型プロジェクト形成調査」など：これまでの事業経験が少ない平和構築支援の対象国等で迅速に協力を進めるため、「民間提案型プロジェクト形成調査」の制度を応用し、民間による提案と事業計画策定に特化したプロジェクト形成・開発調査一体型の事業を新たに制度設計した。平成１６年度の新規事業として２件を公示、契約した（アンゴラ「除隊兵士、国内避難民、帰還難民等の社会復帰を目的とした地域社会機能強化プロジェクト」、シエラレオネ「カンビア県教育を通じた子供の社会復帰支援プロジェクト」）。

【民間活用型技術協力プロジェクトの事例紹介】

「シリア　水資源情報センター整備計画」案件

本案件は、水資源情報センターが中心となって、水資源情報の適切な管理ができる体制を構築することを目的として協力を行っている（２００２年６月～２００７年６月）。水資源情報センターに対する気象・水文観測等の技術指導や人材育成・情報システム構築の体制整備支援などに重点が置かれており、水資源管理に必要となるデータベース作成ノウハウの技術指導や、そのデータを利用した地理情報システム（ＧＩＳ）の活用などに民間のノウハウが効果的に活用されている。

３．技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大

国別・地域別の中期的な計画の策定や、当該国の横断的な課題にかかる案件の実施について、平成１６年度には１４の国別・地域別支援委員会を設置し、個別の技術協力プロジェクトないし開発調査の実施に関しては、国内支援委員会（１５年度までの開発調査にかかる「作業監理委員会」は国内支援委員会に統合）や６つの課題別支援委員会を設置するなどして、学識経験者、ＮＧＯ等から様々な提言・助言を得た。上記各種委員会における学識経験者やＮＧＯの人数割合は、国別・地域別支援委員会では８９．７％（平成１５年度９５．７％）、国内支援委員会では６３．９％（平成１５年度「国内支援委員会」

６４．８％、「作業監理委員会」３８．６％)、課題別支援委員会（新設）では８１．４％、外部有識者事業評価委員会は１００％（平成１５年度１００％）となっており、平成１５年度に引き続き高い割合となっている。また、研修事業の実施に際しては、地域の自治体、各種団体、及び地域住民の協力を広く得ているほか、事業評価についても、外部有識者事業評価委員会を設置して、有識者に第三者としての適切な評価を依頼している。

【委員会の活動事例】

ア．「ラオス・経済政策支援委員会」（国別・地域別支援委員会）

本委員会では、ラオスのマクロ経済状況の改善のための政策提言を作成するために、委員の助言が積極的に取り入れられるとともに、共同作業にあたったラオス側の政策担当者に対し、ラオス経済の分析手法や経済政策策定の指導を行い、人材育成が図られた。なお、当該委員会委員は学識経験者１０名、政府系金融機関２名で構成されている。

イ．「障害者支援」（課題別支援委員会）

本委員会では、課題別指針の作成に対する支援を行ったほか、職員研修、調査研究等に対する助言を行っている。なお、当該委員会委員１０名のうち、学識経験者は３名、ＮＧＯを含む民間人は５名となっている。

※以下の２項目（４～５）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載がある項目。

４．途上国の総合的能力開発にかかる取り組み

国際社会において、国連ミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の実現に向け、途上国の能力が制約要因となっており、能力開発を効果的に行うことが必要と認識されてきていることを踏まえ、機構としては、これまでにも能力開発の視点から機構の実施してきた事業の特徴の分析や、国際シンポジウムの開催（平成１５年１月）を通じ能力開発にかかる考え方の共有を図ってきたところである。平成１６年度は、パートナー国の総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）の視点を機構の事業に反映させていくため、以下の取り組みを行った。

（１）調査研究の実施

キャパシティ・ディベロップメントの基本的な考え方の整理と機構の事業への活用のあり方を整理し、調査研究「キャパシティ・ディベロップメント」の報告書案をとりまとめた。また、特定セクターのキャパシティ・ディベロップメントのあり方を検討し、調査研究「開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために」を発表した。

（２）機構関係者等への啓発

「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック」を英文化し、在外事務所と共有したほか、専門家及び専門家養成研修受講者に対して、定期的にキャパシティ・ディベロップメントに関する講義を行った。また、国際開発学会でキャパシティ・ディベロップメントと人間の安全保障についてプレゼンテーションを実施した。さらに、本邦研修用コンテンツの開発を進めた（１７年度完成予定)。

（３）国際的な主流化

国連開発計画（ＵＮＤＰ)、世界銀行研究所（ＷＢＩ)、カナダ国際開発庁（ＣＩＤＡ)、ドイツ技術協力公社（ＧＴＺ）等とドナー間のネットワーク（ＬｅｎＣＤ）を結成（１６年７月）し、共同作成したＤＡＣ向け教訓集案をＤＡＣ／ＧＯＶＮＥＴで発表した。キャパシティ・ディベロップメントはＧＯＶＮＥＴの２００５／０６年の優先課題に採択された（１７年１月)。

５．情報通信技術を活用した遠隔技術協力（ＪＩＣＡ－Ｎｅｔ）

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、平成１５年度に引き続き、事例紹介、広報活動などを通じて、機構内外の関係者へのＪＩＣＡ－Ｎｅｔの活用の推進を図った。また、１５年度までに実施した遠隔セミナーのうち評価の高かったものを再配信し、さらなる活用・普及を図った。その結果、１６年度の実績は、利用時間数３，２８１時間（１５年度比９１％増)、参加者数３０，１２７名（１５年度比１１０％増）と大幅に増加した。

ＪＩＣＡ－Ｎｅｔの海外拠点は、１７年度から本格導入が予定されている在外主管案件実施に対応するため、平成１６年度には２７カ国に開設し、既設拠点とあわせて全３４カ国に整備した。また、回線の整備されていない国・地域でのＪＩＣＡ-Ｎｅｔ活用を促進するため、インマルサットを利用したテレビ会議を試行的に実施した（アフガニスタン、アチェ)。また、国内の拠点は１５カ所となった。

ＪＩＣＡ-Ｎｅｔのコンテンツは、在外の専門家、ボランティアなど現場からの要望に応える形で開発を進めてきており、平成１６年度には、このような従来からの開発に加えて、より効率的・効果的なコンテンツ開発を行うことを目的として、①各国内機関で実施している研修において活用できる汎用性のあるコンテンツの企画（製作は平成１７年度以降)、②分野・課題における戦略的な視点からの重要コンテンツの抽出・企画・製作、の二種類のコンテンツ開発業務を開始した。①においては国内機関が、②においては本部に設置した分野・課題タスクフォース（又は課題部各チーム）が要望、企画、製作の各段階で主体的に関わることとしている。これは、１４年度のＪＩＣＡ-Ｎｅｔ事業の開始当初は、コンテンツ数を増やすことによってＪＩＣＡ-Ｎｅｔの活用を促進することを重視してきたものの、ＪＩＣＡ-Ｎｅｔの活用が予想以上に浸透し、コンテンツ開発も進んだことから、コンテンツ開発方針の見直しを行い、質の向上を重視することとした結果でもある。

なお、平成１６年度のコンテンツ開発数は計１１４件であるが、全て機構の著作物としてＪＩＣＡ－Ｎｅｔホームページのライブラリにて閲覧・ダウンロードが可能であり、国内外の事業で広く活用されている。なお、そのタイトル例は以下のとおり。

・リモートセンシング・地理情報システム講座
・ＰＣＭ入門
・日本の公衆衛生の歩み
・日本の警察
・ラオスの教育普及活動”職能学校”
・日本の教育経験
・理解！実践！人間の安全保障

小項目 No.14　案件の適切な投入要素の決定

【中期計画】

（ⅱ）我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。そのために、

●技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。

●派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。

●技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。

【年度計画】

（２）適切な案件内容の決定と迅速な実施

ア．技術協力案件の目標と活動範囲の一層の明確化を図るため、引き続き事前の調査・評価を充実させる。

イ．派遣する専門家、調査団員、研修員受入機関、機材等に関する既存データベースに蓄積されている情報量を増加させる。また、これらデータベースの活用を推進するためのアクセス環境向上に関する改善点を抽出する。

ウ．技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備の一環として、予算費目の改定に応じて、技術協力プロジェクト実施ガイドラインの改訂を進め、併せて電子版化を促進する。

エ．技術協力案件の実施手続きに関連する現行の業務フローを見直し、改善が可能な項目の洗い出し、必要な取り組みの優先順位付けを引き続き行いつつ、優先度の高い項目については、改善策を策定し、順次実施する。

【当年度における取り組み】

平成１６年度新たに発足させた課題５部体制の下、技術協力案件の速やかな実施と適切な投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を確保するため、事前評価調査の充実、専門家・調査団等の情報蓄積・活用、技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備などに取り組んだ。

１．目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実

機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。

平成１６年４月、課題５部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計１６名の課

題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。また、事前評価調査の品質向上と内容の標準化を目的とし、以下の１６分野課題について、事前評価調査の標準型を設計し、調査必須項目を設定した（更新を含む)。

統計、情報通信技術（更新)、航空輸送、地理情報、基礎教育、障害者支援、
看護教育、妊産婦保健、自然環境保全(更新)、廃棄物処理、上水道整備、
貧困削減、参加型水管理、水産養殖普及、産業技術、電力

さらに、これら一連の事前評価にあたっては、調査実施前に調査対象項目の適切さ、調査実施後の事前評価結果の適切さの観点から、対象案件を主管する部署に加えて、事業評価担当部署による審査を実施する事前評価実施体制を整備した。こうした調査対象項目の漏れをなくす取り組みを通じて、事前評価調査の質の確保に努めた。

２．技術協力プロジェクト、専門家・調査団等の情報の蓄積及び活用

技術協力に係わる各種データベース（専門家、調査団員、研修員、機材等）について、平成１５年度に引き続き情報量を増加させるとともに、蓄積された情報をプロジェクト設計や新規案件検討、専門家リクルート対象者の審査や研修事業の進捗管理などに活用した。

さらに、平成１８年度からの供用を目途に、これら情報のより一層の効率的活用を図ることを目的とした「事業管理支援システム」の構築を開始した。これは、在外強化、課題部の創設、地域部の機能強化、組織のフラット化等新たな事業実施体制の下で機構の各部署が適確に事業の計画、実施や意思決定が行えるように、従来、個別のシステムで処理されていた様々な事業情報のあり方を改めて整理し、その共有及び処理を行う業務支援のための包括的なシステムを構築するものである。最終的には、要望調査、予算の執行管理、プロジェクト等事業の計画及び進捗管理、事業実績取りまとめ、事業情報の抽出・分析・提供など一連の業務を同システムを使って処理する計画であり、これにより事業関連情報の一層の活用が可能となる。

３．組織改編後の技術協力プロジェクト実施にかかるガイドライン・マニュアルの改善・整備

（１）現場（在外）強化のためのガイドラインの整備

平成１６年１０月の現場（在外）強化の試行実施にあわせ、在外主管案件の業務方法を取りまとめた在外強化ガイドラインを作成し、８試行事務所における適確な業務実施を確保した。さらに半年間の試行のレビュー結果を反映させて、１７年４月からの３０事務所における在外主管の本格実施のための準備を整えた。

（２）課題部制度推進のための取り組み

新たに発足した課題部の業務に関し、事業実施効率の向上、成果追求の方法の改善及び技術支援体制の構築を目的とした「課題部制度推進タスクフォース」を設置し、６つの課題について検討を行い、それぞれに今後の方向性を取りまとめた。各項目毎の成果は以下のとおりである。

検討テーマ	タスクフォース活動の成果
①プログラム実行計画書及び新プロジェクト実施計画書	・プログラム実行計画書策定支援、新プロジェクト実施計画書の精緻化・策定支援に関する検討作業を完了し、結果を組織決定済み。 ・予算執行管理システムの検討はタスク内検討を完了。
②業務の法人契約化	・法人契約ガイドラインの作成、業務指示書作成の手引き作成についてタスク内の原案作成を完了。
③在外強化	・在外主導案件のレビュー及び在外主管案件に係る業務の詳細設計を完了し、結果を組織決定済み。
④課題対応力の強化	・課題別支援委員会の設置要綱作成、国内支援委員会の活用の方向性検討、国内支援業務契約（支援スタッフ等）業務指示書の精緻化、課題支援スタッフの業務内容の整理、業務マニュアルの整備を完了し、結果を組織決定済み。 ・在外事務所への技術支援内容及び手法はタスク内の検討を終了。
⑤ プロジェクト、プログラムの整理	・プログラム化の概念、予算執行管理等の把握及びプロジェクト、プログラムの割り振り手法の整理についてタスク内検討を完了。
⑥技術協力プロジェクト関連の研修事業の取扱い	・技術協力プロジェクト・開発調査に係る研修事業の予算と責任の課題部への移譲及び契約ベースで行われる両事業の関連研修事業の包括契約化について検討作業を完了し、結果を組織決定済み。

このうち、特に、技術協力プロジェクトの業務の法人契約化を推進するため、「技術協力プロジェクトの法人契約化推進のためのガイドライン」、「業務指示書作成の手引き（技術協力プロジェクト）」等を作成し、これらの内容の周知徹底を図るため、計７回の業務説明会を実施した。その結果、平成１６年度は民間法人との契約による技術プロジェクトが平成１５年度の４件から２５件と大幅に増加した。

また、技術協力プロジェクト等の活動内容の情報共有を推進するため、平成１５年度に作成したホームページ作成ガイドラインの補足資料として、作成手順書及びモニタリングガイドラインを作成して、関係者に周知徹底した結果、１６年度には９２プロジェクトのホームページが新たに掲載された。

小項目 No.15　本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ

【中期計画】

（ⅲ）研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、

●各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。

●帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。

【年度計画】

（３）研修員受入

ア．研修コースの評価について、平成１６年度に実施する集団コースについて、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、研修コースの評価を行い、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。

イ．平成１７年度に新設する集団コースについて、事前評価を行い、コース実施の妥当性を評価し、研修員が習得すべき具体的な到達目標とそれを測るための方法を予め明確にする。

ウ．帰国研修員やその同窓会あるいは帰国研修員が所属するカウンターパート機関等が実施する様々な活動を促進するため、ソフト型フォローアップについて周知を図り実施基準の明確化を行うとともにソフト型フォローアップ協力の事例集を作成する。

【当年度における取り組み】

研修員受入について、１）適正な事前評価の実施、２）研修員の目標達成度に基づく新評価方法の導入、３）既存コースの見直し・改廃、等の取り組みが順調に進捗している。帰国研修員に対するフォローアップ（ソフト型フォローアップ）件数は１４年度比３４％増となった。

１．研修コースの評価の実施

（１）事前評価の実施

平成１７年度集団研修コースの新設要望３７件すべてに関し、研修員が習得すべき具体的到達目標及び測定方法（測定指標）を記載した新設計画票を策定し、これに基づき、課題部・地域部・国内機関のコメントを反映した事前評価を実施し、２０件を採択した。

（２）研修員の到達目標達成度を取り入れた評価方法の導入

コースの質の向上に向けた改善策を講じるため、到達目標に対する研修員の達成度に基

づき研修コースの評価を行う新評価フォーマット（集団研修実施報告書）を平成１５年度に導入した。１６年度には、この様式を改訂するとともに、記入マニュアルを策定し、また、集団研修コースを実際に担当する国内機関に対する説明を行い、活用の促進を図った。この結果、１６年度に実施したすべてのコース（３７８コース）について到達目標が設定されるとともに、測定指標に基づいた研修員の知識修得度に対する客観的な評価体制が整備された。なお、コース別の全到達目標達成度（全到達目標を達成した研修員の割合）の平均は８９．４％であった。

（３）平成１６年度実施コースの評価

平成１６年度に実施したすべての集団研修コース（３７８コース）について、評価会における研修員からの意見、質問票からの情報、研修監理員からの報告書、研修委託先からの報告書を総合して研修コースの評価を行い、コースの改善策の検討を行った。

（４）評価結果等に基づく研修コースの改廃

上記評価も含めた研修コースの実施結果を総括し、平成１６年度をもって協力最終年に当る５年目のコースを中心に、３２コースについて終了することとした。

（５）事業改善への取り組み

ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）における国内事業の改革の方針に則り、途上国のニーズにより直結した研修事業とするため、組織横断的なタスクフォースを設置し、集約的な協議をおこない、その結果として集団研修について、今後のあるべき方向性を以下のとおり提示するとともに、機関長及び研修担当チーム長を対象にした会議、並びに研修担当者を対象にしたワークショップを開催する等、具体化に向けた取り組みを行った。

１）集団研修の課題対応型への再編

・課題別実施指針等との整合を図った研修コース体系の策定

・「知識移転（人材育成）」から「課題解決」への取り組みの深化

・プログラム・アプローチの一環としての課題別要望調査への組み入れ

２）研修の質の向上

・研修コースの案件目標と成果の明確化を目的とした新実施計画書の試行導入

・研修成果を踏まえた帰国後の取組目標、行動計画等を内容とした研修員による「アクションプラン」作成の義務化

・研修成果（「アクションプラン」）に基づくソフト型フォローアップの活用促進

・教授すべき知識の体系化、概念化をコンテンツ開発を通じて行い、カリキュラム・教材などの改善

２．帰国研修員等への各種支援の充実

日本での研修から帰国した研修員が日本で学んだ知見を共有し発展させるため、研修員自身あるいは所属する政府機関が行うセミナーの開催や調査研究、教材作成等の活動に対して、ソフト型フォローアップ事業として支援、協力を行っている。

平成１６年度は、ソフト型フォローアップ事業の広報活動により内外関係者の理解を深めるとともに、実施基準を記載した「フォローアップ協力実施要領」の外国語版（英、仏、西、葡）の作成･配付及び案件事例集の作成･配付を行うことにより在外事務所の実施体制の支援を行った。この結果、本事業の実施が促進され、ソフト型フォローアップの実績は１４２件（１４年度比３６件増、１５年度比２０件増）となり、１４年度実績１０６件に比して３４％増となった。

	14 年度	15 年度	16 年度
ソフト型フォローアップ案件 実施件数	106 件	122 件 (15%増)	142 件 (34%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

これらのソフト型フォローアップの実施は、カウンターパートが機構による技術協力から学んだ知識や技術を広く普及すること等に役立っている。例えば、ブラジル国では出産時に帝王切開を施すのが一般的で妊婦や新生児への経済的･体力的負担が大きいが、同国帰国研修員が「助産施設における人間的出産・出生ケア」の研修を本邦で受講し、帰国後、習得した「安全な出産（自然分娩）」について普及を図るセミナーをソフト型フォローアップ事業の支援を得て開催したところ、同僚を含む助産婦や保健省の担当者等約４００名が参加し、好評を博した、等の例がある。

小項目 No.16　専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価

【中期計画】

（ⅳ）案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

● 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。

●人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。

またコンサルタントについては、

●コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。

●特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。

【年度計画】

（４）専門家・コンサルタントの適正かつ迅速な選定

（専門家）

ア．民間人材の活用が円滑に進むよう、国際協力人材センターと協力して専門家の不足している分野の人材登録を促進する。

イ．公示による人選を拡大する。

ウ．平成１５年度に策定した専門家人選のガイドライン及び人選基準に沿って透明で公正な人選を実行する。

エ．平成１５年度に策定した評価ガイドラインに沿った評価を全専門家に対し実行し、定着を図る。

（コンサルタント）

オ．平成１５年度に検討を行った業務実施に係るプロポーザル競争における価格要素の強化の方法及び実績評価の見直し等の結果に基づき、必要な制度変更を行い、その後の新規案件を対象に新制度を導入する。

カ．特に緊急な選定が求められる案件については、公示から契約締結までに要する期間を３０日以内とするとともに、選定手続き期間の短縮が当該案件の業務の質や契約の公正性にもたらす影響について情報収集・分析を行う。

【当年度における取り組み】

質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うため、平成１５年度に

引き続き、専門家においては民間人材の登録者の拡大を図るとともに、コンサルタントについては選定方法の改善策を新制度として導入した。また、緊急案件におけるコンサルタント選定を迅速化するとともに、厳正な評価と以後の選定に反映させる観点から専門家の業績評価ガイドラインの作成を進め、コンサルタント実績評価の改善策を実施に移した。

１．民間人材の積極的活用

（１）民間からの専門家候補者の登録者拡大

幅広い人材の確保を目指し、特に平和構築や教育分野等、人材の不足している分野について、国際協力人材センターを通じた登録の働きかけなどを行った結果、平成１６年度末の登録者は計６，０３８人（平成１５年度４，６０７人）に増加した（国際協力人材登録者数は、毎月平均１３０人のペースで増えている。）。

（２）透明かつ適正な手続きによる選定手続きの整備

平成１５年度、機構が主体的かつ適切に専門家候補者を確保することを目的として策定した、３つのガイドライン（「専門家人選のあり方」、「専門家人選に係る関係各省庁への協力依頼」、「公募の手続きについて」）を改善するとともに、同ガイドラインに基づき、透明で公正な人選が担保されるように努めた結果、平成１６年度には公示（公募含む）による人選に基づき、計６７１人（平成１５年度１５２人）を派遣した。

この内訳としては、競争に基づくコンサルタント契約で派遣された技術協力専門家数が計５３９人（平成１５年度１５２人）、平成１６年から開始した公募による業務調整員、企画調査員等の派遣者数が計１３２人（平成１５年度実績なし）と、いずれも１５年度に比べて実績が大幅に増加した。

なお、人選のための委員会については、平成１６年度は１件開催した。

２．人材の業績評価の充実

専門家の業績評価については、従来から専門家再活用適性度調査を実施しており、フィードバックを確実にするため、その全てをデータベースに入力の上、新規専門家派遣候補者の審査段階において必ず参照している。

専門家の業績評価について、専門家の活動実績（パフォーマンス）にかかる評価を一層充実させるため、新たな評価ガイドラインを導入することとしており、平成１５年度に作成したガイドライン案を基に、１６年度は専門家のパフォーマンスを評価するとの観点に加え、個別専門家案件については事業自体の波及効果や妥当性を評価するという観点からも検討を進めた。１７年度には試行的導入を行う予定である。

３．コンサルタント選定方法の改善

コンサルタントの選定方法改善のため、次の具体的な施策について、平成１５年度に実

施した詳細な検討結果を基に規程の改定を行い、平成１６年５月から該当する全ての新規案件に対しこの新制度を適用している。

（１）プロポーザル評価における評価方法の改善

プロポーザル評価は、技術評価を第一としてその結果が僅差の場合に価格要素を加味することとしているが、業務内容が定型的な一部の業務において僅差の定義を広げることで、価格加味の範囲を拡大し、競争性を高めた。また、コンサルタントからの提案が重視される事業については、コンサルタントによるプレゼンテーションを行い、プロポーザル内容とともに評価することにより、適切なコンサルタント選定が可能となった。さらに業務内容や実態に応じた評価方法とするため、技術的資格への配点を増やすなどの見直しを行った。以上の変更点を反映させ、プロポーザルの採点にあたる職員向けの手引きを改訂して周知徹底した。

（２）実績評価制度の改善

業務実施後の実績評価について、評価者によって極端な差がでないよう実績評価表を改訂し、より正確な評価を可能とした。また、実績評価結果について、当該コンサルタントにフィードバックする制度を導入し、コンサルタントが今後の業務評価結果を生かせる体制とした。

４．緊急案件における選定の迅速化

平成１６年度における通常のコンサルタント契約の案件公示から契約締結までの期間は、制度変更による期間短縮により平均６２日であるが、１５年度に導入した「緊急支援案件」のための契約制度により、１６年度に実施した緊急支援案件全８件の業務実施契約では、公示から契約までの平均所要期間は２１日（１５年度下半期３４．６日）となり、極めて迅速な選定が行われた。

（緊急案件）	14 年度	15 年度	16 年度
選定手続の期間短縮	（通常案件 72 日）	34.6 日	21 日

特にスマトラ沖地震・インド洋津波被害復興支援プログラムにおいては、本制度によりインドネシア、スリランカ、モルディブに派遣されたコンサルタントが復興支援事業における迅速性及び効率性の確保において、大きな役割を果たした。

【平成１６年度の緊急案件】

①ヨルダン・イラク国におけるインフラ整備緊急復興に係る支援プログラム策定に関する基礎的調査フェーズ２・・・・・・・・・・・・・・３０日間

②アフガニスタン・マザリシャリフ市復興支援調査・・・・・・２９日間

③インドネシア・北スマトラ沖地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム
（バンダアチェ市緊急復旧・復興支援プロジェクト）・・・・・２３日間
④インドネシア・北スマトラ沖地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム（北スマトラ西岸道路復旧支援プロジェクト）・　・・・・・・・・・２０日間
⑤スリランカ・南部地域津波災害復旧・復興支援調査・・・・・１６日間
⑥スリランカ・北東部地域復旧・復興計画調査・・・・・・・・・１５日間
⑦スリランカ・幹線道路復旧・復興支援調査・・・・・・・・・・１７日間
⑧モルディブ・地方島津波災害緊急復旧・復興プロジェクト・・１９日間

（ロ）無償資金協力の実施促進（法第１３条第１項第２号）

小項目 No.17　無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上

【中期計画】

無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。

【年度計画】

無償資金協力の実施促進業務については、従前の業務の不断の見直しを行い、各種ガイドラインの改訂及び入札情報等の公開等を進める。

【当年度における取り組み】

無償資金協力の実施促進業務の目的は、協力の「実施」が公正かつ円滑に行われることを支援することにある。平成１６年度においては、相手国政府との国際約束に基づき「実施」を担当する事業関係者（コンサルタント、建設会社等）に対して、基本設計及び入札情報に係る情報公開並びに各種ガイドラインの情報提供に取り組むとともに、外部監査を実施するなど、より公正かつ円滑な「実施」に向けた取り組みを行った。

１．入札関連情報の一層の公開

（１）　基本設計調査報告書については、平成１５年度から公開しているが、より迅速かつ容易にアクセスできるようにするため、事業の概要を案件毎に取りまとめた「事業事前計画表（基本設計時）」を平成１６年８月から作成後速やかにホームページに公開することとした。これにより、広く国民に対して無償資金協力事業に関する情報を分かりやすい形で提供することができるようになったとともに、事業関係者にとっても、公示前の段階で入札案件の概要や想定される事業規模に関する情報が容易に入手可能となった。この結果、より多くの事業関係者が案件への応札可能性を比較的早い段階で検討できるようになり、競争性及び透明性の向上に資することができた。

（２）　事業概要のホームページ上での公開に加え、１７年２月から入札案件の公示をホームページ上でも行うこととした。従来は被援助国政府が様々な新聞等に入札の公示を行っていたため、入札情報が入手しにくかったが、ホームページにも同様の情報が公開されるようになったことから、入札情報へのアクセスがより容易になり、事業関係者の負担が軽減された。また、新規の入札参加業者をより幅広く、より多く募集することができるようになり、競争性の向上に資することができた。

２．公正かつ効率的な業務のためのガイドラインの整備と説明の強化

（１）実施促進業務の効率化のため、平成１５年度に大幅な見直しを行い改定した「無償

資金協力ガイドライン」について、事業関係者を対象に説明会を開催（平成１６年５月）し、２００名を越える多数の参加者に対して、より公正かつ効率的な実施促進業務について周知した。また、同ガイドラインの英語版に加え、仏語版・西語版を新たに作成し、ホームページ上に掲載した。仏語圏や西語圏の被援助国政府に対して、理解しやすい言語で情報を提供することにより、実施促進事業の公正性及び迅速性の向上に資することができた。さらに、無償資金協力ガイドラインの改定に伴い、相手国政府とコンサルタント等との契約書及び入札に当たり事業関係者に配布される入札図書のフォームを改定し、これらをホームページ上に掲載することで事業関係者に周知した。これにより、新たに締結されるコンサルタント契約、入札図書等が新しいガイドラインに即した形になり、実施促進業務のより公正かつ円滑な実施に寄与した。

（２）ＯＤＡ及び無償資金協力に関する各種セミナー、勉強会等に講師を派遣（１３件）した。特にコンサルタント、建設会社、商社、メーカー等無償資金協力による事業案件の設計・実施に参画する可能性のある民間企業に対して、わが国の無償資金協力の基本方針や実施に当たっての留意事項等について、具体的事例を交えて情報提供を行った。特に近年、公共事業やＯＤＡ事業については、その効果や公正性、透明性が厳しく問われている中で、いかにそれらを確保し、納税者国民への説明責任を果たしつつ事業を設計・実施するかについて、事業に参画する民間企業が留意すべきポイントを実例を上げて解説し、理解を促すことに重点を置いた。

（３）食糧増産援助の実施における事業内容の透明性向上と実施の効率化がさらに図られるように「食糧増産援助（貧困農民支援）に係る調達ガイドラインⅡ」を改定し、不適正な調達を行った業者を排除することができるようにするとともに、従来行っていた調達監理機関の推薦状交付手続きを廃止した。

３．技術的監査の実施

無償資金協力に係る技術的監査を４カ国（中国、フィリピン、ガイアナ、モーリタニア）で実施した。その結果、全案件について無償資金協力ガイドラインに則って事業が適正に実施されていることが確認された。（小項目Ｎｏ．３３にも関連の記載）

(ハ)国民等の協力活動（法第１３条第１項第３号）

小項目 No.18　国民等の協力活動の充実

【中期計画】

（ｉ）本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。

【年度計画】

ア. 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアについては内外のニーズに柔軟に対応するため、参加メニューの多様化のための具体的な計画を作成する。

イ. 参加者の増加を図るために事業全体を見直した上で、対応策についての具体的な計画を策定する。

【当年度における取り組み】

ボランティア活動等を志望する国民の期待に応えるため、参加方法の多様化等に取り組み、ボランティア事業への参加者数は平成１４年度実績に比して４％増となった。また、草の根技術協力については、実施団体の発意をできるだけ反映できるように、提案段階から実施団体ときめ細やかな相談、意見交換を行いながら、事業の充実に努めた。

１．ボランティア事業の充実

海外の協力活動に参加したいという多くの国民の希望に応えるため、ボランティア事業の充実に向けて、平成１６年度には、１５年度に作成した基本方針に基づき、以下の取り組みを実施した。

- 途上国側のニーズを基本としつつ、国内において応募者の多い職種も念頭に置いた国別の派遣計画を作成し、これに基づきボランティアの募集、選考、派遣を実施した。
- シニア海外ボランティアの待遇・制度の改定（現地生活費、住居費の見直し等）を行った。新制度によるシニア海外ボランティアの派遣は平成１７年度から実施する。
- 希望者が参加しやすく、かつ途上国側のニーズにも対応できる短期派遣制度を策定し、１７年度からの実施に向け在外での要望調査を実施した。これにより、１７年度春募集において、１６９件の短期派遣ボランティアの募集を行うことが確定した。

上記取り組みの成果もあり、１６年度のボランティア事業への参加者数（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等の合計数）は、１，７６０人（１４年度比６８人増、１５年度比７８人増）となり、１４年度実績１，６９２人に比して４％増となった。

（ボランティア事業）	14 年度	15 年度	16 年度
参加者数	1,692 人	1,682 人 (0.6%減)	1,760 人 (4%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

２．草の根技術協力事業の充実

（以下は、小項目Ｎｏ．９と同一の記述）

ＮＧＯ等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、ＮＧＯとの連携により実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、平成１６年度には合計１５３件実施し、１５年度（１１２件）に比べ３７％増となった。内訳は下記のとおり。

・地域提案型（地方自治体を対象）：８８件（１５年度８４件）

・草の根協力支援型（途上国支援の実績の少ない団体等を対象）：２７件（１５年度１１件）

・草の根パートナー型（途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：３８件（１５年度１７件）

（草の根技術協力事業）	14 年度	15 年度	16 年度
実施件数	－	112 件	153 件 (37%増)

＊カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

なお、本事業では、機構の１７カ所の国内機関を窓口にＮＧＯ等から途上国に対する国際協力活動のアイディアを広く募集している。また、その実現に向けて提案団体と共同で案件を形成・実施する際、機構との間できめ細やかな意見交換を行うことに努めている。このような本制度及び機構との共同作業について、概ね好意的な反応が寄せられている。

【草の根技術協力事業の実施事例】

ア．ネパール「公立小学校教育事業」（草の根パートナー型、実施団体：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

本案件では、同国内でも特に貧しく、ヒンズー教の影響から女性の教育機会が限られた地域を対象に、教育環境の向上を試みている。具体的には、保護者や教員、村役場関係者等からなる学校運営委員会を設立し、同運営委員会を活性化させるとともに、教員の監督、不登校児童の編入学のフォローアップ及び親への啓発、郡教育事務所との連携などの活動を行っている。また、校舎改修、教員が不足している場合のボランティア教員募集、教員教育、教育を受けられなかった子どもたちへのインフォーマルな識字教育なども実施中である。さらに中央政府の教育省配属のＪＩＣＡ専門家と連携し、本案件からのフィードバックを同国における教育分野援助の方向性の検討過程に反映することも想定されている。

イ．フィリピン「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの構築」（草の根協力支援型、実施団体：特定非営利活動法人ＩＫＧＳ緑化協会）

同国で世界遺産に指定された棚田を保全するため、地域住民が焼畑の代わり

に環境保全型の農業（アグロフォレストリー）と植林を導入することを柱とし、それぞれモデル農場・モデル植林地を設置し、事業を展開している。また、ＪＩＣＡ兵庫（兵庫国際センター）が兵庫県国際交流協会等と協力して、日本国内において棚田に関する国際交流イベントを兵庫県内で開催したほか、ボランティアで現地事業に参加している兵庫県出身の大学生が中心となり、学校向けの環境教育のための絵本制作や、地域住民に対する収入向上事業も実施するなど、本事業から波及した動きも出てきている。

３．その他の取り組み

（１）市民参加の全国的拠点の整備と機能の拡充

市民参加協力のさらなる推進を図るための体制構築について、平成１６年度に機構内の検討委員会で検討を進めた結果、平成１８年４月を目途にＪＩＣＡ広尾を各地で行われている市民参加協力の推進のための全体的な知見、経験の蓄積及び情報発信・交流を総括する全国的な拠点として整備することとした。この方針は、ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）における国内事業の改革として、平成１７年３月に公表した。

（２）日系社会の人材育成

中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員１２４人に対して本邦で技術研修を行った。また、中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層（４０～６９歳）を日系社会シニアボランティアとして２５人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（２０～３９歳）を日系社会青年ボランティアとして４８人派遣した。

小項目 No.19 ボランティアの人材確保及びサポート

【中期計画】

（ⅱ）青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、

●青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。

【年度計画】

ウ. 現職参加促進のため、平成１６年度春・秋募集キャンペーンにおける広報を強化する。

エ. 登録制度の具体的な見直し策に着手する。

オ. 短期・集合型の技術補完研修について、見直し対象のうち1／３の見直しを行う。

カ. ボランティア派遣国に対する健康管理員配置計画に基づく配置を行う。

キ. シニア海外ボランティアの交通安全対策について、交通安全委員会の設置を促進する。

ク. 帰国ボランティアの状況・ニーズに沿ったきめ細かい支援を行うために、平成１５年度の各支援制度の見直し結果に基づき、実施可能なものについて着手する。

【当年度における取り組み】

青年海外協力隊等について、適格な人材の確保のため、教員の現職参加を推進するための取り組みを実施した。また、登録者数については１４年度比３０％増となった。さらに、派遣者への医療・交通安全面でのサポート体制を充実させるとともに、帰国隊員の参加環境の改善に関し、各種セミナーの開催やメーリングリストの開設を行った。

１．適格な人材の確保

（１）地方公共団体等を通じた募集

青年海外協力隊への教員の現職参加を促進するため、平成１３年度に創設された「現職教員特別参加制度」の知名度を高め、関係者の理解を得るための取り組みを行った。具体的には、

- 本制度を利用して協力隊に現職参加し、海外での協力活動を終えた帰国隊員による「国際教育協力シンポジウム」を文部科学省と協力し開催した（１５２人の現職教員等の教育関係者が参加)。
- 神奈川県において、協力隊に現職参加した同県教職員による帰国報告会を実施した。
- 本制度を利用し平成１７年度に派遣予定の現職教員の隊員候補生に対し、文部科学省及び国際理解教育の拠点である筑波大学と連携し、訓練開始前に特別研修を行うこととした。

これらの取り組みもあり、本制度による平成１６年度の現職教員の派遣数は、６４人（１５年度実績５６人）となった。

地方自治体との連携については、自治体関係者が海外のボランティア活動現場を視察し、事業への理解を促進するための「ボランティア理解促進調査団」を派遣した（さいたま市・千葉県・栃木県の職員のボリビアへの派遣、沖縄県の職員のラオスへの派遣、広島市・島根県の職員のフィリピンへの派遣等、計７回１５自治体)。

（２）登録制度の積極的な活用

登録制度を見直し、１７年度から始まる新短期派遣制度を念頭に置きながら、長期派遣制度で確保した登録者を短期派遣にも適用できるようルール作りを行った。

登録者数の実績については、１６年度は４４０人（内訳：春募集２３０人、秋募集２１０人。１４年度比１０１人増、１５年度比１１人増）となり、１４年度実績３３９人に比して３０％増となった。

なお、１６年度春募集は登録者２３０人のうち、７９人が合格している（健康条件付登録者５７人のうち合格した２４人を含む。)。

（青年海外協力隊等）	14 年度	15 年度	16 年度
登録者数	339 人	429 人 (27%増)	440 人 (30%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（３）技術補完研修の充実

青年海外協力隊の選考合格者のうち、基礎的な知識・技能はあるが実務経験が少ない者について、現場での活動に必要な知識・技能・経験を補完的に習得させることを目的として、技術補完研修を実施している。

平成１６年度は１５年度に見直し対象として選定したコースのうち、短期・集合型の技術補完研修５コース（畜産分野概論、コンピューター技術、マラリア、感染症対策、熱帯病研修）を見直した。

具体的には、畜産分野概論については、対象となる隊員候補生への関連資料の配付や自己学習の指示によって対応可能と判断されたため、集合型での研修を廃止した。また、コンピューター技術については、個々の研修項目について見直し・再構成を行い、結果として研修期間を２０日間から１６日間に短縮するなど、効率化を図った。このほか、マラリア、感染症対策、熱帯病研修の３コースについては、内容面で密接な関連があるため、共通研修の実施等による再編の可能性につき検討を行ったが、職種によってアプローチの仕方や内容の濃淡に差があるため、当面現行どおりとするものの、効率化のための見直しは継続して行っていくこととした。

なお、技術補完研修の要否については、隊員の選考時に合格者に対して指示をすることになっており、内容・期間の妥当性に係る再確認、自己学習等による代替方法の検討など、研修が最も効果的・効率的なものとなるよう、選考関係者への情報提供、認識の共有化に向けた働きかけを行った結果、徐々にではあるが経費の効率化にもつながってきている。

２．医療及び交通安全対策の充実

劣悪な環境下で業務を実施する機構関係者の健康管理をサポートする体制を強化するため、平成１６年度においては新規に在外健康管理員をパラグアイに１人派遣し、３５人（１４年度２９人、１５年度３４人）が配置された。この結果、健康管理員が配置されている国は３５カ国となり、兼轄国を含むと７０カ国（ボランティア派遣国では４８カ国で６４％）をカバーしている。

交通安全対策については、引き続き交通安全に関する情報・経験のボランティア間での共有及び交通安全委員会の設置等に努めた結果、６カ国において新規にシニア海外ボランティア交通安全委員会が設置され、シニア海外ボランティア派遣国５３ヵ国のうちシニア海外ボランティアの交通安全委員会の設置国は２１ヵ国となり、一定規模数の派遣国においてはほぼ設置された。なお、シニア海外ボランティアの交通安全委員会が設置されていない国においても、協力隊員の交通安全委員会へのシニア海外ボランティアの参加や、安全対策連絡協議会や赴任時オリエンテーションにおけるシニア海外ボランティアへの交通安全の説明・ブリーフィングが実施されている。また、シニア海外ボランティアへの交通安全対策を新たに盛り込んだ海外交通安全ハンドブック（ボランティア用）を新規に作成し、本邦における訓練で活用している。このほかにも、機関紙における交通安全標語の継続掲載、交通安全調査団の派遣等、対策の充実を図っている。

３．参加環境の改善

帰国隊員の進路対策支援の充実を図るため、平成１６年度においては、以下の取り組みを行った。

- よりきめ細かい支援を目的に、進路開拓支援セミナーについて、教職希望者向け、一般就職者向け、国際協力分野希望者向けに専門化した。計８回の各種セミナーを開催し、参加者総数は１８２人に上った。このほか、業種別の勉強会、企業訪問、ハローワーク見学会などを開催した。
- 進路相談カウンセラーの働きかけにより、平成１７年度京都市立教員等採用試験において、協力隊特別枠（５人）が設けられ、７人が採用予定となった。
- ３０人学級の導入や団塊世代の退職により、都市圏では教員新規採用枠が増える傾向にあることを踏まえ、教員志望の帰国隊員向けに、教員採用情報を流すメーリングリストを開設した。また、全国の進路情報、求人情報を進路相談カウンセラーが共有できるよう、カウンセラー間にメーリングリストを開設した。

小項目 No.20　草の根技術協力事業に対する国民の参加支援

【中期計画】

（ⅲ）機動性を有するＮＧＯ等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、

●幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。

●国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。

●手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。

さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。

また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。

【年度計画】

ア．草の根技術協力についてはこれを拡大し、国民の発意を積極的に支援する。

イ．事業例等につきわかりやすい形での説明を行うとともに、ホームページにおける事業例の紹介を充実させる。また、ホームページへの閲覧者からの意見をもとに、内容を改善する。

ウ．NGO 等の活動に役立つ途上国の情報を、平成１５年度分を含めて計１５ヶ国について整備しホームページ上で公開する。

エ．手続きの簡素化・迅速化のための事務合理化案をもとに、合理化を促進する。

オ．地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、ニーズの高い自治体への国際協力推進員の増員、NGO-JICA ジャパンデスクの増設及び市民参加協力事業の推進を図る。

カ．国際協力の経験者がその体験を国民に還元する活動について、ホームページ上等での広報を拡充する。出前講座については、件数の増加に努める。

キ．地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、NGO 等とで共催する事業の案件数を増加させる。

【当年度における取り組み】

草の根技術協力事業について、幅広い市民の参加を得るためホームページを通じた各種情報提供や応募相談に積極的に応じるとともに、ＮＧＯ等からの提言を受け事務合理化を進めた。また、様々な団体・個人が発意し、国際協力に取り組む試みに対し、側面的な支援サービスを提供する国内外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業数を大幅に増加させた。更に、国際協力出前講座など、国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を増加させたほか、自治体・国際交流協会等の共催により、地域に密着した活動の推進に取り組んだ。

１．草の根技術協力事業にかかる説明・相談等

毎月のＮＧＯ−ＪＩＣＡ連携事業検討会でのＮＧＯ側との意見交換に基づき、募集要項を改訂し、本事業について具体的で分かりやすい説明や情報提供に努めた。

草の根技術協力事業等に関する応募相談や情報提供依頼については、本部及び国内の国際センター等が窓口となって積極的に応じ、平成１６年度に５，４５３件（１５年度下半期　１，７８７件）の応募相談・依頼を受け付けた。

ホームページにおいては、具体的に次の取り組みを行った。

① 事業概要を説明するため事業例の紹介を４８案件追加（累計７７件）するとともに、そのうちの１１案件については写真１１８枚を追加（累計１７案件２０８枚）したほか、実施団体のホームページへのリンクを１３団体追加掲載した（累計４３団体）。

② 募集要項・様式集や実施の手引きをより分かりやすい内容に改訂し、ホームページを更新した。

③ 当該事業にかかる最新情報を常にホームページで確認できるよう、採択内定案件を１６６件（累計２８４件）、実施中案件を２１件（累計６４件）掲載した。

これらの結果、本事業やＮＧＯとの連携事業を掲載している「市民参加」の全ページへのアクセス総数は、５８万件を超えており、平成１４年度から順調にアクセス数が伸びている（１４年度約３１万件、１５年度約４５万件）。更に、１６年度末にかけて、ホームページ閲覧者が必要とする情報に簡易にアクセスできるよう「市民参加」のページ全体をリニューアルしたところ、１７年度もアクセス数の増加が見込まれる。

２．草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

草の根技術協力事業の実施にかかる相手国からの了承取り付け方法やＮＧＯ登録にかかる情報は、提案団体にとって大変有益であり、これまでも多くの提案団体からの照会が多かった情報である。

このため、事業の実施にかかる相手国からの了承の取り付け方法、相手国におけるＮＧＯ登録等の要否、これら手続きのための概ねの所要期間など、協力を実施する上で必要な情報を取り纏め、ホームページに掲載した。情報を整備した国は、次のとおり２０カ国

（１４年度比２０カ国増、１５年度比９カ国増）となった。

インドネシア、カンボジア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インド、ウズベキスタン、スリランカ、中国、ネパール、バングラデシュ、ブラジル、メキシコ、アフガニスタン、エチオピア、ケニア、南アフリカ共和国、ヨルダン

	14 年度	15 年度	16 年度
HP 上に情報を掲載している国数	0 カ国	11 カ国 (11 カ国増)	20 カ国 (20 カ国増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

３．草の根技術協力事業の事務合理化

ＮＧＯ−ＪＩＣＡ連携事業検討会等の機会を通じ、当該事業について対話を行い、ＮＧＯ等からの要望を聴取した。これら要望に基づき、更なる手続きの簡素化・迅速化について検討し、平成１５年度に実施した合理化に加えて、以下の事務合理化等を実施した。なお、同検討会議事録及び、１５年度から継続して行ってきたＮＧＯ側からの提言に基づく機構の対応の過程を全てホームページに掲載した。

【草の根技術協力事業の事務合理化】

ア．応募書類については、電子データでの提出も可能とし、その旨募集要項に記載した。

イ．現地において外貨で支払う資金の精算の際、機構が定める月次統制レートでの精算を認めたことにより、送金証明書や交換調書の提出が不必要となった他、支払い状況報告も簡素化できるようになった。

ウ．資機材購送にあたっては、業者見積もりを３社からとることとしていたが、それを２社にし、必要書類を軽減した。

４．国際協力の試みに対する支援体制の充実等

（１）国内外の支援体制の充実

１）国内における支援体制の充実

平成１６年度は、新たに２つの地方自治体に各１名の国際協力推進員を配置し、これにより、国際協力推進員を配置した自治体は５３自治体（１４年度比８自治体増、１５年度比２自治体増）となり、１４年度実績４５自治体に比して１８％増となった。

(国際協力推進員)	14 年度	15 年度	16 年度
配置自治体数	45 自治体	51 自治体 (13%増)	53 自治体 (18%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

国際協力推進員は、国際協力事業に対する国民の理解の増進と国民参加型協力の促進を図るため、全国道府県の国際交流協会等に配置され、機構が実施する事業に対する支援、広報及び啓発活動の推進、自治体の国際協力事業との連携促進等の業務を実施している。

こうした事業に地域の協力隊経験者等のＪＩＣＡリソースを取り込むことにより、国際協力推進員を基軸とした国内でのＪＩＣＡ事業支援ネットワークが各地で形成・促進されている。

【栃木県　中学生のための国際理解セミナー】

栃木県では９月から１０月にかけ、栃木県との共催で中学生のための国際理解セミナーが開催された。セミナーでは、県内のＮＧＯ訪問、研修員との交流などが行われ、最終日には県内の中学生とマレーシアで活動中の青年海外協力隊員間でテレビ会議システムを用いたリアルタイムの交流を実施した。国際協力推進員は、県とともにセミナーの企画・運営を行い、協力隊帰国隊員をセミナーに招きプログラムの充実を図ったり、マレーシアとのテレビ会議では司会役を務めた。このプログラムを通して、参加した中学生に青年海外協力隊事業や国際協力事業について理解を深める機会を提供した。中学生からは、協力隊員となったきっかけ、現地での生活状況、現地の幼稚園と日本の幼稚園との違い等の活発な質疑応答が行われ、「隊員としての苦悩や喜びを知ることができた」、「日本との習慣の違いがわかった」、「もっとたくさんの人にこのような事業があることを知ってほしい」、「協力隊員になってみたい」、「海外を身近に感じられた」との意見が出、国際協力事業への理解が促進された。

２）海外における支援体制の充実

海外における支援体制の充実に関しては、ＮＧＯ−ＪＩＣＡジャパンデスクをインド、中国に新設し、その設置国数の合計は１９カ国となり、１４年度実績５カ国に比して１４カ国増となった。ＮＧＯ−ＪＩＣＡジャパンデスクの主な活動としては、現地及び国際ＮＧＯに関する情報の収集・データベース化、ニュースレターの発刊やパンフレット、ホームページの作成など、日本のＮＧＯ間並びに現地ＮＧＯとの情報交換の拠点として、日本のＮＧＯの現地活動の支援を行っている。また、現地にてＮＧＯの人材育成研修や体験プログラム、セミナーなども開催している。

例えば、ネパールでは、現地ＮＧＯと日本人開発関係者（ＮＧＯ、ＪＩＣＡ関係者など）間の相互理解の促進を目的に勉強会を定期的に開催し、事例紹介やワークショップを行っている。１６年度は合計９回開催し、２００名以上が参加している。また、ＮＧＯ−ＪＩＣＡジャパンデスクの活動内容を紹介したホームページへのアクセス数もこれまでに６，０００件近くに上り、定期的に新しい情報を発信している。ＮＧＯ側からはこのようなセミナー等への定期的な参加や、ジャパンデスクの勉強会等の共同運営は、ＮＧＯと

ＪＩＣＡが各々の経験を共有するための貴重な機会となっているとの評価を得ている。

(NGO-JICA ジャパンデスク)	14 年度	15 年度	16 年度
設置国数	5 カ国	17 カ国 (12 カ国増)	19 カ国 (14 カ国増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減数を示す。

（２）市民参加協力支援事業の推進

国内各地において地域の団体の発意を生かし、市民が直接国際協力に携わる新たな機会を提供するため、セミナー、ワークショップその他の活動を支援する市民参加協力支援事業の推進を図った。平成１６年度の市民参加協力支援事業実施数は２２４件（１４年度比１５３件増、１５年度比６２件増）となり、１４年度実績７１件に比して大幅に増加した。同事業では、自治体等と連携し、国際協力への理解の推進等を行っている。例えば、三重県内では、三重県、三重県国際交流財団、開催地国際交流協会、開催地自治体県教育委員会、県内国際協力団体、ＪＩＣＡ中部が連携し、開発教育ワークショップなどを行ったほか、機構によるボランティア事業の説明、応募相談、ボランティア経験者の活動体験談等を実施した（「国際協力キャラバン」として、９月に紀伊長島町、１１月に伊勢市で実施）。このようなイベントは、普段国際協力に触れる機会の少ない（県庁所在地における大規模イベントに参加しにくい）県内遠隔地で国際協力に触れる機会を提供するとともに、参加者同士あるいは参加者・主催者・共催者等間で情報提供を行い、ネットワークを構築することに寄与している。

５．国際協力の体験を還元する機会の充実等

（１）国際協力の体験を還元する機会の充実 *（指標：国際協力経験者による体験還元の実績（出前講座数））*

職員やボランティア経験者、技術協力専門家、技術研修員などを教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、引き続き積極的に推進した。平成１６年度は*２，１９１件*（１４年度比２５４件増、１５年度比９１件増）となり、１４年度実績１，９３７件に比して*１３％増*となった。（詳細については小項目Ｎｏ．２１　１．（１）に掲載）

	14 年度	15 年度	16 年度
出前講座数	1,937 件	2,100 件 (8%増)	2,191 件 (13%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（２）地域に密着した活動の推進 *（指標：自治体、国際交流協会、NGO 等と共催する事業の実施状況）*

国内各地で地方自治体、国際交流協会、ＮＧＯ等との関係を強化し、これら団体との共催や後援として協力することにより、市民講座や研修などの各種事業を積極的に支援した。国内機関と自治体、国際交流協会、ＮＧＯ等とで共催する事業を積極的に展開し、平成１

６年度は、３４４件の共催事業を実施した

例えば、滋賀県国際協会と共催し、平成１６年１０月に草津市内でフォトコンテスト、パネル展、セミナーを実施した。受賞作品等の展示にあわせて、国際協力事業の紹介パネルの展示を行い、滋賀県だけでなく他府県からの参加者に対し機構の事業やＯＤＡに関する広報を行った。

小項目 No.21　開発教育支援

【中期計画】

（ⅳ）開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、

●講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。

●開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。

【年度計画】

ア．教育現場への講師派遣、教材提供や国内機関・本部を訪問する学校数の増加に努める。

イ．開発教育の観点からの教育現場からの求めに対応するため、開発課題に関するホームページ上での情報提供を充実させる。

ウ．教員や開発教育 NGO 等の意見を取り入れつつ、ホームページを利用しやすい内容に改善する。

エ．開発課題等への理解を促進するため、各地域毎に開発教育支援事業の一環として実施される教員向けプログラムを充実させ、併せてプログラム参加人数の増加を図る。

【当年度における取り組み】

開発教育支援については､ホームページの内容充実や国内機関が一元的に地域の窓口になり、きめ細かい対応をするなど実施体制を強化し、その結果、出前講座の要望、教員の国際協力現場への派遣数、及び研修参加人数等が増加した。

１．教育現場との連携強化

（１）国際協力経験者による体験の還元

職員やボランティア経験者、技術協力専門家、技術研修員などを教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、引き続き積極的に推進した。特に、学校などで開催された講座の各回の様子をホームページで紹介するとともに、他の開発教育支援プログラムやボランティア募集説明会と連携して実施することにより、広報活動に努めた。また、先方のニーズに合致した講師を派遣することにより、これまで実施した派遣先からの再派遣の要望も増加し、平成１６年度は２，１９１件（１４年度比２５４件増、１５年度比９１件増）となり、１４年度実績１，９３７件に比して１３％増となった。

	14 年度	15 年度	16 年度
出前講座数	1,937 件	2,100 件 (8%増)	2,191 件 (13%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

出前講座では、各国内機関から派遣された講師が、途上国での経験を基に、言語、食生

活、文化、開発課題やＪＩＣＡ事業等についての説明を行うだけでなく、ワークショップの実施をするような参加型の手法も取り入れている。その結果「途上国が身近になった。」「途上国のイメージが変わった。」「もっと途上国について勉強したい。」等の声が聞かれ、参加者の意識に変化が見られる。

（２）本部・国内機関での学生・生徒への対応

修学旅行生や学生等による機構の本部・国内機関等の訪問に対し、職員、ボランティア経験者、技術研修員が、業務の説明、途上国の現状等を説明している。また、ホームページでの広報に努め、事前に学生のニーズ（何を知りたいか）を入手して、オーダーメード型の対応をしている。この結果、訪問の問い合わせも増加し、平成１６年度は９１５校、２０，８６４名（１４年度比７２校増、１５年度比４２校増）の訪問があり、１４年度実績８４３校に比して９％増となった。

	14 年度	15 年度	16 年度
国内機関･本部を訪問した学校数	843 校	873 校 (4%増)	915 校 (9%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（３）開発教育に関する情報提供の充実

開発教育に関する教育現場からの求めに応えるため、環境、人口問題、貧困等の地球上の様々な問題を紹介し、自分たちに何ができるのかを一緒に考えていくコンテンツ「ぼくら地球調査隊」をホームページに掲載し随時更新している。ホームページでは、国際協力出前講座、機構の施設訪問、エッセイコンテスト募集等の記事についても頻繁な更新を行うとともに、外務省の子供用ホームページとのリンクを行った。また、教師海外研修の事例、セミナーの概要や資料を、国内機関のホームページ上で公開した。

これらの取り組みの結果、平成１６年度の開発教育トップページへのアクセス数は５８，０８２件のアクセス（１４年度比９，８７８件増、１５年度比２，４６７件増）となり、１４年度実績４８，２０４件に比して２０％増となった。

(開発教育に関する JICA ホームページ)	14 年度	15 年度	16 年度
アクセス数	48,204 件	55,615 件	58,082 件 (20%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

＜ホームページ「ぼくら地球調査隊」＞

２．開発課題等への理解の促進

（１）教員の国際協力現場の理解促進

教員が国際協力現場を訪問することにより、途上国問題への理解を深め開発教育に役立ててもらうため、小学校教員（平成１５年度より対象）、中学・高校教師を対象に教員派遣を実施している。１６年度には、教師海外研修の参加者の人選、コース内容、帰国後のフォローを国内機関で実施することとなり、きめの細かい対応に努めた。その結果、１９チーム１９１名の派遣（１５年度比６５人増）となり、１５年度実績１２６名（計９チーム）に比して５２％増となった。

（国際協力現場への派遣）	14 年度	15 年度	16 年度
教員数	89 人**	126 人	191 人 （52%増）

＊カッコ内は 15 年度実績に対する増減率を示す。

＊＊14 年度は小学校教員を対象としていない。

例えば、ＪＩＣＡ中国では「南アフリカ」に１１名（島根県、山口県）、「エチオピア」に１２名（広島県、岡山県）の教員を派遣した。両コースとも２回に亘る派遣前研修を実施した後、現地では小中学校、協力隊員の活動現場、ＮＧＯ活動現場、教育省等を訪問した。本研修に参加した教師は、帰国後、関係者に対する帰国報告会を実施するとともに、実際に勤務先の学校で開発教育の授業を実践し、その結果をとりまとめて、開発教育実践例として、ホームページにも掲載し、共有を図っている。

（２）開発教育指導者への研修の拡充

開発教育については、学校現場において「総合的な学習の時間」等を活用し取り組まれているが、現状、開発教育に関する指導要領や教材等のツールがないことから、担当する教員が独自に実施方法を考え教材の作成を行っているケースも多い。そのため、簡単な教材の作成方法や開発教育の参加型ワークショップの手法の紹介等をとおして、教員の開発教育の指導者としての能力を育成し、開発教育の担い手となっていただくことを目的として各国内機関で「開発教育指導者」への研修を実施している。同研修の実施要領は開発教育ＮＧＯと共同し作成した。

具体的には、教師海外研修に参加した教員へ研修受講の勧奨、教師海外研修及び開発教育指導者研修受講済みの教員の講師としての招へい、教師海外研修で作成した教材の紹介、出前講座やエッセイコンテストの応募状況から開発教育に積極的に取り組んでいる学校への参加を勧奨し、７０件の研修を実施し、参加者は２，６５６人（１４年度比１，１６２人増、１５年度比５３８人増）となり、１４年度実績１，４９４人に比して７８％増となった。

（開発教育指導者への研修）	14 年度	15 年度	16 年度
研修参加人数	1,494 人	2,118 人 （42%増）	2,656 人 （78%増）

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

各国内機関では、さらなる質の向上を図るために、ＮＧＯからの講師の派遣や研修内容に関しての助言を受ける等、地域のＮＧＯとの連携を進めている。また、参加者（参加校）拡大のため、教育委員会との連携を進めている機関もある。例えば、ＪＩＣＡ兵庫では、兵庫県教育委員会及びＮＧＯと共催で実施した、教師等を対象とした開発教育指導者セミナーにおいて、基調講演で「地球的な課題を教育の現場でいかに考えていくか」「生徒が主体的に参加しながら学ぶにはどう工夫すればいいのか」等のこれからの授業のヒントを参加者に提供し、「多文化共生」「貧困の原因」「難民問題」等のテーマでワークショップを行った。参加者の９割以上が、この研修で学んだことが授業で生かせるとの意見が出された。

(二)海外移住（法第１３条第１項第４号）

小項目 No.22　海外移住者に対する支援

【中期計画】
本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。
【年度計画】
本事業については、移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉・日本語教育を含む人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。

【当年度における取り組み】

移住事業の重点化を図るため、引き続き高齢者福祉、日本語教育を中心とした分野の支援を行うとともに、将来の日系社会を担うリーダー育成事業を行った。また、一般の経済・技術協力の枠組みのなかで日系社会の支援を合わせて行っていくため、経済・技術協力事業との連携を進めた。

１．事業の重点化

海外移住事業費の総額は平成１５年度実績５８５百万円から１６年度実績５６１百万円と引き続き減少傾向にある。その中で重点化の対象としているのは、日系団体支援及び日系社会リーダー育成事業を通じた高齢者福祉と日本語教育を含む人材育成である。主に日系団体への助成を通じ実施している援助・指導事業（営農普及、医療衛生、教育文化及び施設等整備の四事業）の実績は、１５年度実績１６６百万円から１６年度１５２百万円と減少しているものの、高齢者福祉対策を中心とする医療衛生と日本語教育を中心とする教育文化の割合は６６％（１５年度実績１１０百万円）から７４％（１６年度実績１１２百万円）に伸びている。また、日系社会リーダー育成については、わが国での修士号取得を目的として来日する日系人留学生を対象とした支援を行っており、１５年度９２百万円から１６年度１１３百万円と増加している。

なお、それぞれの内容は以下のとおり。

ア．海外の日系団体への支援については、平成１６年度には、移住者に一層の自助努力を求めつつ、移住者団体が行う高齢者福祉や日本語教育を中心とした事業に対して合計４５団体の助成を行った。高齢者福祉においては、パラグアイ、ボリビアの移住地にある５診療所について、移住者の高齢化に伴う診療所機能の見直し、自立に向けた方策など、今後５年間の運営方針を取りまとめたアクションプランの作成について、引き続き支援を行った。ブラジルでは、高齢移住者の医療相談・巡回診療に対して支援を行った。

また、日本語教育においては、中南米の現地日本語教師のネットワーク強化を図るため、サンパウロで開催された「汎米日本語教師合同研修会」経費の助成及び講師の派遣を行うとともに、日本語教師のレベルアップを図るための現地合同研修に対して引き続き支援を行った。

イ．日系社会リーダー育成事業の対象として、平成１６年度には、新規に１４人を受け入れた。また、日系人中学生を日本語学校生徒研修として４０人を受け入れた。

２．経済・技術協力との連携

経済・技術協力の枠組みの中で日系社会の支援を合わせて行っていくことを目的として、以下の協力を行った。

ア．アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ドミニカ共和国において、日系社会が裨益する農業、保健医療等分野の事業を１９件実施した（平成１５年度１８件）。

イ．中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員１２４人に対して本邦で技術研修を行った。

ウ．中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層（４０～６９歳）を日系社会シニアボランティアとして２５人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（２０～３９歳）を日系社会青年ボランティアとして４８人派遣した。

３．その他の取り組み

横浜国際センター海外移住資料館（平成１４年１０月開館）の入館者数は、教育機関に対し開発教育の一環としての同資料館の活用を働きかけた結果、修学旅行での利用が増加したことから、平成１６年度には１９，０８６人（１日当たり平均６２人。対前年度比７％増）となっている。また、マルチメディア関連コンテンツの充実を図ると共に、資料館ホームページを新たに開設した。ホームページへのアクセス数は１９８，９８４件となった。

(ホ)災害援助等協力事業（法第１３条第１項第５号及び第２項）

小項目 No.23　災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施

【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

(i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。

(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、ＮＧＯとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

【年度計画】

（１）緊急援助隊派遣

ア．携行機材の電子備蓄台帳を利用した在庫管理を行うとともに、緊急援助隊派遣時の携行機材リスト、インボイスの出力を効率的に行える体制を構築する。

イ．緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が救助チームに関しては２４時間以内、医療チームに関しては４８時間以内になるように努める。また、民間航空機利用の場合の座席数、カーゴスペース確保のための方策を検討する。

ウ．平成１５年度の INSARAG（国際捜査救助諮問グループ）神戸会合の成果を生かし INSARAG が開催する訓練への救助チームリーダーの積極的な参加を促進する。また、INSARAG 地域会合を通し救助チームの訓練内容につき他国と情報交換し、機構の現行総合訓練の見直しを行う。

（２）緊急援助物資供与

ア．緊急援助物資供与については、今後の事業の改善を念頭に現状の３倉庫体制の再検討を行う。また、物資供与に関するフォローアップを実施する。

イ．効率的かつ効果的な援助を実施する上から、NGO との連携を推進する。このため、物資供与の実施についての情報を迅速に共有できる体制を検討する。

【当年度における取り組み】

国際緊急援助隊の派遣については、必要機材･物資の備蓄や隊員の訓練･研修など必要な準備に平時から取り組み、未曾有の被害を出したスマトラ沖地震津波災害に対して、史上最大となる緊急援助活動を迅速かつ適確に実施した。また、緊急援助物資の供与についても２９件に及ぶ物資供与を適確に実施するとともに、そのフォローアップにも努めた。

１．国際緊急援助隊の派遣

（１）緊急援助隊の迅速な派遣

平成１６年度にはスマトラ沖地震津波災害に対して、１つの救助チーム、７つの医療チーム、４つの専門家チームの計１２チーム２４８人を派遣したほか、自衛隊部隊派遣のサポートを行った。国際緊急援助隊は、主務大臣の命令後２４時間以内の救助チーム派遣と４８時間以内の医療チーム派遣を目指している。スマトラ沖地震津波災害においては、救助チーム派遣は１７時間、医療チーム派遣はスリランカ第一次隊が１５時間、モルディブが２２時間、タイが３７時間、インドネシア第一次隊が２３時間と、いずれも目標時間内に出発させることができた。なお、スリランカ医療チーム第一次隊は、世界で被災国に最も早く到着した国際救援チームであった。医療チームは４カ国に１３９人を派遣し、約６，７００人に対して診療を行なった。津波による外傷の初期治療や被災地の不十分な医療施設で受けた初期治療のために化膿した傷口の処置などを積極的に行い被災者から高い評価を受けた。

インドネシアでは医療チーム派遣に先立ち調査チームを派遣し、治安状況や被災地域のニーズを事前に確認したことで、円滑な医療チームの派遣に繋げることができた。スリランカ及びモルディブでは専門家チームを派遣することで、被災後の復興事業に繋げることができた（シームレスな支援の実施）。

なお、平成１７年３月２８日に発生したインドネシア国ニアス島沖地震に対しても、主務大臣の命令後１７時間で医療チーム第一次隊が成田を出発し、現地で医療活動を展開した。（１５年度に引き続き、達成率１００％）

【主務大臣命令後、派遣までに要した時間】

	派遣命令日時	成田出発日時	派遣までの時間
スマトラ沖地震・津波災害			
スリランカ医療チーム	12 月 26 日 19：30	12 月 27 日 11：00	15 時間 30 分
モルディブ医療チーム	12 月 28 日 12：00	12 月 29 日 10：30	22 時間
タイ救助チーム	12 月 28 日 18：30	12 月 29 日 11：30	17 時間
タイ医療チーム	12 月 28 日 21：00	12 月 30 日 10：00	37 時間
インドネシア医療チーム	12 月 29 日 12：00	12 月 30 日 11：30	23 時間
ニアス島沖地震災害			
医療チーム	3 月 29 日 18：40	3 月 30 日 11：30	16 時間 50 分

また、国際緊急援助隊の迅速な派遣のために、成田空港の倉庫に携行機材を備蓄しており、平成１６年度は備蓄機材の管理台帳の基本フォームを構築し、インボイス出力システムと連携させるためのデータ整理作業を開始した。

（２）研修・訓練の実施状況

研修・訓練は救助関係者、医療関係者、業務調整員に区分して実施しており、平成１６年度の実績は以下のとおり。

・救助関係者：救助訓練（１３７人）
・医療関係者：導入研修（４０人）、中級研修（１８３人）
・業務調整員：業務調整員研修（機構職員１８人、青年海外協力隊ＯＢ８人）

平成１６年度は、これまで実施していた救助関係者のリーダー研修を実践的な環境の下での訓練となるように国際捜索救助諮問グループ（ＩＮＳＡＲＡＧ）の訓練内容を取り込んだ救助訓練に組み替えた。これにより、実践的訓練を受ける参加者数を倍増（１５年度７５人→１６年度１３７人）させ、国際緊急援助隊の派遣者のうち訓練参加者数の割合を増加させるとともに、被災現場で活用できる実践的な訓練内容とした。なお、第４四半期は、スマトラ沖地震津波災害の対応のため、実施予定の研修を中止した。

国際捜索救助諮問グループ（ＩＮＳＡＲＡＧ）会合ではアジア・太平洋地域グループ副議長国として８月にペルーで開催された米州地域会合に参加するとともに９月にシンガポールで開催されたアジア・太平洋地域グループ会合及びチーム・リーダー会合にも参加し、救助における医療の関わりについてプレゼンテーションを行なうなど積極的な情報交換を行なった。

さらに医療チームの機能をより一層向上させるためにアジア近隣国との連携を目的とした合同セミナーをインドネシアで開催するなど、円滑な援助実施に向けた取り組みを開始した。これによりフィリピン集中豪雨の調査及びインドネシアにおけるスマトラ沖地震津波災害の緊急援助において被災国の対策本部との円滑な連携が可能となった。

２．緊急援助物資供与

（１）適切な物資供与の実施と業務改善の状況

平成１６年度の物資供与（P. 119 参照）は２１カ国に計２９件（３８８百万円）と１５年度（１５件）を大幅に上回った。

援助物資の内容策定に当たっては複数の情報源から迅速に情報収集し、最適な物資の種類及び量を決定した。また、効果的な物資供与に資するため、物資の迅速な輸送及び被災国の首都まででではなく被災地域までの輸送に努めた。カリブを襲った一連のハリケーン被害に対する物資供与は、国際機関を除き援助国が限られたこともあり、迅速に輸送が可能なわが国の備蓄制度による援助が被災国によって高く評価された。

これらのフォローアップを案件毎に実施しており、次のような事例が挙げられる。

【物資供与のフォローアップ事例】

ア．北朝鮮列車爆発事故（４月）

物資の荷受機関となった世界保健機構（WHO）との緊密な連携により、事故発生後７日目に最も早い援助物資として届けられた医薬品をWHOが受け取り、翌８日に事故現場の近くの４つの病院に届けられ適切に使用されたことを確認した。

イ．インドネシア共和国パプア州の地震災害（１１月）

被災地の最寄の空港で荷物の引渡しを行なった際、インドネシア側が速やかに被災地まで船便で輸送し、物資の配布がスムーズに開始されたことを確認した。

ウ．パプアニューギニア火山噴火（１１月）

供与物資の利用状況を現地事務所のナショナルスタッフを活用して確認したところ、テント、浄水器、プラスチックシート等が被災民やケアセンターで使用されていることが確認できた。プラスチックシートは被災民が竹などで作る伝統的な構造物の屋根部分に効果的に利用されており、テント代わりに使用されるなど工夫が凝らされていた。

実施体制の強化については、医薬品の円滑な調達と輸送を実現することを目的として、オランダの国際ＮＰＯ（ＩＤＡ：International Dispensary Association）と覚書を締結した。また、より効率的な物資輸送を実現するために現行の３倉庫体制（シンガポール、ロンドン、マイアミ）を見直し、南アフリカ共和国に第４番目の備蓄倉庫を設置することを決定した。

平成１６年度の物資供与の実績

国・災害種	金額（千円）	要請受領	物資到着	備考（仕向け地）
北朝鮮列車爆発	12,696	4 月 25 日	4 月 29 日	平壌（首都）、IDA 医薬品
ドミニカ共和国洪水	10,814	5 月 26 日	5 月 27 日	サントドミンゴ（首都）
ハイチ洪水	10,300	5 月 26 日	5 月 31 日	ポルトープランス（首都）
ミャンマーサイクロン	10,117	5 月 28 日	6 月 1 日	ヤンゴン（首都）
ニカラグア集中豪雨	11,496	7 月 6 日	7 月 9 日	マナグア（首都）
パラグアイ火災被害	13,000	8 月 2 日	8 月 5 日	アスンシオン（首都）、IDA 医薬品
バングラデシュ洪水	28,000	7 月 29 日	8 月 14 日	被災地に配付。医薬品の現地調達・供与
グレナダハリケーン	6,664	9 月 10 日	9 月 14 日	トリニダードトバゴ（同国がグレナダまで輸送）
ジャマイカハリケーン	12,241	9 月 11 日	9 月 15 日	キングストン（首都）
パナマ洪水	9,673	9 月 22 日	9 月 23 日	パナマシティ（首都）
ハイチ洪水	12,587	9 月 22 日	9 月 24 日	ポルトープランス（首都）
バハマハリケーン	5,527	9 月 26 日	9 月 29 日	ナッソー（首都）
グレナダハリケーン	6,922	10 月 6 日	10 月 11 日	トリニダードトバゴ（同国がグレナダまで輸送）
ハイチハリケーン	9,119	10 月 8 日	10 月 11 日	ポルトープランス（首都）
インドネシア地震	13,000	11 月 16 日	11 月 20 日	クパン（被災地）
フィリピン集中豪雨	28,174	12 月 1 日	12 月 3 日	マニラ（首都）
PNG火山噴火	11,010	11 月 30 日	12 月 7 日	ラエ（被災地）
インドネシア地震	10,792	12 月 2 日	12 月 6 日	ビアック（被災地）
フィリピン集中豪雨	8,400	12 月 13 日	12 月 22 日	マニラ（首都）、医薬品の現地調達・供与
スリランカ集中豪雨	15,532	12 月 23 日	12 月 27 日	コロンボ（首都）
スリランカ地震津波	14,651	12 月 26 日	12 月 29 日	コロンボ（首都）
モルディブ地震津波	9,750	12 月 26 日	12 月 31 日	マレ（首都）
インドネシア地震津波	26,036	12 月 26 日	12 月 30 日	メダン（被災地）
タイ地震津波	10,010	12 月 30 日	1 月 1 日	プーケット（被災地）、一部は医薬品現地（バンコク）購入
ガイアナ洪水	12,450	1 月 21 日	1 月 28 日	ジョージタウン（首都）
コスタリカ洪水	12,464	1 月 19 日	1 月 26 日	サンホセ（首都）
パキスタン豪雨/豪雪	20,983	2 月 14 日	2 月 21 日	イスラマバード（首都）
イラン地震	20,600	2 月 22 日	2 月 25 日	ケルマン（被災地）
インドネシア地震	14,934	3 月 29 日	4 月1日	ニアス島（被災地）

（２）ＮＧＯとの連携の実施状況

効率的かつ効果的な緊急援助実施の観点から、バングラデシュ洪水災害において医薬品及び生活用品を現地調達し、さらにＮＧＯ（シャプラニール、赤新月社）と連携してこれらを直接被災者に手渡した。これらのＮＧＯからの活動報告によると、被災家庭への個別訪問により真に支援を必要とする家庭を確認して８，０００セットの供与を行った。また、２つのＮＧＯで合計４６の医療チームを編成し、医薬品の供与や１７５千人以上の診療を実施した。このように、機構による迅速な現地での物資調達とＮＧＯによるきめ細かな被災民への配布支援により、支援を必要とする被災民に的確に物資を届けることができた。

また、ＮＧＯのジャパン・プラットフォームによるイラン地震に関する援助評価調査に参加することで、ＮＧＯの援助及び評価内容を共有することができ、ＮＧＯによる被災民に直結した支援について理解を深めることができた。これらのことから、今後、国際緊急援助についての機構とＮＧＯのノウハウを交流させ、お互いにより効果的な援助ができる基礎が固まった。

これを受けてジャパン・プラットフォームとの連携は、スリランカに派遣した医療チームが、ジャパン・プラットフォーム傘下のＮＧＯに活動を引き継いだことで具体化された。加えて、スリランカでは、米国のＮＧＯとも連携したため、医療チームの活動に幅広い持続性を持たすことができ、より効果的な支援を実施することができた。

（へ）人材養成確保（法第１３条第１項第６号）

小項目 No.24　人材養成確保の充実

【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。そのため、以下の措置を講ずる。

●国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。

●ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。

●人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、ＮＧＯ人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

【年度計画】

ア. 国民の国際協力活動促進を目的として開設された国際協力人材センター及びそのホームページ「PARTNER」が、より活用されるように国内機関と連携して広報に努める。同時に「PARTNER」が魅力あるサイトとなるよう、登録団体の拡大、専門家公示案件の掲載を充実する。

国際協力参加の意志を有する層に人材登録の勧奨を行う。特に平和構築分野や教育分野等人材が不足している分野はNGOや関連団体等を通じた人材情報の収集を行う。

イ. 平成１５年度に策定した研修内容の見直し計画に基づいた研修コース等の所要の改編を行うとともに、新しい専門家ニーズの動向等に応じて、次年度の研修内容の見直し計画を策定する。

ウ. 人材育成を更に幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入れを行う。

エ. NGOに関しては、NGOスタッフ研修(NGO人材育成研修)、NGO-JICA相互研修を行う。

オ. 国内機関を通じて、地域の大学との連携講座の実施を推進する。

【当年度における取り組み】

１．国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

（１）国際協力人材センターの体制整備

機構に限らず、国際協力事業に携わるＮＧＯ、公益法人、法人コンサルタント等が国際協力を志す人材を有効活用するため、平成１５年１０月に国際協力人材センターを設置した。同センターが運営するホームページ「ＰＡＲＴＮＥＲ」の内容の充実と広報に努めた結果、その認知度や利用頻度は順調に高まっている。１７年３月に「ＰＡＲＴＮＥＲ」利用団体に対してアンケート調査を行い、利用状況や効果を確認するとともに、改善提案等を聴取した。アンケート結果によれば、約７割の登録団体が、「非常に満足」又は「やや満

足」と回答しており、「ＰＡＲＴＮＥＲ」は概ね好意的に評価されていることがわかった。また、ＮＧＯ／ＮＰＯは各機能を満遍なく活用している一方で、法人コンサルタントは主に「人材閲覧機能」を利用している、といった団体種別ごとのニーズの違いがあることが判明した。これらの結果を基に、今後各方面の期待に応えるべく、サービスの充実を図っていくこととしている。

（２）情報提供件数、情報提供制度の利用者数

国際協力人材センターのホームページ「ＰＡＲＴＮＥＲ」では、様々な団体が実施する国際協力に関する情報を提供するために、ＮＧＯや公益法人に加え法人コンサルタントにも広く協力を呼びかけた。その結果、平成１６年度には、１８７団体（１５年度７０団体）が情報提供団体として登録し、情報提供件数は合計１，８８３件（求人情報１，６０８件、研修・セミナー情報２７５件）となり、１５年度下半期の実績３５８件（通年に換算すると７１６件）に比べ大幅に増加した。

これらの情報提供制度の利用者数（「ＰＡＲＴＮＥＲ」トップページのアクセス数）は、２３３，３６８件と１５年度下半期の実績を通年に換算した２１３，１４２件から９．５％増加した。そのほかのモニタリング指標も１５年度と比べて全て順調に増加しており、情報量の充実が反映されて利用者が飛躍的に増加したと考えられる。

【情報提供制度ごとの利用状況】

・求人情報利用者数（アクセス件数）　１７７，９０１件
・研修・セミナー情報利用者数（アクセス件数）　３０，１７２件
・メール配信サービス（登録者数）　９，８５５件
・相談サービス（利用者数）　１７０件

（情報提供制度）	14 年度	15 年度	16 年度
提供件数	－	358 件 (716 件)	1,883 件 (163%増)
利用者数	－	106,571 件 (213,142 件)	233,368 件 (9.5%増)

＊1. 15 年度のカッコ内は、通年換算した件数を示す。
＊2. 16 年度のカッコ内は 15 年度実績（通年換算）に対する増減率を示す。

また、国際協力に関するイベント、セミナー等におけるキャリア相談の実施などを通じ、国際協力への参画を目指す人への指導助言を行っている。１１月には、国際機関やＯＤＡ機関、ＮＧＯ、法人コンサルタント等、広範な国際協力関連機関・団体の協力・参画を得て、「国際協力を志す人のためのキャリアフェア２００４」を東京都内で実施し、１，１１２人の参加を得て参加者の好評を博した。

（３）専門家等登録件数

国際協力人材登録制度は、国際協力に関する知見と経験を有する既存の援助人材を確保し、機構だけではなく国際協力事業に携わる諸団体の人材バンクとして活用されることを目的としている。今期については、「ＰＡＲＴＮＥＲ」上及び広報活動を通じ、人材登録制度の紹介及び登録勧奨に努めた結果、平成１５年度末の登録者数４，６０７人に対し、１６年度末の登録者数は、１，４３１人増の６，０３８人となった。

（専門家等登録件数）	14 年度	15 年度	16 年度
登録件数	3,352 人	4,607 人	6,038 人

また、登録者のうち２，０１０人が「ＰＡＲＴＮＥＲ」上で、専門性や海外活動歴などの自己プロフィールを公開している。これにより、機構を初めとする国際協力関連機関・団体が有為な人材にアクセスし得る機会（登録者にとっては就業機会の増加）を提供することが期待されている。

今後は、平和構築分野や教育分野等の人材が不足している分野の人材登録を増やす工夫を検討する他、登録者、登録団体の利便性をより高めるための機能向上を図る予定。

２．専門家養成研修の見直しと充実

機構は、開発途上国において技術移転を行う技術協力専門家や、将来国際協力分野での活躍を希望する若手人材等を対象にして、それぞれのニーズに応じた各種の研修を行っている。平成１６年度においては、技術協力専門家の希望者が必要な知識や手法等を習得するための「技術協力専門家養成研修」や赴任直前の専門家に対する「専門家派遣前研修」等の各種研修事業を実施した。

これらの研修の成果として、これまでに数多くの国際協力の実務家を研修修了者から輩出しており、受講者アンケートにおいても、技術協力専門家養成研修では約９割の受講生が期待以上又は期待通りの成果が得られたとしている。

こうした研修の効果をさらに向上させるために、平成１６年度においては、１５年度に策定した専門家養成研修見直し計画に引き続き、今年度新たに確認された専門家ニーズを加味した研修内容の見直しを行い、必要な新規研修コース(復興支援コース、ガバナンスコース、ＨＩＶ・エイズ対策コース等)を開設するとともに、海洋環境保全コースなど２コースを休止、貧困対策コースを社会ジェンダー・調査手法コースへ統合するなど２コースを統合した。

また、ニーズに応じた弾力的な人材養成事業を実施していくための基礎資料として、「国際協力人材の確保・養成に関する基本方針(案)策定のための調査研究」を実施し、ＪＩＣＡ専門家人材の需給ギャップ分析や、国際協力人材に求められる能力分析等を行い、来年度以降の実施へ向けた人材養成事業の見直しを行うための指針を得た。

さらに、こうした研修を通じて養成された援助人材の一層の活用を図るため、研修受講

者が応募の段階で事前に国際協力人材センターの国際協力人材登録制度に登録する制度を新規に導入した。これにより、養成人材を確実に確保する仕組みを整えるとともに、研修修了者への国際協力関係ポストの求人情報の提供等の働きかけを強化し、同センターによる人材の確保事業との連携強化を図った。

３．幅広い人材育成のための取り組み

（１）インターンの受入

国際協力・開発援助に関わりの深い研究を行い、将来同分野において活躍することを希望する大学院生等を対象に、公募や大学との協定によりインターンの受入を行っている（平成１６年度は計１１２人、１４年度実績８９人に比して２６％増）。

大学院生を対象に本部１０人、国内機関１３人、在外事務所３５人の計５８人のインターン実習生を受け入れた。また、国内機関が個別に地元の大学と協定を結んで受け入れる大学生のインターン５４人を受け入れた。

（インターンの受入）	14 年度	15 年度	16 年度
受入人数	89 人	110 人 (24%増)	112 人 (26%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

（２）ＮＧＯ人材育成研修等の実施

ＮＧＯの人材育成を支援するため、ＮＧＯ人材育成総合プログラムとして平成１６年度には６種の研修や技術支援等を実施した。プログラムへの参加人数は新規研修コースの開設や、募集広報の強化等に努めた結果、平成１６年度の実績は９９人となり１４年度実績の５１人から９４％増となった。

(NGO 人材育成研修等)	14 年度	15 年度	16 年度
参加人数	51 人	59 人 (16%増)	99 人 (94%増)

＊カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

【ＮＧＯを対象とした研修や技術支援の事例】

ア．ＮＧＯ－ＪＩＣＡ相互研修

「プロジェクトに終わりはあるのか～自立発展性を考える」というテーマで国内研修は９月にＮＧＯ、ＪＩＣＡ合わせて２９人の参加者で実施した。またＮＧＯとＪＩＣＡのスタッフがそれぞれのプロジェクトの視察と意見交換を通じて互いの事業への理解を深めることにより連携関係を促進するため１１月にフィリピンで海外研修を行い１２人が参加した。

イ．草の根技術協力のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント（ＰＣＭ）研修

今年度から、草の根技術協力の応募に役立てることを目的に、１１月６～

７日の２日間で３１人の受講者に対してＰＣＭ研修及び草の根技術協力の事業提案書作成演習を実施した。応募者が８６人と研修ニーズが高く、全国各地から参加した受講者からは東京に限らず、自分たちの地域でも研修をしてほしいとの声があった。

ウ．ＮＧＯ技術者派遣制度

ＮＧＯからの要望に基づきＮＧＯの海外協力案件にＮＧＯが有していない特定の技術を有する技術者を派遣し、ＮＧＯの活動を支援するＮＧＯ技術者派遣を８件実施した。ＮＧＯの海外協力を効果的に補完する協力としてＮＧＯ側からも有益な制度として活用されている。ＮＧＯ団体名、派遣国、派遣分野、派遣時期の内訳は下記のとおり。

・セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン　ミャンマー　参加型研修 2004/4/18-6/6
・アムダ　カンボジア　理学療法　2004/10/23-2005/1/13
・北九州国際技術協会　インドネシア　ごみの堆肥化 2004/10/31-11/20
・モンゴルパートナーシップ研究所　モンゴル　畜産経営 2004/11/8-2005/2/4
・シャンテイ国際ボランテイア会　タイ　図書館活動　2005/1/10-2/6
・ブリッジエーシアジャパン　ミャンマー　深井戸掘削技術 2005/1/7-4/6
・ICA 文化事業協会　ペルー　揚水風車製作 2005/3/27-4/9
・JVC　カンボジア　自動車整備　2005/4/3-7/1

（３）大学との連携講座の実施

大学との連携講座は、平成１６年度に４３件実施した。全国の１５大学で単位認定がなされており、機構の職員や国際協力専門員が国際協力の必要性、日本の国際協力の概要･特色を概説することに加え、学生自身がどのような形で国際協力に関わることができるかを考える機会を提供している。また、ＪＩＣＡ筑波（筑波国際センター）では、地元の大学と連携して、夏季休暇期間に大学３・４年生及び大学院生が途上国からの研修員とともに研修コースの一部に参加し、技術協力の現場体験や研修員との意見交換を通じ技術協力への理解を深めるとともに大学側はこれを単位として認定するという取り組みを行うなど、大学と国内機関との連携の質的向上も図られている。さらに、国際協力の実施に当たり大学との連携を推進する目的から、平成１６年度に、大学との連携包括協定を導入した。同協定は、５年間を目途に、機構と大学が国際協力の実施や援助人材の育成等連携可能な分野で協力することを包括的に合意するものであり、１７年２月に帯広畜産大学、同４月に北海道大学と協定を締結した。

（ト）附帯業務（法第１３条第１項第７号）

小項目 No.25　附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況

【中期計画】
開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。
【年度計画】
開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う

【当年度における取り組み】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、機構は政府の政策や方針にもとづき、優良案件の発掘・形成支援事業を適確に実施した。

また、重要な開発課題に係る調査研究の実施により、事業実施のための方針の整理や事業経験の体系化、援助マネジメント手法の研究を行い、事業の質の向上に貢献した。

１．プロジェクト形成調査等の実施状況

平成１６年度には、これまで個々の課題に応じて実施してきたプロジェクト形成調査等の案件形成支援事業について、重点開発課題を総合的に解決するため、案件形成段階においてもプログラム化を推進した。また、その計画・実施に当たっては在外主導を積極的に推進した。こうした新たな枠組みのもとで、１６年度は案件形成対象プログラムとして東南アジア地域７３件、中南米地域６１件、南西アジア地域４０件、アフリカ地域９１件、中東地域３２件、その他地域７６件、合計で９５カ国３７３件について案件形成支援事業を実施した。

また、この成果として、今後の質の高い案件の発掘・形成と案件の採択促進のため、１６年度にはフィリピン、タイ、スリランカ、バングラデシュ、パプアニューギニア、イラン、ヨルダン等について、機構としての重点開発課題に対する協力の方向性を明確にし、協力事業の取り組み方を整理・検討した。

【案件形成プログラムの実施の事例】

ア．パキスタンでは、経済の中心地であるカラチの活性化にかかる課題分析を行うために企画調査員を派遣した上で協力の方向性を策定し、上下水道の整備について、プロジェクト形成調査及び在外専門調整員により基礎データ等を収集し、「カラチ上下水道整備計画開発調査」の案件形成を促進し、１７年度案件として採択された。

イ．大洋州地域においても、「小島嶼国自立支援」分野で広域企画調査員を派

遣し、太平洋共同体事務局（ＳＰＣ）との連携協力を模索しながら案件形成をした結果、第三国集団研修「データ分析強化研修」及び「サンプルデータ統計調査手法強化研修」の２件が要請案件として提出され、いずれも１７年度案件として採択された。

ウ．タンザニアでは、公共財政管理能力向上支援のために、企画調査員、在外専門調整員を継続的に配置して知的貢献を行うとともに、我が方の協力の可能性などについて在外主導で議論を重ねた。平成１６年８月にはプロジェクト形成調査団を派遣し、右調査結果を踏まえ、先方政府から正式要請があり、３ヵ月のうちに「公共財政管理能力向上支援」案件が採択された。プロジェクト形成調査から６ヵ月後には、事前評価調査団が派遣され、迅速な案件形成・実施が可能となった。

２．調査研究等の実施状況

（１）事業実施に効果的な調査研究の拡充・強化

機構は、案件形成支援及び事業の質の向上に貢献するため援助事業戦略の分析検討、開発理論・援助潮流の整理・検討、及び事業経験のレビューと援助手法の改善を目的とした調査研究を行っている。平成１６年度は、「貧困削減と人間の安全保障」と「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」に資する調査研究の実施を中心に、貧困削減戦略文書（ＰＲＳＰ）に係るプロセス参加能力強化、国際援助動向把握、ＪＩＣＡ課題別指針や地域別援助戦略の検討、ＮＧＯとの連携改善、及び社会調査手法の改善に資する調査研究等、合計２８件を実施した。

【主要な課題についての調査研究の取り組み】

ア．人間の安全保障

ＯＤＡ大綱及び新中期政策にも反映された重要課題である「人間の安全保障」を貧困削減戦略との関係において研究した「貧困削減と人間の安全保障」研究会では、援助事業における重要な留意点が明らかになった。この議論・成果は、外務本省及び現地大使館など途上国の開発援助戦略策定に関わる現地ＯＤＡタスクフォースに随時情報提供された。

イ．貧困削減戦略

前年度から実施してきた「アジア・アフリカ貧困削減戦略策定プロセス比較分析」を終了した。戦略の実施モニタリングへの機構の関与のあり方を検討する「貧困削減戦略年次進捗評価手法」の研究は、外務本省及びアフリカ各国現地タスクフォースの参加を得て、開発途上国の戦略モニタリングと公共財政管理プロセスへのドナーの関与に関わる現地の問題意識とニーズを反映した形で行なわれた。

ウ．キャパシティ・ディベロップメント（総合的能力開発）

技術協力の効果を向上させる上で重要な概念である途上国のキャパシティ・ディベロップメントについて、ＪＩＣＡ関係者、他国の援助関係者にも理解を得やすいよう概念・用語の整理を行い、事例分析を通じて事業経験の分析を蓄積するとともに今後の方向性を検討した。また、キャパシティ・ディベロップメントなどの観点から既往のＪＩＣＡ事業をレビューするグッド／バッド・プラクティス・ワークショップを開催し、さらに「国際協力研究」誌の特集記事などを通じて職員・関係者への周知を行った。特定国・案件の事例分析では客員研究員も活用し、当該国での援助計画のレビューと、効果的な事業の設計に生かしていくための議論を、在外事務所との間でテレビ会議を通じて促進した。

エ．地域アプローチ、課題アプローチの強化

地域アプローチの観点からＡＳＥＡＮ地域統合に対する我が国援助のあり方を検討する「ＡＳＥＡＮ地域援助研究」を実施した。課題アプローチの強化と援助手法の改善については「廃棄物管理分野のキャパシティ・ディベロップメント」、「中所得国への産業人材育成支援」、「ノンフォーマル教育」、「ＮＧＯ‐ＪＩＣＡ連携による草の根展開事業の経験分析」等の調査研究を実施した。

（２）調査研究の効果的発信の促進

国際協力総合研修所のほか各部署で実施された調査研究の概要･進捗一覧を機構内で共有し、さらに、作成済みの報告書のうち、職員の業務遂行に有用と考えられるものを「ＪＩＣＡ職員の基礎知識」としてまとめ、機構内での活用促進を図った。

「日本の経験」シリーズ（教育、保健医療）は、個々の途上国の発展段階に応じて、日本の過去の経験から得られる示唆を提供することを目的として実施された調査研究である。例えば、教育の量的普及が課題となっている初等教育就学率が８０％以下の国々においては、日本の経験からまず中央集権的に制度を構築・普及させることが有効であると言えることから、教育行政や関連法規の整備などが具体的方策として示唆されている。また、保健医療分野においても、戦後の資源払底のなか、国民の健康水準向上に向けて行われた様々な創意工夫について途上国開発の視点から取りまとめられている。これらの報告書は、技術協力プロジェクトの実施面での反映だけでなく、プロジェクト形成調査や技術研修での相手国政府担当者との対話及び提言に活用されている。

また、「開発課題に対する効果的アプローチ」８課題（ＨＩＶ／ＡＩＤＳ、中小企業振興、貿易･投資、基礎教育、高等教育、貧困削減、農村開発、情報通信技術）について英語版を完成し、機構の各課題へのアプローチの仕方を示す資料として在外事務所を通じて相手国政府や他援助機関との共有を図った。なお、援助の調和化の一環として４３の援助政策官

庁、実施機関、国際機関等が参加して情報の共有を行なう国別分析情報（ＣＡＷ）の共同ウェブサイトにおいて、ＪＩＣＡ国別援助研究の発信件数は１５件から２１件に増加した。

（３）調査研究及び援助人材育成と現地事業とのリンケージ強化

調査研究及び援助人材育成と現場事業とのリンケージを強化するための体制構築について、平成１６年度に機構内の検討委員会で検討を進めた結果、国際協力総合研修所を「実践的シンクタンク」として整理し、現場とつながった事業の知識やスキルの向上とＪＩＣＡ関係者の能力強化を図ることとした。この方針は、ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）における国内事業の改革として、平成１７年３月に公表した。

平成１６年度　調査研究

援助課題や事業戦略の分析・検討（１２件）

- 国別援助研究　ボリビア
- 効果的なガバナンス支援のための枠組み検討
- 貧困削減と人間の安全保障
- ＰＲＳＰプロセス事例研究
- キャパシティ・ディベロップメント（ＣＤ）に向けた技術協力のあり方
- ＡＳＥＡＮ地域援助研究
- 貧困削減戦略年次進捗評価の手法
- スケーリングアップ（援助効果の面的拡大）の手法
- 途上国の開発事業におけるＰＰＰ（官民パートナーシップ）導入支援
- 地方分権化における地方政府の能力開発支援（アフリカＰＲＳＰ策定国を対象に）
- マイクロファイナンス（零細企業・地場産業振興）
- ＣＤ事例研究：ネパール森林協力

援助手法の改善（１６件）

- 開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために
- 途上国のソーシャル・セーフティ・ネットの確立に向けて
- 開発課題に対する効果的アプローチ（フェーズ１．２．３）
  （貧困削減、基礎教育、農村開発、ＨＩＶ／ＡＩＤＳ、中小企業振興、高等教育、貿易投資促進、情報通信技術、農業開発・農村開発、水資源、リプロダクティブヘルス）
- 中南米地域日系社会との連携による国際協力のあり方
- ボランティア事業の評価手法
- 教育･保健分野における日本の経験
- 教育･保健分野における日本の経験（フェーズ２／ビデオ制作４種）
- ＮＧＯ－ＪＩＣＡ草の根展開型事業の経験分析
- 国別診断の手法
- 社会調査の事業への活用
- 沖縄の戦後復興経験と平和構築
- 大洋州地域における技術者養成と経済・社会開発への裨益
- 多様な社会・文化におけるイスラム圏ジェンダー主流化のあり方研究（エジプト事例研究）
- ノンフォーマル教育支援の拡充にむけて
- 中所得国への高等教育支援（産業界との連携）
- 開発課題に対する効果的アプローチ（フェーズ４）
  （大気汚染、水質汚濁、都市・地域開発、運輸・交通）

３．予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

小項目 No.26（予算、収支計画、資金計画）

【中期計画】
（１）予算（人件費の見積もりを含む。）　別表１(略)
運営費交付金を充当して行う業務については、「２．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

［人件費の見積り］
期間中　54,925 百万円を支出する。
但し、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。

［運営費交付金の算定方法］
ルール方式を採用

［運営費交付金の算定ルール］
①平成 15 年 10 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までは積み上げ方式とする。
②平成 16 年度以降
次の算定式による
運営費交付金額＝［人件費＋｛業務経費（A）＋一般管理費（B)｝×α］×β
＋γ－自己収入（C)
α：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
β：効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
γ：特殊要因。政府主導による重点施策の実施等の事由により時限的に発生する経費であって、業務の運営に影響を与えうる規模の経費であり、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。
（i）人件費
毎事業年度の人件費については、以下の数式により決定する。
人件費＝基本給等＋退職手当
基本給等：役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当等の人件費（退職手当を除く）をいい、次式により算定する。
基本給等＝直前の事業年度の基本給等×σ
σ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定及び外国為替変動等を勘案して、当該事業年度に

おける具体的な係数値を決定。

退職手当：当年度退職予定者及び前年度以前の予定外退職者により想定される、毎事業年度の退職手当額。

（ii）業務経費（人件費を除く）

毎事業年度の業務経費（A）については、以下の数式により決定する。

業務経費（A）＝｛A（ｙ－１）－γ（ｙ－1)｝×ε1

A（ｙ－1)：直前の事業年度における業務経費（A)。

γ（ｙ－1)：直前の事業年度における特殊要因。

ε1：政策係数。法人の業務の進捗状況や新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

（iii）一般管理費（人件費を除く）

毎事業年度の一般管理費（B）については、直前の事業年度における一般管理費（B）と同額とする。

（iv）自己収入

毎事業年度の自己収入（C）については、以下の数式により決定する。

自己収入（C）＝C（ｙ－1）×ε2

ε2：政策係数。自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な計数値を決定。

（２）収支計画　別表２(略)

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

●固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。

（３）資金計画　別表３(略)

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【年度計画】

１．予算（人件費の見積を含む。）別表１(略)

２．収支計画　別表２(略)

寄附金実施要領及び施設の一時使用に関する実施要領に基づき、事業実施を促進する。平成１６年度８月までに「国内機関の総合的なあり方調査」を完了し、効率的、効果的な施設運営にかかる事業計画を策定する。

３．資金計画　別表３(略)
融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

【当年度における取り組み】

１．予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書：別表１
損益計算書：別表２
キャッシュフロー計算書：別表３

２．自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績

自己収入のうち、寄附金については、１６年度においては、全１２件（１３８万円）の受入実績があり、そのうち６件は平成１６年末に発生したスマトラ沖大地震に関する国際緊急援助隊派遣への充当を目的としたものであった（９７万円)。

また、施設利用料収入については、計画額に対して９６百万円の増収となっている。今後は平成１６年度に策定した施設の一時使用にかかる指針をもとに施設利用収入の増加を図る。

雑収入については、別表１のとおり８９７百万円の収入をあげたが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻し入れ、本部賃借料にかかる敷金の戻し入れ等を除くと、収入は３０３百万円であり、６百万円の減収となった。減収の主な要因は職員住宅収入の減少によるものである。

固定経費の節減については平成１５年度下半期に見直しを行った本部賃貸料減による１６年度での削減効果（２２４百万円)、公用車経費（１０百万円)、パソコン経費の削減（１６百万円）等、節減を図った。

予算の効率的な執行については、平成１５年度に引き続き、長期専門家の新規派遣人数の削減、専門家手当ての合理化、研修員滞在経費の削減等に取り組んだ。

運営費交付金債務の残高については６，５６３百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

契約済みで支払いが翌年度になるもの	３，６３５百万円①
前渡金	１，３２８百万円
人件費不使用額	４５２百万円
計画済みのもので実施が翌年度になるもの	６２７百万円②
リース債務（旧法人契約の元本返済分）	７５百万円
たな卸し資産、前払い費用、仮払金	１８６百万円
その他不用額	２６１百万円

このうち、繰越し（①、②の合計：コンサルタント契約、機材調達等）は、４，２６２百万円で、計画的な事業の実施等により、平成１５年度実績（７，４５８百万円）より減少

した。

なお、途上国において先方政府等の制度や意思決定プロセスに合わせて効果的な技術協力を実施するためには、契約を年度毎に区切ることが困難または著しく効率性を損なう場合があり、契約済みの繰越についてはある程度柔軟に取り扱わざるを得ないと考えている。他方、当該年度内に未契約の繰越は計画的な事業実施の観点から不適切であると認識しており、引き続き抑制に努めていく。

３．国内外の施設・事務所のあり方にかかる見直し実績

（１）国内機関

「国内機関の総合的あり方調査」を踏まえ、国内機関の再編に向けて基本方針を策定し、平成１７年度以降の具体的な施策を決定した。

（２）在外機関

地域支援事務所（６事務所）を設置し、事務所員等を集中的に配置し、所掌する国々の案件形成支援やロジ支援（経理・調達）を効率的に行う体制を整備した。

４．融資事業における債権回収の実績

(1) 開発投融資

貸付金元本及び利息の回収を実施した。一部繰上げ償還があったため、回収額は年度当初の計画額と比較し６９百万円の増となった（下表のとおり）。

（単位：百万円）

	計画額	実績額	差額
元金	1,879	1,948	69
利息	265	264	△1
合計	2,143	2,212	69

(2) 移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。

平成１６年度は、計画額５１９百万円に比して５１０百万円を回収し、ほぼ計画どおり回収が行われた。

（単位：百万円）

		計画額	実績額	差額
元金		432	426	△6
	うち融資	420	407	△13
	入植地	12	19	7
利息		87	84	△3
	うち融資	83	70	△13
	入植地	4	14	10
	合計	519	510	△9

別表１

平成16年度　決算報告書

（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

（単位：百万円）

	年度計画予算	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	162,030	162,030	0	
受託収入	5,204	3,798	△1,406	注1
開発投融資貸付利息収入	265	264	△1	
入植地割賦利息収入	4	14	10	
移住投融資貸付金利息収入	83	70	△12	
その他収入	2,805	3,490	685	
うち施設利用収入	2,495	2,591	96	
寄附金	1	1	1	
雑収入	309	897	588	注2
施設整備資金より受入	1,050	721	△329	
計	171,440	170,387	△1,053	
支出				
一般管理費	11,333	11,511	△178	
うち人件費	7,873	7,908	△35	
物件費	3,461	3,603	△142	注3
業務経費	151,321	154,144	△2,823	注4
うち国・課題別事業計画関係費	5,525	6,661	△1,136	
技術協力プロジェクト関係費	86,826	88,885	△2,059	
無償資金協力関係費	4,770	5,590	△820	
国民参加型協力関係費	26,433	25,808	625	
海外移住関係費	561	561	1	
災害援助等協力関係費	1,344	1,623	△279	
人材養成確保関係費	3,731	3,632	99	
事業評価関係費	927	689	238	
事業附帯関係費	7,509	7,357	152	
国内機関関係費	4,123	4,125	△3	
在外事務所関係費	9,570	9,212	358	
施設整備費	1,050	755	295	注5
受託経費	5,204	3,623	1,580	注6
業務支援経費	2,847	2,649	199	
うち施設運営費	2,495	2,590	△95	
民間協力特別支援費	352	58	294	注7
計	171,755	172,682	△927	

端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

予算額と決算額の差異説明

注1　経済産業省からの受託事業の減少に伴う収入減

注2　予算段階では見積もれない過年度経費の戻し入れ、本部賃借料にかかる敷金の戻し入れ等があったため。

注3　平成12年、13年、14年にかかる消費税修正申告額（305百万円）を納付したため。

注4　次年度への繰越額が前年度からの繰越額を下回ったこと等による差額。
なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。

注5　想定以上の入札残が発生したため。

注6　相手国等の事情により計画に変更が生じたため。

注7　事業未実施分があるため。

損　益　計　算　書

（平成１６年４月１日～平成１７年３月３１日）

（単位：百万円）

経常費用		
業務費		
国・課題別事業計画関係費	6,675	
技術協力プロジェクト関係費	88,522	
無償資金協力関係費	6,038	
国民参加型協力関係費	25,788	
海外移住関係費	547	
災害援助等協力関係費	1,721	
人材養成確保関係費	3,626	
事業評価関係費	689	
事業附帯関係費	7,287	
国内機関関係費	4,075	
在外事務所関係費	9,051	
業務支援経費	2,649	
受託経費	3,623	
減価償却費	82	
一般管理費		
一般管理費	11,106	
財務費用		
支払利息	2	
雑損	2	
経常費用合計		171,482
経常収益		
運営費交付金収益	164,725	
受託収入	3,624	
開発投融資収入	260	
入植地事業収入	14	
移住投融資収入	78	
施設利用収入	2,107	
寄附金収益	1	
貸倒引当金戻入	420	
資産見返運営費交付金戻入	165	
資産見返補助金等戻入	5	
財務収益		
受取利息	24	
雑益	599	
外国為替差益	182	
経常収益合計		172,202
経常利益		720
臨時損失		
固定資産除却損	78	
固定資産売却損	5	
臨時損失合計		83
臨時利益		
固定資産売却益	1	
臨時利益合計		1
当期純利益		637
当期総利益		637

キャッシュ・フロー計算書

（平成１６年４月１日～平成１７年３月３１日）

（単位：百万円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
事業支出	△ 144,787
業務支援費支出	△ 2,199
受託経費支出	△ 3,734
人件費支出	△ 16,514
その他の業務支出	△ 2,035
貸付金利息収入	335
入植地事業収入	35
利息収入	14
割賦元金	21
運営費交付金収入	162,030
受託事業収入	3,800
施設利用収入	2,108
寄附金収入	1
その他の収入	687
小　計	△ 272
利息の受取額	24
利息の支払額	△ 2
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 250
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△ 1,532
固定資産の売却による収入	323
貸付けによる支出	△ 607
貸付金の回収による収入	2,388
定期預金の預入による支出	△ 23,200
譲渡性預金の取崩による収入	20,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,928
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 48
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 48
Ⅳ　資金に係る換算差額	104
Ⅴ　資金減少額	△ 2,121
Ⅵ　資金期首残高	5,626
Ⅶ　資金期末残高	3,504

４．短期借入金の限度額

小項目 No.27　短期借入金の限度額

【中期計画】

４１０億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

【年度計画】

４１０億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が３ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

【当年度における取り組み】

実績なし

５．重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

小項目 No.28　重要な財産の譲渡等の計画

【中期計画】

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画

【年度計画】

中期計画で認可された財産の譲渡の準備を引き続き進める。

【当年度における取り組み】

１．アルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設

アルゼンチン国園芸総合試験場は、１９７７年に、日系園芸農家への営農支援を目的に設置され、ＪＩＣＡの直轄事業として試験研究及び営農指導活動を行ってきた。

その後、移住事業再編に伴い、その事業運営について見直しが検討された結果、土地の借用期限の切れる平成１６年１２月に直轄事業による試験場としての役割を終え、試験場がこれまで果たしてきた機能や活動を継続することを前提に土地の提供者であるアルゼンチン国国立農牧技術院（ＩＮＴＡ）に移管することとし、同年１２月６日にＩＮＴＡに無償譲渡した。

なお、施設の残存価値は約４，６００万円であるが、以下の理由から総合的に検討した結果、無償譲渡したものである。

- ＩＮＴＡは試験場の移管に際して、試験場がこれまで果たしてきた機能や活動を継続するために必要な運営費、人件費等の予算を確保することを約束している。しかし、施設の有償譲渡については、運営経費以上の予算措置は困難であるとの見解が示された。そのため、有償譲渡を前提とした場合はＩＮＴＡに対する施設譲渡が困難となり、試験場機能そのもの、及びＪＩＣＡが蓄積してきた協力成果が失われる可能性があること。
- 仮に譲渡しないことになった場合は、試験場の土地はＩＮＴＡから無償提供を受けており、先方からの求めがあれば協力期間終了後には原状復帰させる必要があるため、経費として約１，０００万円の追加的な支出が必要となることが見込まれたこと。

２．ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮の土地・建物

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮の土地・建物については、対処方針検討に必要な情報を収集した。

６．剰余金の使途

小項目 No.29　剰余金の使途

【中期計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

【年度計画】

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

【当年度における取り組み】

実績なし

７．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（１）施設・設備に関する計画

小項目 No.30　施設･設備に関する計画

【中期計画】

業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（１年以内に実施）を実施する。

平成１５年度から平成１８年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118
身障者対応施設整備	施設整備資金	200
既存施設改修	施設整備資金	3,214
計	施設整備資金	5,532

【年度計画】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。また、平成１６年８月までに「国内機関の総合的なあり方調査」を完了し、これに基づき施設・設備改修計画を改訂する。

平成１６年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
身障者対応施設整備	施設整備資金	103
既存施設改修等	施設整備資金	947
計	施設整備資金	1050

【当年度における取り組み】

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施するとともに、国内機関の総合的あり方調査を完了した。

１．平成１６年度の施設・設備の整備に関する実績

国内機関等の身障者対応設備整備及び既存施設整備については、施設・設備改修計画に基づき、当初計画どおり設計・工事を行った。一般競争入札の結果、落札残額が生じた。

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	執行額
身障者対応施設整備	103	112
既存施設改修等	947	643
計	1050	755

２．国内機関の総合的あり方調査に関する実績

国民等の協力活動の推進の観点から、機構の国内拠点としての国内機関の重要性がますます高まる一方、その立地条件や施設の老朽化、地域的な配置バランスなど、組織の効率的・効果的な経営に向けた見直しを図る必要があることから、平成１５年度から国内機関の総合的あり方調査を開始した。コンサルタントによる調査は１６年８月末に終了し、地域の中で国内機関が果たしてきた役割や現在の活動状況を整理し、今後の課題として、首都圏及び中部等の施設に関する代替案の検討や国内機関の配置構想等に係る提言を行った。

この調査結果を踏まえて、機構では、途上国の現場のニーズを確実に受け止め、的確かつ迅速に応えるための日本国内の実施体制の強化を図るとの観点から、国内事業及び国内機関のあり方について検討を行い、平成１７年３月、国内事業の改革と国内機関の再編を骨子とする「ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）」としてとりまとめ公表した。詳細は以下の枠囲みのとおりであり、国内機関については、今後同プランに沿って、機能の集中と合理化を進め、より効果的で効率的な体制を整備していく方針である。

【ＪＩＣＡ改革プラン（第二弾）の骨子】

１．国内事業の改革

（１）研修員受入れ事業改革

研修員受入事業の仕組みを、途上国のニーズに一層的確に即応できるよう再編し、現地のニーズと日本のリソースのマッチング機能や事業評価を強化する。

（２）市民参加協力事業の促進

市民、ＮＧＯ、自治体、大学などをＪＩＣＡ事業のパートナーとして位置づけ、その活動が今まで以上に途上国のニーズに合致したものとなるよう、連携を強化する。

（３）調査研究と人材育成の強化

国際協力総合研修所を、実践的シンクタンクとして位置づけ、援助現場の経験、知識を集約し、現場主義の実践を担う機構関係者の能力向上を図る。

２．国内機関の再編

現場主義に基づく改革をさらに進め、事業の効果・効率化、迅速化を図るため、国内機関についても機能の集中と合理化を推進する。このため、全国を１０ブロックに分けて、それぞれのリソース、施設を踏まえ、研修員受入事業、市民参加協力事業がもっとも効率的に実施できるよう機能と配置を見直す。

（１）第一段階（第一期中期目標期間中の実施内容）

ア．関東ブロックのうち、首都圏の国内機関を平成１８年４月に再編する。

・ＪＩＣＡ東京を研修業務に特化、ＪＩＣＡ八王子の研修業務を吸収。

・ＪＩＣＡ広尾は市民参加協力推進のために全国的拠点とし、ＪＩＣＡ八王子とＪＩＣＡ東京の市民参加協力業務を吸収。

・ＪＩＣＡ八王子は閉鎖。

イ．ＪＩＣＡ中部の建て直し見直し。

・中部ブロックのＪＩＣＡ中部は、老朽化により現行中期計画に建て替えが盛り込まれているが、現在進めている改革に照らし合理的内容となるよう調整を進める。

（２）第二段階

・関西ブロック等８ブロックについて、ブロックごとに見直しを行うための検討委員会を立ち上げ、平成１７年度中に具体的な方策を検討する。

（２）人事に関する計画

小項目 No.31　人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画

【中期計画】

（イ）方針

効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、

●的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。

● 業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。

【年度計画】

ア．新人事制度（職能資格、人事評価、給与、退職金）の導入・定着を図る。

イ．人事評価者研修を実施する。

ウ．組織改革及び在外強化の方向性を踏まえた人事ローテーションを導入する。

エ．新人事制度を踏まえた人材育成計画を作成する。また、新しい職員研修体系を導入する。

【当年度における取り組み】

資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を導入し定着させ、全職員の勤務成績の評価を実施するとともに、旧課長以上の職員に対しては評価結果を１２月の賞与に反映させた。また、組織改革や在外強化の方向性を踏まえた職員の配置に努めた。職員の能力開発については、人的資源マネジメントの視点を踏まえた人事制度ハンドブックをとりまとめるとともに、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。

１．勤務成績の評価の実績並びに適材適所の人事配置の実績

（１）勤務成績の評価の実績

新人事制度については、職員への説明会の開催及び労働組合との交渉を経て、平成１６年４月に新人事制度及び人事評価制度、７月に新給与制度・資格制度を導入した。人事評価制度については、国内に勤務する管理職（チーム長、グループ長、部長、所長等）を対象として評価者研修を実施するとともに、職員の理解をより確実なものとするための資料を作成し配付した。これら、新人事制度の定着については、階層別研修において説明を行うとともに、一般職員を対象とした人事制度説明会を開催するなどの方策を講じた。

年二回の評価結果の提出状況はいずれも１００％となり、機構内で一定の理解が得られ

ていると判断できる。１６年度上半期の評価より、試行的に旧課長職以上の職員を対象として評価結果を１２月の賞与に反映させた。

（２）適材適所の人事配置の実績

早期退職者の増加及び育児休職者の増加等の要因により在外事務所への人員シフトは計画よりも進捗に遅れが生じたものの、初年度の人員再配置は概ね計画どおり達成した。

また、平成１６年４月の組織改革とチーム制の導入に伴い、旧課長代理を新たに管理職（チーム長及び主査）に位置づけ、管理職の責任と権限の明確化及び管理スパンの適正化、意思決定の迅速化を図った結果、決裁の迅速化などの業務改善、管理職の組織運営に対する意識の向上という成果が現れた。

平成１５年度には、機構の人事制度設計において「求める人材像」である基準人材像について定義を整理した。１６年度は、この基準人材像に基づいて初期ローテーションモデル（キャリアパスモデル）を設定した。基準人材像とは、「援助マネジメントのプロフェッショナル」と定義し、事業を的確に遂行するために必要なマネジメント能力と、「国・地域」や「課題・分野」に関する専門能力とで構成されるものである。基準人材に至る前の職員の配置については同ローテーションモデルに基づき適材適所の配置に努めるとともに、人事評価面接を通じた人材育成に努めた。

２．職員の能力開発

援助マネジメントのプロフェショナルとしての基準人材像に到達するため、職員が備えるべき能力の育成に関して、職務を通じて専門性を蓄積できるよう職員の専門区分設定及びキャリアパスモデルの策定を行った。また、上記基準人材像に到達するために必要とされる基礎的な研修項目の抽出を行い、研修体系表として取りまとめた。管理職や職員が総合的な能力開発について理解を深めるため、新人事制度及び職員研修制度からなる機構の人材育成の方針について整理したハンドブック（案）を作成した。さらに、より高度な能力育成に対応するために、国際協力総合研修所の知見を戦略的に活用することとし、新たな研修プログラムの開発を同研修所が中心となって推進することにした。

平成１６年度の既存の職員研修については、「階層別研修」１，９７０人、「専門研修」７５３人、「語学研修」４２２人を実施した。階層別研修受講人数が多いのは、人事評価制度の導入に伴い、集中的に目標設定および評価者研修を管理職向けに実施したためである。専門研修については、特に新設コースとして、ジェンダー分野（参加型研修など）、国を見る視点を養うシリーズなどを実施した。

この他、国際機関との人事交流、省庁との人事交流、職員の専門家としての派遣など、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。

小項目 No.32　常勤職員数と人件費総額

【中期計画】

（ロ）人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の 3 人減とする。

（参考１）

期初の常勤職員数　1,329 人

期末の常勤職員数　1,326 人

（参考２）

中期目標期間中の人件費総額見込み　54,925 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。

【当年度における取り組み】

平成１６年度末の常勤職員数は１，３２８名（平成１６年度採用者で、本人の都合により平成１７年４月１日入構となった者を含む）となった。

また、平成１６年度の人件費は、予算額１５，４５４，２２０千円に対し、支出実績額１５，０７６，８０９千円であった。

（３）その他中期目標を達成するために必要な事項

（イ）監査の充実

小項目 No.33　外部監査の実施等監査の充実

【中期計画】
（イ）監査の充実
外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。
【年度計画】
平成１５年度に引き続き、会計監査人による外部監査に加え、独立行政法人化に伴う内部監査について、在外契約に係る監査法人等による知見を得ての内部統制強化等を通じた監査体制の整備、並びに監査法人の手法・意見の採用及び不定期の監査の実施等を通じた監査の充実を図る。

【当年度における取り組み】

会計監査人による外部監査を実施するとともに、内部監査を実施し監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を図った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。

１．会計監査人による監査

会計監査人（新日本監査法人）による監査を、平成１６年度の差引簿及び科目台帳を対象に、本部については１６年１１月から１７年３月に、国内機関及び在外事務所については１６年９月から１７年３月に実施した。

＜期中において会計監査人が監査した機関＞
４国内機関：ＪＩＣＡ札幌、ＪＩＣＡ帯広、ＪＩＣＡ広尾、ＪＩＣＡ横浜
７在外機関：ミャンマー事務所、ウズベキスタン事務所、シンガポール駐在員事務所、バングラデシュ事務所、ボリビア事務所、英国事務所、セネガル事務所

２．内部監査

内部監査は、理事長直轄の組織である監査室が、本部、国内機関および在外機関（プロジェクト等の協力活動現場を含む）の全組織を監査対象とし、書面監査及び実地監査を行っている。監査の種類は、①年間計画に基づいて実施する定期業務監査と定期会計監査、②課題別監査、③フォロー監査、④随時監査（抜き打ち監査を含む）である。

監査結果の報告は直接理事長に行い、関係部署に対しその改善を指示し、その内容について取りまとめた報告書を全部署に配布し、再発防止への注意喚起を図っている。

平成１６年度には、以下の機関を対象に監査を実施した。（＊印を付した機関では抜き打ち監査を実施した。）

本部：総務部等１３部局

国内：ＪＩＣＡ沖縄*、ＪＩＣＡ九州*、ＪＩＣＡ大阪*、ＪＩＣＡ東京*、ＪＩＣＡ四国*

在外：シリア事務所、ヨルダン事務所、ウルグアイボランティア調整員事務所、
ブラジル事務所、コロンビア事務所、ブータン駐在員事務所、
カンボジア事務所、ミャンマー事務所、マラウイ事務所、ザンビア事務所、
南アフリカ共和国事務所、マレーシア事務所*、フィリピン事務所*

なお、平成１５年度に行った公認会計士による在外事務所における調達方法の調査結果に基づく提言を受け、在外事務所を対象とした監査においては、当該国の調達環境について現地の弁護士や公認会計士からも情報を聴取、監査を補完した。

３．無償資金協力事業に係る技術的監査

４カ国（中国、フィリピン、ガイアナ、モーリタニア）の４案件について実施した。対象案件は、地域的に偏りがないように配慮しつつ、まさに完成しようとしているか、或いは完成間もない案件を選び、契約（技術仕様、設計図書）に合致して完成しているか否か、設計変更等がなされている場合は、適切な手続きが取られていたか否かについて調査を行った。その結果、全案件について無償資金協力ガイドラインに則って事業が適正に実施されていることが確認された。この監査の特色は、直前までコンサルタントや業者のみならず、先方政府、在外公館、機構の在外事務所など関係者に実施することを伝えない「第三者による抜き打ち検査」である点である。この技術的監査は、今年度で２回目となるが、関係者に対する「抜き打ち」実施のインパクトは大きく、平成１６年度の監査結果から、いずれの案件についてもガイドラインに忠実に業務を実施してきたことが伺われた。

（ロ）各年度の業績評価

小項目 No.34　各年度の業績評価と業務運営への反映

【中期計画】
（ロ）各年度の業績評価
　各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。
【年度計画】
　年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

【当年度における取り組み】

　独法評価に適確に対応するため、１）業務実績のモニタリング(年２回)、２）内部の業績評価委員会及び外部検討委員による検討、自己評価、３）部署別年間業務計画を通じた目標管理、等の仕組みを本格的に稼動させるとともに、外務省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の平成１５年度評価結果を機構の各種会議体に周知徹底し業務運営への反映させた。具体的には以下のとおり。

１．専管の組織体制による業績管理・評価

　平成１６年度は、１５年度に新たに設置した業績評価のための組織体制により、１５年度業績報告及び評価結果への対応、並びに１６年度業績のモニタリング、取りまとめ、内部評価等を行った。総務部に設置された業績評価の専管部署「業績評価チーム」が機構の業績のモニタリング（年２回)、取りまとめ、評価結果のフォローアップ等を行い、総務担当理事を長とする「業績評価委員会」が業績の報告、自己評価、業務運営への反映等について審議を行い理事会に報告した。また、自己評価の質の向上と客観性の担保を図るため外部有識者３名を外部検討委員として委嘱し、１５年度業績報告や１６年度の進捗状況等についてその意見を反映させた。

　なお、平成１６年度の業務実績の取りまとめに当っては、指標毎の責任部署からのヒアリングを行い、特に実績内容の具体的な成果を把握することに努めた。

２．業績評価結果の業務運営への反映

　外務省独立行政法人評価委員会の評価結果を受け、平成１６年度には、１５年度に行ったさまざまな制度改善方策の導入等の取り組みが具体的な成果を出すことを念頭において業務運営に注力した。また、実績報告に対する各種の指摘事項については、機構として的確かつ具体的な対応を図り（例：財務諸表に関する指摘を受け、損益計算書付属明細を改善。)、この取組状況については１６年１２月の外務省独立行法人評価委員会において報告した。

　また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を受けて、国内機関の施設毎の実績、被援助国等における広報活動についても実績を報告できるよう準備した。

３．部署毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営、人事評価と連動させるため、平成１５年度に試行導入した「部署別年間業務計画」を１６年度から本格導入した。本部・在外事務所・国内機関の各部署の計画について担当理事が確認をし、本部分については理事会で討議した。また、１６年度上半期の部門長の人事評価から同計画の実施状況を反映させており、「部署別年間業務計画」を用いて業績評価制度を部署毎の業務運営に関連させる業務管理が一定の定着をみた。

また、中期計画、年度計画、業績評価指標、責任部署、業務実績等を記載した業績評価管理データベースによる業績管理の仕組みについても、平成１６年度の年度計画の策定から進捗管理、実績報告に至る業績評価の一連の作業の過程で定着化している。

４．機構内部への制度の周知

一般職員への業績評価に関する認識の向上のため、業績評価セミナーを開催した（１３０人が参加）ほか、国内、在外の機関長会議や職員研修などで積極的な説明に努めた。

以上

国別の取り組み

１６年度に実施した国別のプロジェクトの概況は以下のとおり。（プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。）

（１）東南アジア・インドシナ地域

ア．インドネシア
（ア）「民間主導の持続的な成長」実現のための支援：３８件
（イ）「民主的で公正な社会造り」のための支援：５４件
（ウ）「平和と安定」のための支援：３件

イ．マレーシア
（ア）経済の競争力強化：５件
（イ）人的資源開発：５件
（ウ）環境と持続的開発：３件
（エ）格差是正：１件
（オ）南南協力
第三国研修（コンピューターネットワーク技術」等）による協力を行った。

ウ．フィリピン
（ア）持続的成長のための経済体質の強化及び成長制約要因の克服：２４件
（イ）格差の是正（貧困緩和と地域格差の是正）：２０件
（ウ）環境保全と防災：８件
（エ）人材育成・制度造り：７件

エ．タイ
（ア）競争力の強化：１４件
（イ）社会開発と貧困削減：１５件
（ウ）持続的開発：９件
（エ）地域協力：９件

オ．ミャンマー
（ア）経済構造調整：２件
（イ）農業・畜産業・水産業開発：４件
（ウ）保健／医療の改善：３件
（エ）教育の改善：２件
（オ）市民生活の確保：１件
（カ）グローバル・イシュー
国別研修（「ハンセン病対策」等）による協力を実施した。

カ．ベトナム
（ア）人造り・制度造り（特に市場経済化移行支援）：１０件
（イ）電力・運輸等インフラ整備：８件
（ウ）農業農村開発：８件
（エ）教育・保健医療：８件
（オ）環境：５件
（カ）その他：１件

キ．ラオス
（ア）人造り：６件
（イ）ＢＨＮ支援：６件
（ウ）農林業：４件
（エ）インフラ・エネルギー：１０件

ク．カンボジア
（ア）グッド・ガバナンス：５件
（イ）経済振興のための環境整備：２件
（ウ）経済・社会インフラの整備：１３件

（エ）保健医療の充実：７件
（オ）教育の充実：４件
（カ）農業・農村開発：８件
（キ）地雷除去・障害者支援：１件
（ク）環境資源管理：２件

（２）東アジア地域
ア．中華人民共和国
（ア）環境問題など地球規模の問題に対処するための協力：１５件
（イ）改革・開放支援：６件
（ウ）相互理解の促進：１件
（エ）貧困問題克服のための支援：１１件
（オ）その他：１件

イ．モンゴル
（ア）産業振興のための経済基盤及び条件整備：２件
（イ）市場経済化移行のための知的支援、人材育成：２件
（ウ）農業・牧畜業振興：２件
（エ）基盤生活支援（教育、保健・医療、水供給）：２件
（オ）その他（環境）：３件

（３）南西アジア地域
ア．バングラデシュ
（ア）農業・農村開発と生活向上：７件
（イ）社会分野（基礎生活、人的資源開発）の改善：７件
（ウ）投資促進・輸出振興のための基盤整備：１件
（エ）災害対策：１件
（オ）援助吸収能力の向上
　個別専門家（「援助調整アドバイザー」）及び本邦研修（「援助吸収能力の向上」）による協力を行った。

イ．ネパール
（ア）社会サービスの充実と住民のエンパワメントを通じた国民生活の改善：５件
（イ）農業生産及び所得向上による生活水準の向上：３件
（ウ）経済・社会インフラの整備による産業振興と国民生活の改善：２件
（エ）持続可能な開発を通じた環境保全：２件
（オ）その他：１件

ウ．パキスタン
（ア）保健：４件
（イ）教育・ジェンダー：２件
（ウ）ガバナンス・経済改革：１件
（エ）水：４件
（オ）環境：４件
（カ）経済基盤・経済発展：４件
（キ）農林水産業：２件

エ．スリランカ
（ア）経済基盤整備：２件
（イ）鉱工業開発：３件
（ウ）農林水産開発：２件
（エ）人的資源開発：２件
（オ）保健医療システムの改善、整備：４件
（カ）環境保全：１件
（キ）和平プロセス及び開発復興支援：３件

（４）中米・カリブ地域
ア．ドミニカ共和国
（ア）農村の収入向上：２件

（イ）地方貧困層の健康改善：２件
（ウ）基礎教育及び職業・専門教育の改善：１件
（エ）環境保全と回復：１件

イ．　ホンジュラス
（ア）公正で持続可能な経済成長の加速化
　　個別専門家（農産物流通）による協力を行った。
（イ）地方における貧困削減：１件
（ウ）人的資本への投資：５件

ウ．メキシコ
（ア）地域・貧富の格差是正：５件
（イ）産業開発と地域振興：６件
（ウ）環境対策と自然環境保全：３件
（エ）南南協力
　　南南協力（広域）企画調査員を派遣した。

（５）南米地域
ア．アルゼンチン
（ア）地域及び所得格差の是正：８件
（イ）環境保全対策：６件
（ウ）日亜パートナーシップ・プログラムの推進：３件
（エ）日系人・日系社会を活用した技術協力の推進
　第三国専門家（「中小企業組織化」）の案件形成を行った。

　　イ．　　ボリビア
（ア）基礎的生活分野及び貧困対策：１０件
（イ）道路・橋梁などのインフラ整備：１件
（ウ）環境保全：１件

ウ．ブラジル
（ア）環境保全：５件
（イ）国際競争力強化：２件
（ウ）格差是正のための地域振興・社会開発：３件
（エ）三角協力
　第三国研修（「都市内鉄軌道交通輸送システム」等）による協力を行った。

エ．パラグアイ
（ア）メルコスールに対応するための競争力の強化と経済成長の促進：１４件
（イ）貧困層を主な対象とした保健医療と教育の充実：１件
（ウ）天然資源の持続的開発と環境の保全：１件
（エ）国家及び地方の行政能力の向上 ：２件

（６）アフリカ地域
ア．ガーナ
（ア）地方農村部の活性化：９件
（イ）ポテンシャルを活かした産業育成：２件
（ウ）行政能力の向上：３件

イ．ケニア
（ア）人材育成：４件
（イ）農業開発：３件
（ウ）環境保全：４件
（エ）保健・医療：４件
（オ）経済インフラ整備：５件

ウ．マラウイ
（ア）基礎生活支援：4 件
（イ）経済インフラ整備：3 件

（ウ）中小・零細企業育成
　　国別研修による協力を行った
（エ）人材育成：2 件
（オ）持続的開発のための資源保全・環境保護：1 件

エ．タンザニア
（ア）農業・零細企業の振興：３件
（イ）人口、エイズ及び子供の健康問題への対応：４件
（ウ）基礎教育支援：１件
（エ）都市部における基礎インフラ整備等による生活環境改善：５件
（オ）貧困削減のための行政能力強化：３件

オ．ザンビア
（ア）農村開発を中心とする貧困対策への支援：1 件
（イ）費用効果の高い保健医療サービスの充実：4 件
（ウ）均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援：2 件
（エ）自立発展に向けた人材育成・制度構築：1 件
（オ）地域相互協力の促進
　第三国研修（住民参加型給水開発・水産増養殖普及・ＰＲＳＰモニタリング制度構築のための地方行政能力向上）による協力を実施した。

カ．セネガル
（ア）基礎生活の向上（水供給・教育・保健医療社会基盤整備）：５件
（イ）環境保全（砂漠化防止）：１件
（ウ）農水産業：２件

（7）中東地域
ア．アフガニスタン
（ア）和平プロセスへの支援（DDR 職業訓練）：１件
（イ）復興・開発支援に対する協力（教育、保健医療、インフラ、農業、ジェンダー）：１５件
（ウ）継続的な復興支援と地方開発支援：２件
（エ）長期的視野に立った人材育成
　　国別研修による協力を行った。

イ．トルコ
（ア）環境改善：１件
（イ）経済社会開発促進のための人材育成：４件
（ウ）地域間格差是正のための農漁業及び保健医療等基礎生活分野の改善：３件
（エ）南南協力の支援：１件
　上記の他、第三国研修（「地下資源・評価」及び「地震工学」）による協力を行った。
（オ）地震災害振興・防火制度強化：２件

ウ．エジプト
（ア）経済・社会基盤の整備、産業の振興：7 件
（イ）貧困対策：2 件
（ウ）人材育成、教育の充実：２件
（エ）環境の保全、生活環境の向上：２件
（オ）南南協力の推進：10 件

開発課題別の取り組み

１６年度に実施した開発課題別のプロジェクトの概況と質の向上のための取り組みは以下のとおり。（プロジェクト件数は技術協力プロジェクト、開発調査及び無償資金協力基本設計調査の合計数。）

（１）ガバナンス

ア. ガバナンス分野の協力については、以下のとおり事業を実施した。
（ア）民主化支援
研修事業（「パレスチナ民主化支援」）等による協力を行った。
（イ）法整備支援：９件
（ウ）行政全般に対する能力向上：２７件

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）課題別指針の基となるガバナンス分野の調査研究を完成させ課題別指針を策定作業中。
（イ）ガバナンス分野課題タスクフォースを設置した。

（２）平和構築支援

ア. 平和構築支援分野の協力については、当該国・地域の社会・経済状況や紛争の特徴、例えば紛争の要因や紛争状態にあった期間、関係する人々への紛争のインパクト、紛争終結の様態、紛争後の国際的な支援体制等、相手国の実情にあわせ、以下の分野を組み合わせた支援を行った。
アプローチを通じた「和解の促進」、「ガバナンス」体制の改善に向けた協力、「治安回復」、住民が基本的ニーズを満たした生活を再建するために最低限必要とされる「社会基盤整備」、基礎的な経済ニーズの充足や経済基盤の継続的な安定化を図るための「経済基盤整備」、「社会的弱者支援」、技術協力を通じた「人道緊急援助」
また平成１６年度にはプロジェクト形成調査と開発調査の本格実施を連続して継ぎ目なく行う「人間の安全保障一体実施型」（通称「一気通貫プロジェクト」）を平和構築分野の協力において初めて導入した。
イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）５月にノルウェー政府と協同で平和構築支援セミナーを開催し、スリランカにおける平和構築支援の教訓事例の共有を行った。また、１０月には中近東地域セミナー「平和構築支援」を開催し、当該地域における平和構築支援分野の地域戦略案を策定した。
（イ）課題タスクフォース「平和構築支援」を立ち上げた。１６年度はタスク会議を２回開催し、情報の共有と意見交換を行った。また、４つのサブタスク（課題別指針改訂、人材育成・確保、ファーストトラック、教訓事例集）を立ち上げ、課題別指針の改訂、人材育成・確保プランの改訂、ファーストトラックの体制整備、教訓事例集のとりまとめを開始した。
（ウ）平和構築アセスメントをイラク、スーダン、シエラレオーネ、大湖地域において実施した。また、グアテマラ、東ティモール、ボスニア・ヘルツェゴビナ、パレスチナのプロジェクト形成調査で平和構築アセスメントを活用した。
（エ）平和構築支援事業の１５年度事業実績集計を行った。
（オ）特定テーマ別評価（平和構築支援）を実施し、平和構築支援事業実施にかかる提言を抽出し、改善のための具体的なアクションプランを策定した。

（３）ジェンダー主流化／ＷＩＤ

ア. ジェンダー・ＷＩＤ分野の協力については、課題別指針に基づき以下の事業を実施した。
（ア）ＷＩＤ案件：２２件
（イ）ジェンダー平等案件：３件
（ウ）ジェンダー関連案件：その他すべての案件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、以下の各種会合を開催した。
（ア）ジェンダー懇談会：１回（３月２５日開催）ＪＩＣＡのジェンダー主流化の平成１６年度活動と平成１７年度計画案について報告し、有識者から助言を得た。
（イ）課題別支援委員会（「多様な社会・文化におけるジェンダー主流化のあり方研究」への技術面を中心とした助言を得ている。援助の効果・便益の公平性の確保のためのきめの細かい配慮を目的とする研究である。）：４回
（ウ）分野課題別タスク会合（本年度は上述調査研究がタスク課題の中心）：７回。
（エ）ジェンダー責任者会議：セミナーとして４回開催。会議として１回（３月１７日開催）。なお、責任者会議の体裁はとらないが、全体部長会・理事会で、ジェンダー主流化の取り

組みの進捗や課題、国際潮流等につき、意思決定レベルでの共有目的に報告を随時行ってきた。
（オ）ジェンダー担当者会議(共通業務・課題別にグループ化し分割実施。本部全部署・１１国内機関をカバー)：６回

（４）情報通信技術

ア．情報通信技術分野では以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）IT 政策策定能力の向上：２件
（イ）IT 人材の育成：７件
（ウ）通信基盤の整備：４件
（エ）各分野への IT 活用による効率・効果の向上：７件
（オ）IT 活用による援助における効率・効果の向上：１件
（カ）放送分野：３件

イ．協力の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）課題別支援委員会について、委員の人選を行い、課題別支援委員会を開催した。個々のプロジェクトについての国内委員会を５回実施した。
（イ）分野・課題ネットワークシステムについて、１５件データを掲載した。
（ウ）国際協調としてＥＢＲＤとの共催セミナーを８月末に実施した。
（エ）課題別ビデオ（情報通信技術）（日本語版、英語版）を作成した。課題別ホームページ（情報通信技術）を作成した。ＪＩＣＡフロンティア１１月号情報通信特集を提案し、発刊した。ＪＩＣＡフロンティア８月号にタイ教育用情報技術開発能力向上の投稿記事が掲載された。第１回ＪＩＣＡグッドプラクティス評価賞のフィードバック優秀評価賞とフィードバック推進・総合賞を受賞した。

（５）運輸交通

ア．運輸交通分野については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）運輸交通インフラ整備：７０件
（イ）運輸交通実施体制強化：２６件

イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）適正技術の検証及び定着のため、以下のプロジェクト研究を実施した。
①開発調査における JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用のための基礎研究
②ＰＰＰ（官民パートナーシップ）を伴うインフラ整備・運営事業に関するプロジェクト研究
（イ）実際に事業で途上国固有の特性に対応した適正技術の検証を目的とした試験的事業として、「ケニア国ナイロビ市都市交通網整備計画」において、従来から交差点の容量オーバーにより渋滞していた交差点の改良及び信号設置を行った。
（ウ）課題別指針及び開発課題に対する効果的アプローチの最終ドラフトを作成した。

（６）都市開発

ア．都市開発分野については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）都市の持続的成長：８件
（イ）都市内貧困削減：１件
（ウ）都市開発人材育成：１件
（エ）都市基本情報整備：８件

イ．協力事業の質の向上を目的として、「都市・地域開発」に係る開発課題に対する効果的アプローチ及び課題別指針の最終ドラフトを作成した。

（７）教育

ア．教育分野については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）基礎教育：４１件
（イ）高等教育：１１件
（ウ）職業訓練：１９件

イ.協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）ノンフォーマル教育課題別指針を策定した。また、調査研究も計６回の研究会を了した（平成１７年５月に報告書完成済)。
（イ）以下のとおりシンポジウムを開催した。
・「ＪＩＣＡ教育協力の経験と今後の方向性」（２００４年７月）

・「ノンフォーマル教育と開発（ＵＮＥＳＣＯとの共催)」（２００４年１０月１３日、１４日）
・「ＥＦＡ達成に向けて」（２００５年３月）
（ウ）ＦＴＩ（Fast Track Initiative）に対応すべく、世銀を中心とする作業部会（メールベースでの意見交換等）にメンバーとして参加しているほか、ＦＴＩの年次会合に参加した。また、関連の報告会や勉強会を実施した。

（８）社会保障

ア．社会保障分野の協力については以下のとおり実施した。
（ア）障害者支援：８件
（イ）雇用：４件
（ウ）社会福祉：３件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）職員等に対する研修・セミナーを実施した。
・障害者支援に関する職員研修（初級）を２回実施した。
（参集者　第１回２７名、第２回１４名）
・障害者支援に関する職員研修（中級）を１回実施した。（参集者１３名）
・「日本の社会保障整備の経験」に関する公開セミナーを開催した。（参集者４０名）
（イ）関連情報の整備を開始した。
・社会保障分野全般にわたる案件実績を整理。全プロジェクトの案件概要表をナレッジマネジメント（ＪＩＣＡ内部の課題別データベース）において整備した。
・障害者支援に関する課題別指針の英訳を作成し、ホームページで公開した。
・障害者支援に関する国内のリソース機関および人材リストを作成した。
・カナダによる障害者支援に関する講演会を開催し、その手法に関する情報を収集した。
・アラブ・イスラム地域における障害者支援アプローチに関し、外部研究者を活用し委託研究を実施した。
・障害者支援以外の社会保障分野（医療保障、年金、社会福祉、労働・雇用）について、外部専門家の知見を活用するため、「社会保障」分野課題別支援委員会を組織した。

（９）保健医療

ア．保健医療分野の協力については以下の通りプロジェクトを実施した。
（ア）感染症対策：４２件
（イ）リプロダクティブヘルス・母子保健：２４件
（ウ）保健医療システム整備２５件
（エ）保健人材開発：３１件
（オ）復興支援・平和構築の内、保健医療に関連するもの：５件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）リプロダクティブヘルス分野の効果的アプローチに係る報告書を完成させるとともに、同分野の課題別指針（案）を作成した。
（イ）ＨＩＶ／ＡＩＤＳについては、サブサハラアフリカにおける戦略を策定した。結核については、戦略案を策定した。
（ウ）ＷＰＲＯ（WHO西太平洋事務局）との連携にて大洋州ＥＰＩプロジェクトを立ち上げた。また、ＷＰＲＯとの定期協議を実施した。

（１０）自然環境保全

ア．自然環境保全分野では以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）地域住民による自然資源の管理能力の向上：２２件
（イ）生物多様性の高い地域・生態系の保全：１６件
（ウ）荒廃地の植生の回復：７件
イ．協力事業の質の向上を目的として、自然環境保全分野の協力についての部内及びグループ内の勉強会を実施した。

（１１）公害対策

ア．公害対策分野の協力については 概ね以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）大気汚染・酸性雨：６件
（イ）水質汚濁：２３件
（ウ）廃棄物処：１６件
（エ）その他公害対策：１６件

（１２）水資源

ア．水資源分野(防災分野含む）について以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）安全な水の安定した供給：５９件
（イ）総合的な水管理の推進：１１件
（ウ）水質の改善を通じた環境保全：７件
（エ）防災対策の強化：３１件
イ.協力事業の質の向上を目的として、昨年度作成した「(水資源）開発課題の効果的アプローチ」（ドラフト）を完成させるとともに、それをベースに課題別指針を作成した。

（１３）貧困削減

ア．貧困削減分野については以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）貧困削減に対する体制整備：４件
（イ）貧困層の収入の維持・向上：４件
（ウ）貧困層の基礎的生活の確保：５件
（エ）外的脅威の軽減：１件
イ.協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）開発課題（貧困削減）に対する効果的なアプローチを検討するためのハンドブック（貧困削減実務マニュアル）を作成し、本部、在外事務所、国内センターに配布するとともに、職員向けセミナーを実施した。貧困削減案件の形成・実施・評価のための実務マニュアルの改訂は、これらセミナー等の結果に基づき来年度に実施する予定。
（イ）貧困削減にかかるナレッジサイトの案件情報や各種セミナー等の結果の掲載を行い、内容の更新・充実を図った。
（ウ）上記（ア）による職員向け研修に加え、大学での貧困削減に関する講演を行い、貧困削減の主流化を図った。

（１４）農業開発・農村開発

ア．農業・農村分野の協力については以下の通りプロジェクトを実施した。
（ア）国及び地域における開発計画の策定：３５件
（イ）貧困対策：２件
（ウ）生産基盤整備・管理：２０件
（エ）生産物流通加工及び市場アクセスの改善：８件
（オ）技術の開発・普及支援体制の整備：７１件
（カ）住民組織化、行政機関等の能力向上：１８件
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行った。
（ア）農業・農村分野の課題別指針を、課題別アプローチと統合し、課題別指針を更新し、ナレッジサイト上に公開した。
（イ）農業・畜産等の各サブセクター（水管理、農協等）の勉強会を設置し、それぞれのサブセクターで分野別勉強会を実施した。
（ウ）課題別アプローチ及び指針のセミナーを開催したほか、３月に国別農業・農村開発計画の部内セミナーと九州大学でベトナムハノイ農大研究協力セミナーを実施した。

（１５）水産開発

ア．水産分野では以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）水産資源の保全管理：１１件
（イ）漁村・漁民の貧困削減：２２件
（ウ）水産物の有効利用：５件
イ.協力事業の質の向上を目的として、有識者(大学教官ら１６名）からのコメントを踏まえて課題別指針（暫定版）を完成させ、その紹介を目的とする公開セミナーを３月２３日に開催した。

（１６）経済政策

ア．経済政策分野では以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）財政・金融制度、経済制度の構築：３件
（イ）開発途上国側の政策実施・運営能力の向上：２３件
（ウ）市場経済化の促進
プロジェクト形成調査（「カザフスタン国開発金融」）を実施した。
イ．協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。
（ア）経済政策分野の課題別指針を２００５年２月に完成させた。
（イ）２００４年７月にＩＭＦ本部に調査団を派遣し、ＩＭＦの技術協力についての調査およ

び今後の連携についての協議を行った。また、２００４年８月にＩＭＦ技術協力に係るセミナーを開催した。
（ウ）上記セミナーの他、２００５年２月に、集積型産業発展戦略に係るセミナー、創業・経営支援サービスに係るセミナー、法と市場経済に係るセミナーを実施した。
（エ）経済政策・金融分野の事業実績、課題体系図、基本統計、外部関係者リスト、協力の歴史等の情報の取りまとめを行い、ナレッジマネジメントサイト上に公開した。

（１７）民間セクター開発

ア．民間セクター開発分野では以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）中小企業振興：２０件
（イ）産業金融基盤整備：３件
（ウ）貿易･投資促進：８件
（エ）産業基盤制度整備：１６件
（オ）産業技術向上：１７件
（カ）産業公害対策：１件
（キ）観光開発分野：1件

イ.協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を実施した。
（ア）民間セクター開発にかかるプロモーションビデオ（日本語版、英語版、サマリーヴァージョン）を完成した。
（イ）各種研究会等へ参加し関連機関等の情報交換を行った。アセアン地域援助研究会へ参加し、アセアンにおける経済連携等への対応を強化した。また、ＣＬＭＶ産業協力研究会に参加し後発アセアン加盟国への、地域協力を視野に入れた案件形成に向けての情報交換、意見交換を実施した。
（ウ）各種プロジェクト研究の実施（アセアン経済連携を視野に入れた案件形成に向けての調査・研究の実施。具体的には、アセアン輸出管理、アセアン統計調査プロジェクト研究２件を実施し、アセアンとの経済連携や、アセアン統合への支援を視野にいれた案件形成への研究を実施した。
（エ）中小企業振興セクター、観光セクター開発の両課題にかかる分科会からなる開発課題別支援委員会の設立準備のための手続きを開始した。
（オ）ＤＡＣ貧困削減ネットワーク（Network on Poverty Reduction、略称：ＰＯＶＮＥＴ）の民間セクター開発ワーキンググループ（Private Sector Development Working Group、略称：ＰＳＤＷＧ）への協力（外務省国際機構課、ＪＢＩＣ等との会議参加、ＰＯＶＮＥＴ･ＰＳＤＷＧ ワーキングペーパーへのコメント出し等）を行った。
（カ）日本センターチーム主催の課題タスクに参加し、ビジネス人材育成にかかる連携関係を構築した。
（キ）ナレッジサイト上に民間セクターを構成する６つのサブセクター別に、これらの分野における案件形成、協力実施等に必要な基礎情報を整備した。
（ク）中小企業・産業技術・地場産業・裾野産業振興にかかる全国のＪＩＣＡ国際センターの本邦研修の内容、講師、テキストなど約３０件を収集、整理し、ナレッジサイト上に内部公開した。
（ケ）ＵＮＤＰと連携しアフリカにおける中小企業振興の可能性をさぐるべくプロジェクト形成調査を行った。

（１８）エネルギー・鉱業

ア.エネルギー・鉱業分野では以下のとおりプロジェクトを実施した。
（ア）エネルギー需給：３１件
（イ）省エネルギー・温室効果ガス排出抑制：５件
（ウ）鉱業振興：１１件

イ.協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を実施した。
（ア）２００４年１０月に課題タスクフォース「エネルギー・鉱業」、および左記タスクフォースの下に「エネルギー供給／再生可能エネルギー」、「省エネルギー」、「鉱業」の３つのサブタスクフォースを立ち上げた。
（イ）「エネルギー供給」（２００４年１２月）、「省エネルギー」（２００５年３月）、「鉱業」：２００５年２月完成）課題別指針
（ウ）太陽エネルギー利用にかかる協力方法を検討することを目的として、２００５年３月から（７月まで）プロジェクト研究「太陽光発電プロジェクト利用地方電化の課題と可能性に関する調査」を実施した。
（エ）エネルギー・鉱業に関する分野別の知見を蓄積するために、有識者を招いて１月に「Ｊ

ＩＣＡエネルギー・鉱業ワークショップ」を実施した。また、２月に「石油・天然ガス」、３月に「再生可能エネルギー」についてのワークショップを開催した。